

「将来にわたって子どもの声が地域に響き、若者・子育て世代で賑わうまち」の実現

# ABIRA 2023⇒2026

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第 | 2 | 次 | 安 | 平 | 町 | 総 | 合 | 計 | 画 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 後 | 期 | 基 | 本 | 計 | 画 |
|---|---|---|---|---|---|

(案)

●————— 将来像 —————●

育てたい 暮らしたい 帰りたい  
みんなで未来へ  けるまち

●—————●

## 第2次安平町総合計画 後期基本計画の構成

### 政策分野Ⅰ 子育て・教育

#### 基本施策1 (子育て支援)

#### 地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進

【関連するSDGsの目標】



#### <施策の方向性>

医療や福祉と連携しながら、0歳から18歳までの子どものライフステージに応じた子育て支援策の充実を目指します。また、子育てを地域全体でサポートする体制をつくり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。

#### <施策項目>

- (1) 子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実【成長戦略①】
- (2) 妊娠期・乳児期・幼児期など母子保健事業の推進【成長戦略②】
- (3) しょうがいのある児童・生徒・家庭に対する地域支援の充実【成長戦略③】
- (4) ひとり親家庭や多子世帯への子育て・教育支援の充実【差別化戦略①】
- (5) 結婚・妊娠・出産に対する支援の充実【改善戦略①】

#### 【成果指標】

| 指標項目                     | 現状値               | 目標値<br>(R8年度)    | 備考            |
|--------------------------|-------------------|------------------|---------------|
| 合計特殊出生率                  | 1.53人<br>(R1-R3)  | 1.70人<br>(R6-R8) | 3ヵ年平均         |
| 年間の出生者数                  | 46人<br>(R3年)      | 42人              | 毎年1月1日～12月31日 |
| 子育てへの不安、負担<br>を感じる保護者の割合 | 59.2%<br>(R1年度実施) | 45%              |               |
| 乳幼児健康診査受診率               | 100%<br>(R3年度)    | 95%以上            | 独自実施の5歳児健診    |

#### 【現状と課題】

##### (結婚・妊娠・出産・子育て支援)

- 当町の合計特殊出生率は、その年により増減はありますが、全国平均を下回る低い数値で推移しており、子どもを産む世代の減少とも相まって、若年者比率も下がっています。
  - 子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、女性の社会進出による子育てと仕事の両立など大きく変化し、子育て支援環境の整備が喫緊の課題であったことから、認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を、早来地区と追分地区にそれぞれ整備してきました。
  - この「児童福祉複合施設」を基盤として、安心して子どもを産み、育てられるための子育て支援サービスの充実を図り、子育て世代が安平町を選び、産んで、育てて良かったと思われる町の実現を目指しています。
- そのためにも、子育て支援に係るソフト事業と移住・定住対策事業の運動、そして、これら支援策の情報を子育て世代にしっかりと発信し、PRすることが重要だと考えています。

#### (2) 妊娠期・乳児期・幼児期など母子保健事業の推進【成長戦略②】

- ▶ 安全・安心に出産し、ゆとりをもって健やかに子どもを育てるため、妊娠期における妊婦の健康相談や問題の早期発見、出産後の保健師による訪問活動、乳幼児期における乳幼児健診を充実するなど、乳幼児の健康の確保に向けたきめ細やかな体制により、子どもが健やかに育つ環境の整備に取り組みます。
- ▶ 初診料負担の軽減を含めた高校生までの医療費無償化については、所得制限の見直しによる対象者の拡充を行っていくとともに、保育料等の軽減を継続しながら、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図ります。

##### (主な取組み・事業)

- ◇子ども医療費無償化の独自拡充の継続、所得制限の見直しによる対象者の拡充
- ◇子どものインフルエンザ予防接種料の独自助成
- ◇妊産婦保健事業 ◇乳幼児健診事業 ◇パパママ教室

### SDGs

基本施策に対応するSDGsの17の目標（ゴール）を示しています。

### 基本施策

<施策の方向性>、<施策項目>については、基本構想で掲げている項目です。

### 成果指標

◇PDCAサイクルによる検証及び行政評価を進めるため、各基本施策の目指すべきまちづくりの達成に向けた指標と目標値を設定しています。

◇目標値については、後期基本計画の最終年度の目標値を設定しています。

◇後期基本計画の策定に合わせて、達成した場合や社会情勢の変化を踏まえて、指標項目の追加や削除、目標値の見直しを行います。

### 現状と課題

町民まちづくり会議で出された課題のほか、社会情勢の変化やこれまでのまちづくりの経過など、基本施策ごとの現状と課題について記述しています。

### 施策項目に対応した主な取組み

基本構想で掲げた施策項目ごとに、主な取組み内容などを記述しています。

〔主な取組み・事業〕欄のうち、主な復興関連事業には、〔復興〕を表記しています。

## 第2次安平町総合計画の体系図

将来像

重点プロジェクト

政策分野

基本施策

育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち

チームあびら「安心・平和な生活実現プロジェクト」

I 子育て・教育

- 1 子育て支援 地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進
- 2 就学前教育 子どもが安心して遊び・学べる環境づくりの推進
- 3 学校教育 夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実
- 4 追分高等学校 地域と連携した追分高等学校の魅力づくりへの支援
- 5 家庭教育 家庭・地域の教育力の強化
- 6 青少年教育 まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進

II 人づくり・コミュニティ

- 1 地域コミュニティ 地域コミュニティ活動の活性化の推進
- 2 協働のまちづくり 多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進
- 3 生涯学習・社会教育 将来のまちづくりを担う人材の育成
- 4 芸術・文化 芸術文化の振興と文化財の保護・活用
- 5 スポーツ振興 生涯スポーツの振興
- 6 男女共同参画 平等と多様性を尊重した社会づくりの推進
- 7 交流 地域間交流・国際交流の推進

III 経済・産業

- 1 農林業 持続可能な農林業の振興
- 2 企業誘致 恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進
- 3 産業振興・雇用就労 産業振興と雇用・就労対策の促進
- 4 観光 公民連携による回遊・交流事業の促進
- 5 商業 交流人口の拡大と連動した商業の活性化

IV 健康・福祉

- 1 保健 町民との連携・協働による健康づくりの推進
- 2 医療 地域医療体制の確保
- 3 地域福祉 支え合いと助け合いによる地域福祉の推進
- 4 しょうがい者福祉 共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進
- 5 高齢者福祉 シルバー世代が活躍できる社会の推進
- 6 社会保障 社会保障制度の充実

V 生活環境・生活基盤

- 1 環境・景観保全 豊かな自然環境・美しい景観の保全と活用
- 2 循環型社会 資源循環型社会の構築
- 3 土地利用 効果的な土地利用の推進
- 4 生活インフラ 住民生活を支えるインフラ整備の推進
- 5 住環境整備 多様なニーズに対応した住環境の整備
- 6 移住・定住対策 職住近接を目指した移住・定住対策の推進
- 7 地域公共交通 持続可能な地域公共交通の確立
- 8 消防防災・交通安全・消費生活 安全・安心な住民生活の実現

VI 運行財政

- 1 情報発信 情報共有と知名度向上につながる発信力の強化
- 2 住民サービス 町民に信頼される開かれた組織づくりの強化
- 3 行財政運営 将来を見据えた行財政運営の推進

## 第2次安平町総合計画 後期基本

### 政策分野Ⅰ 子育て・教育

- 基本施策 1(子育て支援) 地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進  
 基本施策 2(就学前教育) 子どもが安心して遊び・学べる環境づくりの推進  
 基本施策 3(学校教育) 夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実  
 基本施策 4(追分高等学校) 地域と連携した追分高等学校の魅力づくりへの支援  
 基本施策 5(家庭教育) 家庭・地域の教育力の強化  
 基本施策 6(青少年教育) まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進

#### 主な取組み・事業

- 「(仮称) 子ども教育環境条例」の制定
- 日本型CFCI実践事業 ○「子どもにやさしいまちづくり事業」実践自治体として、子どもの社会参画を保障する活動機会の充実
- 子ども医療費無償化の独自拡充の継続、所得制限の見直しによる対象者の拡充
- 病児病後児の環境整備 ○子ども・子育て支援事業常勤職員の処遇改善事業
- 地域学校協働本部の設置 ○地域プロジェクトマネージャーの導入
- 〔復〕 早来中学校の再建による早来地区義務教育学校『安平町立早来学園』の開校
- ICT機器、デジタル教材等の教育環境の整備
- あびら教育プランの教育課程への位置づけと学習機会の提供
- 中学校部活動指導員配置事業及び総合型地域スポーツクラブと連携した地域以降の検討
- 追分高等学校におけるキャリア教育の充実に向けた支援
- 児童館・放課後児童クラブの安定的運営に係る支援
- あびら教育プランの推進
- トップアスリート支援対策を含めた文化・スポーツ大会助成事業 など

### 政策分野Ⅱ 人

- 基本施策 1(地域コミュニティ) 地域コミュニティ  
 基本施策 2(協働のまちづくり) 多様な主体と行  
 基本施策 3(生涯学習・社会教育) 将来のまちづく  
 基本施策 4(芸術・文化) 芸術文化の振興  
 基本施策 5(スポーツ振興) 生涯スポーツの  
 基本施策 6(男女共同参画) 平等と多様性を  
 基本施策 7(交 流) 地域間交流・国

#### 主な取組み・

- 地域課題の解決に向けた地区別計画(協働実
- 町民の自主的なまちづくり事業への支援(ま
- 地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジ
- 地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊イン
- 人及び地方創生アドバイザー、地域プロジェ
- あびら教育プラン推進事業 ○安平町生涯
- 〔復〕 避難所や運動場等の機能を兼ね備えた早来
- SL車両や鉄道資料を活用した知名度向上・
- スポーツ団体等と連携した各種教室やスポー
- 総合型地域スポーツクラブと連携した地域移
- 子どもを持つ女性が安心して働ける環境づく
- 台湾等との交流の推進(「台湾安平区・台湾
- 東京あびら会等との連携強化によるまちづく

育てたい 暮らしたい 帰りたい

### 政策分野Ⅳ 健康・福祉

- 基本施策 1(保健) 町民との連携・協働による健康づくりの推進  
 基本施策 2(医療) 地域医療体制の確保  
 基本施策 3(地域福祉) 支え合いと助け合いによる地域福祉の推進  
 基本施策 4(しょうがい者福祉) 共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進  
 基本施策 5(高齢者福祉) シルバー世代が活躍できる社会の推進  
 基本施策 6(社会保障) 社会保障制度の充実

#### 主な取組み・事業

- 健康寿命延伸事業 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的推進事業
- 〔復〕 こころの健康相談事業 ○ゲートキーパー養成講座
- 各種健康診査の受診率向上に向けた取組み
- 子育て支援や定住施策の観点による独自拡充事業(子ども医療費無償化の独自拡充の継続と所得制限見直しによる対象者の拡充・中学生のピロリ菌検査・インフルエンザ予防接種料の助成等)の周知と発信強化
- 新型コロナウイルス感染症への対応(ワクチン接種・感染症対策等)
- 地域医療提供体制維持費等補助事業(かかりつけ医・専門医確保事業、新規看護師・歯科衛生士雇用助成事業、医療機器等購入費助成、町外通院移送者運行支援など)
- 地域内消費と運動させた生きがいポイント事業
- 福祉施設の建設等建替え支援
- 介護職の人材育成・確保・Uターン施策を運動させた奨学金制度の周知 など

### 政策分野Ⅴ 生

- 基本施策 1(環境・景観保全) 豊かな自然環境  
 基本施策 2(循環型社会) 資源循環型社会  
 基本施策 3(土地利用) 効果的な土地利用  
 基本施策 4(生活インフラ) 住民生活を支え  
 基本施策 5(住環境整備) 多様なニーズに  
 基本施策 6(移住・定住対策) 職住近接を目指  
 基本施策 7(地域公共交通) 持続可能な地域  
 基本施策 8(消防防災・交通安全・消費生活) 安全・安心な住

#### 主な取組み・

- 安平町環境行動計画の策定と実践
- 地球温暖化対策実行計画及び再生可能エネルギー
- 斎場施設及び設備の計画的な改修、修繕
- 有料ごみ袋子育て世帯負担軽減措置事業
- 2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す
- 鹿公園・ときわ公園整備事業(ときわキャン
- 空家等対策支援制度の充実と効果的運用
- 小規模分譲宅地整備と民間活力による団地造
- 起業創業と移住を運動させた起業家育成プロ
- JR室蘭線の利用促進等事業 ○運転免許
- 〔復〕 防災倉庫整備事業 ○防災体制整備

# 計画における主な取り組み・事業

\*後期基本計画の各政策分野から、新たな取り組みや主な事業などを抽出しています。

## づくり・コミュニティ

ィ活動の活性化の推進  
政による協働のまちづくりの推進  
りを担う人材の育成  
と文化財の保護・活用  
振興  
尊重した社会づくりの推進  
際交流の推進

### 事業

行プラン)の策定と実行  
ちづくり事業支援交付金)  
ネスの推進  
ターン、集落支援員、地域活性化起業  
クトマネージャーの活用  
学習計画(安平町教育大綱)の推進  
公民館(町民センター)の施設整備  
交流人口拡大・鉄道文化の継承と活性化  
ツイートの開催  
行の検討  
りの整備と発信  
安平小)と「追分駅・追分小」の交流  
りの推進 など

## 政策分野Ⅲ 経済・産業

基本施策1(農林業) 持続可能な農林業の振興  
基本施策2(企業誘致) 恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進  
基本施策3(産業振興・雇用就労) 産業振興と雇用・就労対策の促進  
基本施策4(観光) 公民連携による回遊・交流事業の促進  
基本施策5(商業) 交流人口の拡大と連動した商業の活性化

### 主な取り組み・事業

○商品開発支援事業 ○あびらブランド構築事業  
○次期農業振興地域整備計画の策定 ○地域農業支援システム整備事業  
○次世代農業促進精算基盤整備特別対策事業(新栄地区)  
○新規就農対策事業 ○農業次世代人材投資事業  
○森の輪プロジェクト事業 ○サテライトオフィス誘致事業  
○企業の滞留を促すためのコワーキングスペースやシェアオフィスの整備  
○外国人との共生に向けた取り組み検討  
○創業等支援事業計画に基づく起業・創業支援(初期投資軽減、起業・創業セミナー等)の展開  
○起業・創業と移住を連動させた起業家育成プログラムの展開と認知度拡大  
○Uターン新規就業支援事業による地域課題解決型起業の取り組み展開  
○交流人口・関係人口拡大に向けた回遊・交流ステーション形成事業の展開  
○民間企業が実施するワイン醸造と連携した特産品のコラボレーションやワインツーリズムの展開  
○日本遺産「炭鉄港」や「北海道いぶり五大遺産」を活用した広域連携事業  
○商工会等による商店街ポイントシステムの加盟店・加入者を増やす取り組み、利用促進  
○チャレンジショップによる起業創業のサポート など

## みんなで未来へ駆けるまち

## 活環境・生活基盤

・美しい景観の保全と活用  
の構築  
用の推進  
るインフラ整備の推進  
対応した住環境の整備  
した移住・定住対策の推進  
公共交通の確立  
民生活の実現

### 事業

ギー導入目標の策定  
  
○家庭ごみ個別収集事業  
「ゼロカーボンシティ宣言」の表明  
場の拡張造成・駐車場整備など)  
○民間賃貸共同住宅建設等支援事業  
成の戦略的展開  
グラムによる起業創業者の誘致・育成  
証自主返納者支援事業  
事業 など

## 政策分野Ⅵ 行財政運営

基本施策1(情報発信) 情報共有と知名度向上につながる発信力の強化  
基本施策2(住民サービス) 町民に信頼される開かれた組織づくりの強化  
基本施策3(行財政運営) 将来を見据えた行財政運営の推進

### 主な取り組み・事業

○広報、ホームページ、あびらチャンネル、SNS(フェイスブック、インスタグラム、LINE  
@)など多様な媒体を活用した情報の提供と共有  
○スマートフォン教室の開催  
○シティブロモーション戦略推進事業  
○第4次安平町職員定員適正化計画の推進 ○職員の働き方改革による職場環境づくり  
○安平町自治体DX推進計画に基づくデジタル化の取り組み  
○各種委員会・審議会等の会議資料及び会議録等の常設公開の取り組み  
○戦略的な職員採用 ○人事管理システムの確立  
○行政手続きのオンライン化に向けたマイナンバーカード普及促進  
○安平町行政改革プラン2022の推進 ○安平町財政計画の策定、後期財政計画の見直し  
○キャッシュレス決済など、公金の多様な収入方法の導入検討  
○【復】企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)の活用  
○民間活力の活用(指定管理者制度、包括的民間委託、外部委託など)  
○東胆振定住自立圏共生ビジョンに基づく施策の推進 など

# 将来像の実現に向けた重点プロジェクト

(将来像の実現に向けた重点プロジェクトについては、基本構想から抜粋)

当町は、まちづくりの将来像を「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」と掲げています。しかし、人口減少と少子高齢化の進行に伴い、あらゆる分野で担い手・後継者が不足しており、これまで町民が主体となって解決してきた様々な地域の課題を、今後は誰が担うのかという大きな問題に直面しています。

まちづくりの将来像の実現には、この大きな問題の解消・克服が不可欠です。

一方、社会情勢として、東京一極集中の是正を目指す国の「地方創生」の提唱を追い風として、経済の豊かさではなく、自然や地域とのふれあいを大切にする「田園回帰」という生き方が注目され、地方での暮らしを希望する若者・子育て世代が増加しつつあります。

まちづくりの将来像の実現に向け、この社会情勢の追い風を使い、当町が直面する大きな問題を克服していくものとし、地域課題から「仕事」を生み出す仕組みをつくり、地域住民や若者・子育て世代などの移住者がビジネスの手法を用いて地域課題を解決していく取組みを、戦略的・横断的な1つの施策として重点プロジェクトに位置づけ、積極的展開を図ります。

## チームあびら「安心・平和な生活実現プロジェクト」

地域課題を解決するコミュニティ・ビジネスを活用した子育て世代の移住促進

- まちづくりの将来像⇒「育てたい 暮らしたい 帰りたい（と思える安平町を）」「みんなで（町民と行政の協働で）」「未来へ駆けるまち（実現していく）」
- 町民から多くの地域課題に対する改善を求める声 ⇒ 将来像の実現において大きな障害
- 全ての世代が安平町に住んで良かったと思える「安心・平和な生活の実現」に向け、地域課題から「仕事」を生み出す仕組みをつくり、地域住民や若者・子育て世代などの移住者がビジネスの手法を用いて地域課題を解決していくプロジェクト

### 重点プロジェクトの設定に係る安平町の主な背景

| 行政の動き                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 町民アンケート結果                                                                                                                                                                               | 町内団体の実情                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安平町まちづくり基本条例が施行</li> <li>▶ 「安平町まちづくりファンド」の創設</li> <li>▶ NPO法人への「みずほ館」の施設管理委</li> <li>▶ あびらクラスター・ステーション推進機構による「あびら交流センター」の自主的運営</li> <li>▶ 「回遊・交流ステーション形成事業の展開と拠点施設「道の駅」の建設</li> <li>▶ グリーンツーリズム推進で地域おこし協力隊制度を活用</li> <li>▶ 町内の起業・創業を促進する「創業等支援事業計画」の国の認定</li> <li>▶ 庁舎再編と併せ、町民協働、団体・コミュニティ支援を所管する新たな組織づくりを検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 20、30年を見据えて子育て支援にしっかり取り組むべき</li> <li>▶ 商店街に活気がなく、廃業する商店も多く、町内での買い物がとても不便</li> <li>▶ 若者が希望する仕事が少ない</li> <li>▶ 総合病院が無く、将来運転できなくなったら不安</li> </ul> | <div>マイナス要因</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 構成員の高齢化で活動が停滞</li> <li>▶ ボランティアの担い手が見つからない</li> <li>▶ 地域のリーダー的な人材がいらない</li> <li>▶ 最近は活動に対する町民協力も少なくなっている</li> <li>▶ 自治会・町内会等の存続が危ぶまれ、今後再編の議論が必要</li> </ul> <div>プラス要因</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 観光協会の法人化</li> <li>▶ 安平地区における自主的な団体活動の活発化</li> <li>▶ 道の駅農直の生産者協議会の設立</li> <li>▶ 早来地区の保護者が中心となり子ども園の園庭を整備</li> </ul> |
| 行政が進める「協働のまちづくり」に向けた施策を活用し、課題の共有と支援体制を確立した上で、地域課題から「仕事」を生み出す仕組みをつくり、町民や移住者等が主体となってビジネスの手法を用いて地域課題を解決する取組みを推進                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

# チームあびら「(安)心・(平)和な生活実現プロジェクト」 全体フローチャート

## ＜実現すべき条件＞

- ▶ 第2次安平町総合計画のまちづくりの将来像  
「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」
- ▶ 地方創生時代における当町の人口減少対策の目標  
「子育て世代に選ばれるまち」「生涯住み続けることができるまち」

## ＜町民が認識する地域課題＞

- ◇ 子育て支援の充実（働く女性の支援）
- ◇ 商業、公共交通、雇用、医療の満足度の低さ
- ◇ あらゆる分野で担い手・後継者が不足

## 【解決しなければならない地域課題】

- |          |               |           |           |
|----------|---------------|-----------|-----------|
| 子育て支援の充実 | 商業の活性化        | 雇用の創出     | 地域公共交通の充実 |
| 医療不安の解消  | 地域コミュニティの維持増進 | 担い手・後継者確保 |           |

## ⑤ 地域課題の解消と雇用の動き

新たな雇用機会の創出

## 【解決策】

### ① 協議

町民・団体・企業・行政による協議・支援体制を構築

### ② 課題解決者を募集

### ③ 応募者への支援

町民  
町内団体  
移住希望者  
協力隊

### ④ 応募者が具体的な取組みを展開

- ▶ 地域課題に取り組む団体の設立（NPO法人、町民団体・グループ）
- ▶ コミュニティ・ビジネスの展開
- ▶ 新たな起業（道の駅の活用、商店継承など）

## ⑨ 成長

## ⑧ 移住した子育て世代による新たな起業へのチャレンジ

## ⑦～⑪による正のスパイラル

⑦ 暮らしやすさの醸成により「暮らし続けられるまち」そして「子育て世代に選ばれるまち」へ

## ⑪ 更なる移住

⑩ 「暮らしたい」「起業したい」「帰りたい」

## ＜手順＞

- ① 地域別で町民と行政による「協議の場」を設定し、地域課題や支援策を協議
- ② 地域課題を解決する人材・団体の募集（町民・町内団体・移住希望者・地域おこし協力隊など）
- ③ 協議の場が「地域協議会・支援体制」となり、応募者への人的・物的な支援
- ④ 支援を受けた町民・町内団体・移住者・地域おこし協力隊が具体的な取組みを展開
- ⑤ 個別の地域課題の解消とともに、ビジネス・起業によって新たな雇用の動きが発生
- ⑥ 課題解消に伴い、少しずつ暮らしやすいまちへ

- ⑦ 暮らしやすさの醸成により「暮らし続けられるまち」「子育て世代に選ばれるまち」へ
- ⑧ 移住した子育て世代による新たな起業へのチャレンジ
- ⑨ ビジネスの成長・拡大により更なる雇用の創出へ
- ⑩ 安平町のイメージが「暮らしたい」「起業したい」「帰りたい」へと変化
- ⑪ 更なる移住者を獲得

『正のスパイラル』

◆重点プロジェクトとして戦略的・横断的に取り組むべき主な関連施策

| 重点プロジェクトに関連する政策分野・基本施策・施策項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 10年間で重点的・横断的に取り組むべき施策例                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>I 子育て・教育</b></p> <p>1 地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進<br/>(1)子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実</p> <p>6 まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進<br/>(1)地域が一体となったふるさと教育・学社融合の充実<br/>(2)各種体験活動や学習活動を通じた子どもの放課後対策の推進</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>▶町民主体で行っている子育てサポート活動にシニア世代を活用し、サービス拡充を図る</p> <p>▶自然体験系NPO法人との連携による各種体験活動の推進（グリーンツーリズムとの連動）</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| <p><b>II 人づくり・コミュニティ</b></p> <p>1 地域コミュニティ活動の活性化の推進<br/>(1)自治会・町内会等の育成と支援の強化<br/>(2)まちづくりファンド（町民基金）を通じた自主的活動への支援</p> <p>2 多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進<br/>(1)町民活動団体の育成と支援の強化<br/>(2)「新しい公共」の担い手育成に向けた取組みの推進</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>▶4地区ごとの自治会・町内会等との協議の場の設置（小さな拠点事業）</p> <p>▶自治会・町内会等の活動をサポートする団体の設立</p> <p>▶活動団体による公共施設管理の促進（活動支援事業）</p> <p>▶まちづくりファンドを活用したNPO法人等の設立支援、コミュニティ・ビジネス応援制度の創設</p>                                                                                                                                                    |
| <p><b>III 経済・産業</b></p> <p>1 持続可能な農林業の振興<br/>(1)農産物のブランド化と6次産業化の推進<br/>(4)意欲ある新規就農者の確保と育成の強化</p> <p>2 恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進<br/>(2)ターゲットを定めた戦略的企業誘致の推進</p> <p>3 産業振興と雇用・就労対策の促進<br/>(1)若者の町内就労支援の促進<br/>(2)地域特産品開発と販路拡大策の連動による新たな地域産業の創出<br/>(3)創業等支援事業計画に基づく起業・創業の促進<br/>(4)シルバー世代の就労促進</p> <p>4 公民連携による回遊・交流事業の促進<br/>(1)公民連携による回遊・交流ステーション形成事業の推進<br/>(2)公共施設を活用した合宿誘致事業の推進<br/>(3)道の駅建設など交流拠点施設の整備<br/>(4)グリーンツーリズムの推進</p> <p>5 交流人口の拡大と連動した商業の活性化<br/>(1)回遊・交流事業を活用した商業活性化の推進<br/>(2)空き店舗の活用等による商業後継者対策の推進</p> | <p>▶新規就農者の獲得に向け、女性農業者（アグリウーマン）を活用した「アグリ・コミュニティビジネス」の事業展開（グリーンツーリズムなど）</p> <p>▶遊休施設や空き店舗等を活用したサテライトオフィス事業の展開</p> <p>▶商工会・金融機関・関係団体で構成する支援機関による産業創出、起業・創業支援の推進（空き店舗や遊休施設の活用）</p> <p>▶建設予定の道の駅を拠点として展開する回遊・交流ステーション形成事業を活用した新たな産業創出</p> <p>▶地域に不足する業種等のビジネスモデルの検討</p> <p>▶子育て世代サポート、高齢者買い物対策などシニア世代を中心とした就労の場の構築</p> |

| 重点プロジェクトに関連する政策分野・基本施策・施策項目                                                                                                                                                                                                                                           | 10年間で重点的・横断的に取り組むべき施策例                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>IV 健康・福祉</b></p> <p>3 支え合いと助け合いによる地域福祉の推進<br/> (2)新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進</p> <p>4 共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進<br/> (1)しょうがい者福祉サービスの推進</p> <p>5 シルバー世代が活躍できる社会の推進<br/> (1)多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいづくりの推進<br/> (2)地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進<br/> (3)住み慣れた地域で暮らすための支援の充実</p> | <p>▶高齢者やしょうがい者の生活支援等に係る諸課題のコミュニティ・ビジネス化（法人設立支援等）</p>                                                                                     |
| <p><b>V 生活環境・生活基盤</b></p> <p>5 多様なニーズに対応した住環境の整備<br/> (1)空き家・町有地等の利活用による多様な住居ニーズへの対応</p> <p>6 職住近接を目指した移住・定住対策の推進<br/> (1)仕事情報の提供との連動によるU・I・Jターンの促進<br/> (3)多様なニーズに即した移住・定住促進制度の充実</p>                                                                                | <p>▶起業・創業やコミュニティ・ビジネスの展開を目的とした移住者を対象とした「空き家等リフォーム制度」の拡充</p> <p>▶地域課題の解決につながる業種の逆指名制度の創設</p> <p>▶現行の定住促進条例の見直し（起業・創業等移住者の支援策）</p>         |
| <p><b>VI 行財政運営</b></p> <p>1 情報共有と知名度向上につながる発信力の強化<br/> (2)シティプロモーション戦略に基づく情報発信の強化</p> <p>2 町民に信頼される開かれた組織づくりの強化<br/> (1)協働のまちづくりの実現とサービス向上を目指した組織体制の強化<br/> (3)人口減少時代に対応した実践型職員の育成<br/> (4)地域サポート制度の充実</p>                                                            | <p>▶移住希望者への情報発信力強化</p> <p>▶町民協働を推進する庁舎内組織の新設（課の新設など）</p> <p>▶地域住民との対話から多様な意見を引き出し、合意形成することができる職員の育成</p> <p>▶地域別担当者配置制度（地域サポート制度）の活性化</p> |

## 後期基本計画におけるSDGsの推進と位置づけ

### SDGs とは

「SDGs（エスディーゼーズ）」とは、「Sustainable Development Goal（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成 27 年（2015）年 9 月に国連で開かれたサミットの中で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下「2030 アジェンダ」という。）の中で掲げられた国際社会共通の目標です。

SDGs は令和 12（2030）年を達成期限とし、17 の目標と、これを達成するための 169 のターゲットを掲げ、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、国際社会全体が取り組んでいます。

我が国においては、平成 28（2016）年 12 月に「SDGs 実施指針」が策定され、SDGs 達成に向けた優先すべき 8 つの課題と重視すべき 5 つの主要原則を掲げています。また、優先課題に対する具体策は、SDGs アクションプランに記載され、令和 3（2021）年 12 月には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響かでも、全ての人が生きがいを感じられる、新しい社会を目指す「SDGs アクションプラン」が策定され、取組みを推進しています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 後期基本計画における SDGs の推進と位置づけ

国は「SDGs 実施指針」の中で、各地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針、個別の施策の策定や改訂にあたっては SDGs の要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係機関等との連携や強化等により、SDGs 達成に向けた取組みを促進することとしています。

当町も持続可能なまちづくりを目指し、本計画においては、町の将来像の実現のための各施策に SDGs の 17 の目標を紐づけて、取組みの推進を図っていくものです。

## SDGs 各目標の詳細

各目標項目の詳細は次のとおりです。これら目標項目に限らず、地方自治体における多様で独自のSDGs 達成へ向けた取組みは、地域課題の解決に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

|                                                                                                                        |                                                       |                                                                                                                        |                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>              | あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる                                 |  <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>        | 国内及び各国家間の不平等を是正する                                                              |
|  <p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>               | 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する                |  <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>       | 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する                                                  |
|  <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>         | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する                      |  <p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p>         | 持続可能な消費生産形態を確保する                                                               |
|  <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>         | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する                 |  <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p>       | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる                                                     |
|  <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>      | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う                    |  <p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p>         | 持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する                                             |
|  <p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>      | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する                        |  <p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p>         | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する        |
|  <p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する            |  <p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>      | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  <p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>         | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の安全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する |  <p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p> | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                                       |
|  <p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>    | 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る             |                                                                                                                        |                                                                                |

## 政策分野Ⅰ 子育て・教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 基本施策 1 地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進
- 基本施策 2 子どもが安心して遊び・学べる環境づくりの推進
- 基本施策 3 夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実
- 基本施策 4 地域と連携した追分高等学校の魅力づくりへの支援
- 基本施策 5 家庭・地域の教育力の強化
- 基本施策 6 まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進

## 政策分野Ⅱ 人づくり・コミュニティ・・・・・・・・・・・・ 19

- 基本施策 1 地域コミュニティ活動の活性化の推進
- 基本施策 2 多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進
- 基本施策 3 将来のまちづくりを担う人材の育成
- 基本施策 4 芸術文化の振興と文化財の保護・活用
- 基本施策 5 生涯スポーツの振興
- 基本施策 6 平等と多様性を尊重した社会づくりの推進
- 基本施策 7 地域間交流・国際交流の推進

## 政策分野Ⅲ 経済・産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

- 基本施策 1 持続可能な農林業の振興
- 基本施策 2 恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進
- 基本施策 3 産業振興と雇用・就労対策の促進
- 基本施策 4 公民連携による回遊・交流事業の促進
- 基本施策 5 交流人口の拡大と連動した商業の活性化

## 政策分野Ⅳ 健康・福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

- 基本施策 1 町民との連携・協働による健康づくりの推進
- 基本施策 2 地域医療体制の確保
- 基本施策 3 支え合いと助け合いによる地域福祉の推進
- 基本施策 4 共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進
- 基本施策 5 シルバー世代が活躍できる社会の推進
- 基本施策 6 社会保障制度の充実

---

**政策分野Ⅴ 生活環境・生活基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65**

- 基本施策 1 豊かな自然環境・美しい景観の保全と活用
- 基本施策 2 資源循環型社会の構築
- 基本施策 3 効果的な土地利用の推進
- 基本施策 4 住民生活を支えるインフラ整備の推進
- 基本施策 5 多様なニーズに対応した住環境の整備
- 基本施策 6 職住近接を目指した移住・定住対策の推進
- 基本施策 7 持続可能な地域公共交通の確立
- 基本施策 8 安全・安心な住民生活の実現

**政策分野Ⅵ 行財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89**

- 基本施策 1 情報共有と知名度向上につながる発信力の強化
- 基本施策 2 町民に信頼される開かれた組織づくりの強化
- 基本施策 3 将来を見据えた行財政運営の推進

**資 料 編・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99**

---

**〔計画期間〕**

2023（令和5）年度から2026（令和8）年度まで

## 政策分野Ⅰ

## 子育て・教育

### 【関連するSDGsの目標】

#### 基本施策 1 (子育て支援)

#### 地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進



#### <施策の方向性>

医療や福祉と連携しながら、0歳から18歳までの子どものライフステージに応じた子育て支援策の充実を目指します。また、子育てを地域全体でサポートする体制をつくり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。

#### <施策項目>

- (1) 子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実〔成長戦略①〕
- (2) 妊娠期・乳児期・幼児期など母子保健事業の推進〔成長戦略②〕
- (3) しょうがいのある児童・生徒・家庭に対する地域支援の充実〔成長戦略③〕
- (4) ひとり親家庭や多子世帯への子育て・教育支援の充実〔差別化戦略①〕
- (5) 結婚・妊娠・出産に対する支援の充実〔改善戦略①〕

### 【成果指標】

| 指標項目                     | 現状値               | 目標値<br>(R8年度)    | 備考            |
|--------------------------|-------------------|------------------|---------------|
| 合計特殊出生率                  | 1.53人<br>(R1-R3)  | 1.70人<br>(R6-R8) | 3ヵ年平均         |
| 年間の出生者数                  | 46人<br>(R3年)      | 42人              | 各年1月1日～12月31日 |
| 子育てへの不安、負担<br>を感じる保護者の割合 | 59.2%<br>(R1年度実施) | 45%              |               |
| 乳幼児健康診査受診率               | 100%<br>(R3年度)    | 95%以上            | 独自実施の5歳児健診    |

### 【現状と課題】

#### (結婚・妊娠・出産・子育て支援)

- 当町の合計特殊出生率は、その年により増減はありますが、全国平均を下回る低い数値で推移しており、子どもを産む世代の減少とも相まって、若年者比率も下がりつつあります。
- 子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、女性の社会進出による子育てと仕事の両立など大きく変化し、子育て支援環境の整備が喫緊の課題であったことから、認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を、早来地区と追分地区にそれぞれ整備してきました。
- この「児童福祉複合施設」を基盤として、安心して子どもを産み、育てられるための子育て支援サービスの充実を図り、子育て世代が安平町を選び、産んで、育てて良かったと思われる町の実現を目指しています。

そのためにも、子育て支援に係るソフト事業と移住・定住対策事業の連動、そして、これら支援策の情報を子育て世代にしっかりと発信し、PRすることが重要だと考えています。

- 令和３年度には、公益財団法人日本ユニセフ協会から、「子どもにやさしいまちづくり事業（ＣＦＣＩ）」の実践自治体として、正式に承認を受けました。
- 町では、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズや悩みに対して包括的な相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」と、要支援児童・要保護児童などへの支援や福祉に関する支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を平成31年４月に設置し運営していますが、さらに、これら二つに分かれている支援機関を一本化し、子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」の設置に努めるよう、関係法令の改正等が行われました。

#### （母子保健事業）

- 子どもたちが健やかに育ち、親子がともに成長するために、きめ細やかな相談体制により妊娠期・乳児期・幼児期における母子保健事業に取り組むとともに、経済的支援として、初診料負担を含めた高校生まで医療費無償化の拡大や、特定不妊治療の助成等を行っています。

#### （療育・発達支援）

- 療育及び発達支援については、子ども発達支援センターが就学前における早期療育の中心的な場として、子どもの成長に不安を持つ家庭の相談や支援を行うとともに、平成30年度からは小学校への学校訪問支援事業を取り入れるなど、認定こども園・小中学校において、情報の共有を図りながら、一貫した支援体制をとることに努めています。
- 現在、国の指針において、子ども発達支援センター内に児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援により地域連携を行う「中核子ども発達支援センター」の設置が求められていますが、人員確保など単独自治体での設置は難しいのが現状です。

#### （ひとり親家庭や多子世帯等への支援）

- 家庭環境や経済的な理由から子どもの学習意欲や進学を逃すことのないよう、ひとり親家庭や多子世帯等の精神的負担を軽減するため、行政や地域による支援やライフステージに応じた相談体制の整備が必要です。
- ひとり親家庭の父母の医療費助成については、入院医療費と指定訪問看護医療費のみ道補助事業の対象となっていますが、町独自に助成範囲を拡大し外来診療分（歯科・調剤を含む）の医療費を助成しています。

### 【施策項目に対応した主な取組み】

#### （１）子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実【成長戦略①】

- ▶ 認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を核として実施している子育て支援サービスの充実を図りながら、安心して産み、育てられるための環境づくりに取り組むとともに、この環境の情報発信に取り組むことで、子育て世代の確保と誘引につなげていきます。
- ▶ 公益財団法人日本ユニセフ協会から承認を受けている「子どもにやさしいまちづくり事業（ＣＦＣＩ）」実践自治体として、『子どもの社会参画とは、子どもが意見できること』という認識に立ち、子どもが意見できる機会を積極的に創出した取組みを展開しており、今後もこの考えを意識しながら、子どもの社会参画を保障する活動機会のさらなる充実を図ります。
- ▶ 安平町まちづくり基本条例に定める「子どもが健やかに育つ環境の整備」という理念や、第２期安平町子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「子どもにやさしいまちづくり」を踏まえて、「（仮称）子ども教育環境条例」の制定を行っています。

- ▶ 地域における子育て世代の安心感を醸成するため、母子保健の専門性・子育て支援機能・児童虐待や療育事業など、一体的な相談体制の構築として「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」のさらなる連携強化を図ります。  
また、国が努力義務として求めている二つの支援機関の統合による「こども家庭センター」の設置について、関係機関と協議検討を進めていきます。
- ▶ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、医療機関や認定こども園との連携協力、体制構築などの協議を行いながら、かねてより要望のある病児病後児保育の環境整備に関して検討していきます。
- ▶ 町民有志で結成され運営している「子育てサポーター」の活動は子育て世代にとって非常に重要な役割を果たしていることから、子育てサポーター養成講座など様々なアプローチで活動に携わる方を確保しながら、子育てを地域全体で支える環境づくりを進めていきます。
- ▶ 子育て世代を誘引するためには住まいの確保が求められることから、分譲宅地や民有地、賃貸住宅などの情報発信のほか、空き家や空き地を活用した子育て世代の住まい確保に向けた取り組みについて検討していきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                               |                             |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ◇児童福祉複合施設を基盤とした安心して産み育てられる環境づくりと情報発信                      |                             |
| ◇「(仮称) 子ども教育環境条例」の制定                                      | ◇日本型CFCI実践事業                |
| ◇「子どもにやさしいまちづくり事業 (C F C I)」実践自治体として、子どもの社会参画を保障する活動機会の充実 |                             |
| ◇「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の連携強化及び「こども家庭センター」の設置検討     |                             |
| ◇病児病後児保育の環境整備の検討                                          | ◇空き家、空き地を活用した子育て世代の住まい確保の検討 |

## (2) 妊娠期・乳児期・幼児期など母子保健事業の推進〔成長戦略②〕

- ▶ 安全・安心に出産し、ゆとりをもって健やかに子どもを育てるため、妊娠期における妊婦の健康相談や問題の早期発見、出産後の保健師による訪問活動、乳幼児期における乳幼児健診を充実するなど、乳幼児の健康の確保に向けたきめ細やかな体制により、子どもが健やかに育つ環境の整備に取り組みます。
- ▶ 初診料負担を含めた高校生までの医療費無償化については、所得制限の見直しによる対象者の拡充を行っていくとともに、保育料等の軽減を継続しながら、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図ります。

| 〔主な取り組み・事業〕                          |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| ◇子ども医療費無償化の独自拡充の継続、所得制限の見直しによる対象者の拡充 |                  |
| ◇子どものインフルエンザ予防接種料の独自助成               |                  |
| ◇妊産婦保健事業                             | ◇乳幼児健診事業 ◇パパママ教室 |

### （３）しょうがいのある児童・生徒・家庭に対する地域支援の充実【成長戦略③】

- ▶ 発達の遅れや支援を必要とする子ども、児童・生徒については、子ども発達支援センターのほか、認定こども園・小中学校において、情報の共有と適切な引継ぎにより、一貫した支援体制に努めるとともに、町内の早期療育機能を充実させるため、子ども発達支援等の専門職員の配置により、安定的な支援を行います
- ▶ 現在、しののめ交流館を活用して活動している早来地区の子ども発達支援センターなど、町内の早期療育に係る活動において、安心安全な利用ができるよう、活動に必要な備品整備や環境整備を行っていきます。
- ▶ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定を受け、障がい児特別教育・保育に係る支援体制の構築を図るとともに、地域団体が主体となって行う放課後等児童デイサービス事業の側面的な支援を行っていきます。
- ▶ 国の指針として努力目標ではありますが設置を求められている「中核子ども発達支援センター」については、人員確保など単独自治体での設置は難しい現状にあることから、近隣市や定住自立圏等との広域による連携について、引き続き調査検討を進めます。

| 〔主な取り組み・事業〕                  |                   |
|------------------------------|-------------------|
| ◇子ども発達支援センター運営事業             | ◇子ども発達支援等の専門職員の配置 |
| ◇障がい児特別教育・保育事業               |                   |
| ◇地域団体による放課後等児童デイサービス事業の側面的支援 |                   |
| ◇要保護児童対策調整機関専門職研修            |                   |

### （４）ひとり親家庭や多子世帯への子育て・教育支援の充実【差別化戦略①】

- ▶ ひとり親家庭等については、放課後保育や休日保育などによる子育て支援のほか、就学援助等による経済的支援など、ひとり親家庭等への支援に努めます。  
また、ひとり親家庭に対する相談支援については、継続性のある相談支援体制を構築しながら、生活の中で抱えている不安や問題の解消につなげていきます。
- ▶ 子育てに対する負担感を軽減するためにも、地域で安心して子どもを育てられる環境であることを発信するほか、多子世帯への経済的支援等について取り組んでいきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                  |  |
|------------------------------|--|
| ◇ひとり親家庭における医療費助成制度や児童扶養手当の給付 |  |
| ◇多子世帯の保育料軽減支援事業              |  |

### （５）結婚・妊娠・出産に対する支援の充実【改善戦略①】

- ▶ 全国的に晩婚化の傾向にあることから、青年団体による取り組みをはじめ、町内で働いている若年層の出会いの場の創出や交流について検討していきます。
- ▶ 当町には産婦人科がないことから、妊婦健診等に伴う町外医療機関への通院費の支援を行うなど安心して出産できる体制づくりに取り組んでいきます。  
また、高額な医療費がかかる特定不妊治療については、令和４年度から保険適用となりました。

たが、出産年齢の高齢化に伴う不妊治療ニーズが増加している現状にあることから、特定不妊治療への経済的支援の拡充を行うなど、結婚・妊娠・出産に対する支援策の充実に取り組みます。

| 〔主な取り組み・事業〕         |                        |
|---------------------|------------------------|
| ◇若年層の出会いの場の創出・交流の検討 | ◇妊婦健診等に伴う町外医療機関への通院費支援 |
| ◇特定不妊治療費助成事業        | ◇定住促進事業（出生祝金、結婚祝金）の推進  |

---

\* **合計特殊出生率**：15～49歳の女性が1年間に出産した子どもの数を基にして、一人の女性が生涯に産むと予測される子どもの数の平均数を算出したもの。

\* **C F C I**：子どもにやさしいまちづくり事業（Child Friendly City Initiative）の略

## ＜施策の方向性＞

子どもの社会性や思考力、集中力、創造力、構成員など、就学後の生活や学習の基盤となる力を幼児期に育むため、「遊び」を通じた自発的な「学び」を重視する就学前教育と、その環境づくりを目指します。

## ＜施策項目＞

- (1) 認定こども園を拠点とした特色ある就学前教育の充実 [成長戦略④]
- (2) 遊びながら学べる空間・施設の充実 [改善戦略②]

## 【成果指標】

| 指標項目                          | 現状値             | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|-------------------------------|-----------------|---------------|----|
| 認定こども園の待機児童数                  | 0人<br>(R3年度)    | 0人            |    |
| 認定こども園と連携した有資格者の確保数<br>(保育教諭) | 累計4人<br>(R1-R3) | 累計4人          |    |
| 子どもの発想と意見で行われる遊育事業の実施数        | 18事業<br>(R3年度)  | 累計60事業        |    |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

## 【現状と課題】

- 町内には、民間法人と行政が連携した2つの公私連携幼保連携型認定こども園を整備するとともに、昨今の保育利用希望児の低年齢化に対応するため、令和3年度には民設民営による小規模保育事業所の整備をするなど、子育て環境及び就学前教育の充実に取り組んでいます。
- また、両園では0歳児からの受入れや給食、一時預かり保育、休日保育など多様なサービスを提供しているとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入により小学校や地域と連携した特色ある幼児教育、さらには発達段階に応じて遊びながら体力や想像力等が備わる「遊びを通じた教育」を進めるなど、質の高い保育及び教育サービスの提供により、町外からの入園希望もあり、計画以上の入園児童を確保しています。
- 共働き世帯や女性の社会進出など、近年、保護者等の就労形態の多様化により、病児病後児保育の実現に向けた検討が必要となっています。
- 学習指導要領の改訂により幼児期に育んだ資質・能力を小学校以降の学びにつなげるよう学校間接続として幼小のカリキュラム連携が求められています。
- 消費税率の引き上げにより、令和元年10月から幼児教育の無償化が開始されるなど、保護者にとっては経済的な負担軽減の取組みが行われていますが、多様な保育サービス及び質の高い教育サービスを提供していくためには、全国的な課題でもある保育教諭の確保が重要となっています。
- 子どもの自主性と創造性を促し、遊びながら学び育てる遊育事業の推進に向けて、取組みを進めています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）認定こども園を拠点とした特色ある就学前教育の充実 【成長戦略④】

- ▶ 質の高い特色ある保育・教育サービスの提供と利用者ニーズへの迅速な対応を目指した魅力ある民間運営により、子育て世代の確保と誘引につなげていくため、民間法人と連携しながら、認定こども園を拠点とした特色ある就学前教育のさらなる充実を目指します。  
また、子どもたちが安心安全かつ快適に過ごせる環境を確保するため、計画的に必要な改修整備を行います。
- ▶ 質の高い幼児期の教育を確実に小学校以降の義務教育へとつなげていくよう公私連携による教育内容の幼小連携接続を進めていきます。
- ▶ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、医療機関や認定こども園との連携協力、体制構築などの協議を行いながら、かねてより要望のある病児病後児保育の環境整備に関して検討していきます。
- ▶ 保育教諭など有資格者の確保策に取り組んでいますが、多様な保育サービス及び質の高い教育サービスを提供していくためにも、民間法人と連携したさらなる保育教諭の確保を進めていくとともに、国が処遇改善を行う保育士等と均衡を図るため、一時預かり保育及び地域子育て支援拠点事業に係る職員について独自の処遇改善を行っていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇公私連携幼保連携型認定こども園への運営支援<br>◇公私連携による幼小が接続したカリキュラム連携<br>◇0歳児からの受入れ、給食、一時預かり保育、休日保育サービス等の継続実施<br>◇小規模保育事業運営支援事業 ◇病児病後児保育の環境整備の検討（再掲）<br>◇保育教諭確保事業の推進 ◇子ども・子育て支援事業常勤職員の処遇改善事業 |

### （２）遊びながら学べる空間・施設の充実 【改善戦略②】

- ▶ 地域団体や地域住民、地域おこし協力隊などが連携し主体となって取組みを行っている、子どもの自主性を促す遊びながら学ぶプレーパーク（冒険あそび場）や遊育推進事業について、町内全体への広がりを図ります。
- ▶ 町外からの参加もある遊育事業は、子育て世代の関心を高めるコンテンツの一つであることから、子育て世代や若年層の移住・定住につながるよう、子育て環境の特色としてその魅力について町内外への情報発信を強化していきます。

| 〔主な取組み・事業〕             |
|------------------------|
| ◇遊育事業の推進と子育て世代への情報発信強化 |

\* プレーパーク（冒険あそび場）：従来の公園の概念にとらわれず、子どもたちの主体性を引き出すことのできる遊び場として現代社会に浸透しつつある考え方。

\* コミュニティ・スクール（学校運営協議会）：学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

基本施策3  
(学校教育)

## 夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実



## &lt;施策の方向性&gt;

複雑化する時代を生き抜く未来の担い手育成に向け、コミュニティ・スクールを核とした「特色ある教育」、「開かれた学校」を推進し、夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実を目指します。

## &lt;施策項目&gt;

- (1) コミュニティ・スクールを核とした学校教育の充実 [成長戦略⑤]
- (2) グローバル人材の育成に向けた学力・学習の強化 [差別化戦略②]
- (3) 小規模校の特性を活かしたきめ細かい指導の推進 [改善戦略③]
- (4) 児童・生徒の体力向上の推進 [改善戦略④]
- (5) 計画的な学校教育施設等の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略①]

## 【成果指標】

| 指標項目                     | 現状値                                                                          | 目標値<br>(R8年度) | 備考               |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------|
| 義務教育学校の導入数               | 0校<br>(R3年度)                                                                 | 累計2校          |                  |
| 全国学力・学習状況調査(全科目全国平均正答率)  | ・小学校<br>2科目中2科目で全国平均正答率以上<br>・中学校<br>2科目中2科目で全国平均正答率以上<br>(R3年度)             | 全国平均正答率以上     | 校種別平均値           |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(体力合計点) | ・小学校<br>8種目中、男子4種目、女子7種目で全国平均以上<br>・中学校<br>9種目中、男子5種目、女子7種目で全国平均以上<br>(R3年度) | 全国平均以上        | 校種別平均値           |
| 小学1年生の児童数・中学1年生の生徒数      | ・小1児童数 44人<br>・中1生徒数 51人<br>(R3.5)                                           | 現状維持・増        | 学校基本調査(毎年5月1日現在) |
| 町立学校施設改修実施件数(老朽対策)       | 0校<br>(R3年度)                                                                 | 累計1校          |                  |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

## 【現状と課題】

## (学校教育)

- 安平町では、町内の小中学校全てにコミュニティ・スクールを設置して、地域・学校・行政が連携、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともに開かれた特色ある学校づくりを先進的に進めてきましたが、より実効性あるものへ機能させるため、地域学校協働本部の設置に向けた協議を進めています。

○ 教育については、都市部と同じ水準を求める住民ニーズやグローバル社会への対応といった観点から、魅力的な教育や学習環境の提供が求められている中、当町ではあびら教育プランや幼小中高の連携による取組みなどにより、令和3年度の「全国学力・学習状況調査」では、町内小学校・中学校において全科目で全国平均正答率を上回るなど、これまでの取組みが成果につながっている状況にあります。

○ そのような中、追分地区では平成30年度から小中学校9年間を見通した教育課程の編成によって系統性と円滑な接続に配慮した小中一貫教育を開始していますが、今後は、現在の施設分離型を含めた小中一貫教育の評価検証を行っていく必要があります。

○ また、北海道胆振東部地震により仮設校舎での学校生活を余儀なくされていた早来中学校の再建については、早来地区の3つの小学校を統合した義務教育学校「安平町立早来学園」として令和5年4月に開校し、新たな教育課程で小中一貫教育を行っていきます。

○ 全国的に子どもの体力や運動能力が低下傾向にある中、当町ではこれまでの取組みにより、「運動は大切である」という意識が高く、体力及び運動能力が高い状況にあるとともに、競技種目によっては全道・全国大会に出場する児童・生徒、部活動などがあります。

また、中学校部活動については、国の制度を活用した部活動指導員の配置を行っていますが、指導員の配置期間が限られており、今後、部活動の地域移行に向けた取扱いや方向性を検討していかなければなりません。

#### (学校教育施設)

○ 学校教育施設等の全般的な効率的維持保全の実現を目的に、令和2年度に安平町学校施設等長寿命化計画を策定しました。

これまでに、児童・生徒が一日の多くを過ごす小中学校での安全性の確保という観点から、老朽化が著しかった追分中学校については平成24年度に新校舎として建て替えし、早来地区については、令和4年度に早来学園新校舎の整備が完了しました。

また、老朽化が進んでいる追分小学校については、追分中学校との小中一貫教育に係る施設分離型等の教育環境を含めた協議検討をしていく必要があるなど、安全・安心かつ時代に合った教育環境づくりを進めるためにも、計画的な改修整備を行う必要があります。

また、安平町立早来学園の開校により、安平小学校・遠浅小学校は令和4年度末をもって閉校することから、閉校後の施設活用及び土地利用について検討を行っていく必要があります。

### 【施策項目に対応した主な取組み】

#### (1) コミュニティ・スクールを核とした学校教育の充実 【成長戦略⑤】

▶ これまで先進的に取組みを進めてきたコミュニティ・スクールを、より実効性のあるものへ機能させるため、地域住民や地域団体等と学校との連携協力体制として社会教育法に定める地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動を推進していきます。

▶ また、地域と学校のより一層の連携が求められていることから、その架け橋役として、総務省プログラムの「地域プロジェクトマネージャー」を導入していきます。

▶ 社会の大きな変化に対応するため、「主体的・対話的で深い学び」が重視される時代となっていることから、児童生徒の学力の向上に資するよう、教員の働き方改革と併せて、教員の授業改善及び授業力の更なる向上を図ります。

- ▶ 6学年の児童を対象とした中学校教員による乗り入れ授業を行うことを通して児童の中学校に対する不安を解消するとともに、小学校と中学校の教員が相互理解を深められるよう学校への支援を行いながら、小中一貫教育を推進していきます。
- ▶ 平成30年度に小中一貫教育を導入した追分地区については、施設分離型を含めた小中一貫教育の評価検証を行っています。
- ▶ 当町が進める子育て教育環境の魅力化により、若年層や子育て世代の関心を高めることで人口確保対策につなげていくという、安平町の未来に向けた復興のシンボルとして、「自分が“世界”と出会う場所」をコンセプトに地域に開かれた学校づくりを目指し、早来地区義務教育学校『安平町立早来学園』を開校します。  
また、町民団体から要望を受けている「みんなの学校の丘」については、学校や地域との協働など様々な住民活動が期待されることから、官民連携による整備や取り組みなどを行っています。
- ▶ 介護職を対象に取り組みを始めた専門職の資格取得を目指し、進学する生徒の人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度については、積極的な活用を図ってもらうため継続的な制度周知を行っています。

| 〔主な取り組み・事業〕                                      |                    |
|--------------------------------------------------|--------------------|
| ◇地域学校協働本部の設置                                     | ◇地域プロジェクトマネージャーの導入 |
| ◇小中一貫教育の推進、小中教員の相互乗り入れ授業による児童の不安解消策              |                    |
| ◇小中学校における体験事業・キャリア教育の推進                          | ◇教員働き方改革推進事業       |
| ◇[復]早来中学校の再建による早来地区義務教育学校『安平町立早来学園』の開校           |                    |
| ◇官民連携による「みんなの学校の丘」整備や取り組み                        |                    |
| ◇教育環境の在り方を含めた追分地区小中一貫教育の評価検証                     |                    |
| ◇専門職の資格取得を目指し進学する生徒に特化した人材育成とUターン施策を連動させた取り組みの推進 |                    |

## (2) グローバル人材の育成に向けた学力・学習の強化 〔差別化戦略②〕

- ▶ 小学校での英語必修化や、社会のグローバル化が進む中で、英語を活用できる児童・生徒の育成を目指すため、幼少期から気軽に英語に触れる機会を作るとともに、外国語指導助手（ALT）の取り組み強化により、英語力の強化と将来的にグローバルに活躍できる人材を育てる取り組みを進めます。
- ▶ 小学校でのプログラミング教育必修化に向け、プログラミング学習の支援・実践や、電子黒板の常設化をはじめ、ICT機器やデジタル教材などを活用した情報教育環境を町内小中学校へ整備していきます。  
また、児童・生徒に一人一台のタブレット端末を配備してきましたが、オンライン授業や遠隔授業などのGIGAスクール構想の発展的な展開を念頭においた取り組みを検討していきます。
- ▶ 当町が進める教育の魅力化の一つとして「あびら教育プラン」を掲げ、「遊び」から「学び」、そして「挑戦」につなげる独自の教育手法を取り入れながら、教育機会の提供を行っています。
- ▶ 早来小学校をモデル校として、「あびら教育プラン」を教育課程に位置付けながら、探究心や知的好奇心を高める学習機会を提供していますが、その効果や実効性を踏まえつつ町内全ての

小中学校において教育課程への位置付けをしながら展開を図っていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇グローバル社会に対応した英語教育の充実<br>◇プログラミング学習の支援・実践 ◇ICT機器、デジタル教材等の教育環境の整備<br>◇あびら教育プランによる学習機会の提供と教育課程への位置づけ |

### （３）小規模校の特性を活かしたきめ細かい指導の推進 【改善戦略③】

- ▶ 小規模校で不足しがちとされる、多様な意見に触れる機会や様々な体験を積む機会を確保する観点から、小中一貫教育によって小学生の中学校進学に対する不安感を軽減したり、中学生の自尊感情や自己肯定感を高める環境づくりと意識醸成を図っていきます。

また、小規模校のメリットを活かし、一人ひとりの学習状況や定着状況を的確に把握した指導や異学年の児童生徒が相互に学び合う活動など、教育の充実を図っていきます。

| 〔主な取組み・事業〕       |
|------------------|
| ◇町内小中一貫教育の推進（再掲） |

### （４）児童・生徒の体力向上の推進 【改善戦略④】

- ▶ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の検証・分析による各学校での取組みのほか、地域のスポーツ少年団や社会教育事業と連携した各種体験活動、スポーツ事業などを通じて、児童・生徒の体力向上に向けた取組みを推進していきます。
- ▶ 中学校部活動については、練習時間や休養日設定などの適正化と部活動指導の充実を図るため、国の制度を活用し部活動指導員を配置しておりますが、指導員の配置期間が限られているため、総合型地域スポーツクラブと連携しながら休日等の部活動の地域への移行について検討を進めていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                             |
|------------------------------------------------------------------------|
| ◇各種体験活動や生涯スポーツ事業を通じた体力向上事業<br>◇中学校部活動指導員配置事業及び総合型地域スポーツクラブと連携した地域移行の検討 |

### （５）計画的な学校教育施設等の整備・改修・長寿命化等の推進 【回避戦略①】

- ▶ 児童・生徒が一日の多くを過ごす学校教育施設については、子どもたちの安全・快適な教育環境づくりを考慮しつつ、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りながら、学校教育施設等の全般的な効率化・維持保全の実現を目指すとともに、時代の要請に対応する改修整備や教育備品等を計画的に整備します。

また、老朽化が進んでいる追分小学校については、追分中学校との小中一貫教育に係る施設分離型等の教育環境を含めた協議検討を進めていきます。

なお、早来学園の開校に併せて閉校となる遠浅小学校・安平小学校の跡校舎・跡地活用については、災害時の避難場所としての位置づけや、これまで地域全体で学校を支えてきた愛着のある施設であるということなどを踏まえ、地域との方策検討をはじめ、地域住民の理解を得ながら施設の活用方策を決定していきます。

- ▶ 平成25年度に建設した学校給食センターについては、食育という観点から地域の食材を活かした給食提供をはじめ、食物アレルギー対応食のきめ細やかな提供など、当町が進める子育て教育環境の魅力化の一つとして、すべての幼児・児童・生徒が安全でおいしい給食を楽しめるよう取り組みます。

また、食器類の更新や設備・施設修繕を計画的に行っていくとともに、追分高等学校への給食提供を行っていきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                |               |
|--------------------------------------------|---------------|
| ◇[復]早来中学校の再建による早来地区義務教育学校『安平町立早来学園』の開校(再掲) |               |
| ◇学校教育施設の計画的な改修、維持補修                        | ◇教育備品の整備      |
| ◇教育環境の在り方を含めた追分地区小中一貫教育の評価検証               |               |
| ◇学校給食センター運営事業                              | ◇追分高等学校への給食提供 |

- 
- \* **ICT** : Information and Communication Technology (インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)  
一般的に「情報通信技術」と訳されている。
  - \* **GIGAスクール構想** : 2019年に文部科学省が発表した、子どもたち一人ひとりに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や、情報通信や技術面を含めたICT環境の実現に向けた教育改革のこと。
  - \* **食育** : 食べ物の成り立ちや安全性、栄養、食文化など、食に関する基本的な知識や的確に選択できる能力を身に付け、健康的で心豊かな食生活を営める人を育てること。

基本施策 4  
(追分高等学校)

## 地域と連携した追分高等学校の魅力づくりへの支援



## &lt;施策の方向性&gt;

まちづくりで活躍する多数の人材を輩出してきた"まちの最高学府"「北海道追分高等学校」の存続に向け、地域と連携した高等学校による魅力づくりに向けた活動を支援します。

## &lt;施策項目&gt;

- (1) 地域企業との連携による追分高等学校の特色ある取組みへの支援 [差別化戦略③]  
 (2) 追分高等学校の存続に向けた町民気運の醸成 [回避戦略②]

## 【成果指標】

| 指標項目                          | 現状値                  | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|-------------------------------|----------------------|---------------|----|
| 追分高等学校への入学者数（うち地元中学校からの入学者割合） | 29人（うち10%）<br>(R3年度) | 40人（うち30%）    |    |
| 追分高等学校からの進学・就職率               | 100%<br>(R3年度)       | 100%          |    |

## 【現状と課題】

- 町内唯一の高校である北海道追分高等学校は、町内教育の大きな柱である「幼小中高連携教育」の中核として大きな役割を果たしており、平成22年度からは1学級となっていますが、平成30年度にコミュニティ・スクールが導入され、地域と連携した魅力づくりや追分高等学校存続支援協議会を中心とした取組みを行っています。
- 近年では、町内からの通学生を対象としたJ R利用支援やタブレット端末購入支援など、通学しやすい環境づくりや保護者負担の軽減を図る取り組みを新たに行ってきました。
- しかし、中学校卒業生の減少による北海道立高等学校の存続問題を取り巻く環境は厳しい状況にあり、追分高等学校の存続については予断を許さない状況に置かれています。
- 地域内の高等学校の存在は子育て世代の移住・定住先の選択要因の一つとなることから、学校存続に向けては、引き続き地域企業等で構成している安平町誘致企業会等をはじめとした町内連携の強化や学校の魅力づくりに向けた支援による入学生徒の確保、特に、地元中学校からの入学者の確保が重要な要素となっています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

## (1) 地域企業との連携による追分高等学校の特色ある取組みへの支援 [差別化戦略③]

- ▶ 追分高等学校が主体となって開催している就労支援懇話会について、安平町誘致企業会のさらなる協力を行っていくとともに、ふるさと教育により地域で育った子どもが、追分高等学校を卒業した後、町内企業に雇用される理想的な循環構造を目指し、安平町誘致企業会・安平町商工会・追分高等学校存続支援協議会をはじめとした町内連携による地域定着・人口流出の食い止めにに向けた取組みを、継続して進めます。

- ▶ 現在、町内通学生を対象としたJR利用支援については町外からの通学生への拡充を行いながら、町内外から通学しやすい環境づくりを進めるなど、存続支援協議会が行う各種事業に対して、引き続き支援を行っていくとともに、追分高等学校への給食提供を行っていきます。
- ▶ 地元介護事業所と連携した介護職の資格取得を目指し、進学する生徒に特化した人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度について、追分高等学校・地元介護事業所・行政等と連携を図りながら、介護職の確保とUターンにつなげていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇追分高等学校におけるキャリア教育の充実に向けた支援</li> <li>◇安平町誘致企業会等と連携した町内雇用体制の確立、就労支援懇話会の開催</li> <li>◇追分高等学校存続支援協議会が行う各種事業への支援</li> <li>◇給食提供の実施</li> </ul> |

## （２）追分高等学校の存続に向けた町民気運の醸成 【回避戦略②】

- ▶ 地域内の高等学校の存在が子育て世代の移住・定住先の選択要因の一つとなることから、進学率や地域内外の就職率の高さをPRするとともに、他の小規模校との差別化を図る取り組みとして、大学生と連携したカタリバの取組みを発展させるなどの取組みを検討しながら、存続支援協議会など地域一体となって、学校存続及び入学希望者の確保に取り組めます。
- ▶ 他の道立高校に先がけて、追分高等学校にコミュニティ・スクールが導入されたことから、学校運営に地域住民が積極的に関わりを持ってもらう連携体制を強化しながら、追分高等学校の存続に向けた町民の機運を醸成していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇進学・就職率の高さのPRによる生徒確保、大学生と連携した活動の展開</li> <li>◇コミュニティ・スクールを活用した地域住民との連携体制の強化</li> </ul> |

基本施策 5  
(家庭教育)

## 家庭・地域の教育力の強化



## &lt; 施策の方向性 &gt;

子ども達が健やかに育つ上で、全ての出発点となる家庭教育力の向上を目指すとともに、子どもの健全育成に向けた諸活動への保護者の参加促進に取り組みます。

## &lt; 施 策 項 目 &gt;

(1) 地域力による子どもの健全育成活動の推進 【成長戦略⑥】

(2) 家庭教育力の向上の推進 【回避戦略③】

## 【成果指標】

| 指標項目             | 現状値                | 目標値<br>(R8年度) | 備 考 |
|------------------|--------------------|---------------|-----|
| 児童館・児童センターの利用者数  | 16,894人<br>(R3年度)  | 現状維持          |     |
| 放課後児童クラブの待機児童数   | 0 名<br>(R3 年度)     | 0 名           |     |
| 家庭教育に関する事業数と参加人数 | 2 事業・96人<br>(R3年度) | 現状維持          |     |

## 【現状と課題】

○ 子どもたちの健全育成を目的とする児童館や放課後児童クラブについては、就学前から小学生まで一貫した運営方針による事業展開や民間法人により運営をしている認定子ども園との一体的な施設管理を目指し、平成29年度から民間法人による指定管理体制へ移行してきました。

○ 子ども・子育て支援新制度の施行により放課後児童クラブの対象年齢が小学6年生まで拡大されたことに伴い、児童館や放課後児童クラブの利用者が増加傾向にあります。

現在、待機児童は発生していませんが、利用者の増加に伴い、活動スペースの狭小さや受け入れに対応する保育等支援員の不足が課題となっています。

○ 家庭教育は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、人間形成の基礎となる重要な役割を担っていますが、核家族化のほか、親が身近な人から子育てを学ぶことや助け合う機会の減少、地域とのつながりの希薄化など、子育てや家庭教育を支える地域環境の変化もあり、家庭における教育力の低下が危惧されています。

## 【施策項目に対応した主な取り組み】

(1) 地域力による子どもの健全育成活動の推進 【成長戦略⑥】

▶ 民間法人による魅力的なソフト事業やランドセル来館などの導入、さらには、子ども・子育て支援新制度の施行による対象年齢の拡大に伴い利用者が増えている児童館・放課後児童クラブについては、引き続き子どもたちにとって関心の高い企画や催しを取り入れながら、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境と、保護者にとって働きやすい環境づくりを推進します。

- ▶ また、利用者の増加に伴い、きめ細かな対応を求められていることから、保育等の支援員を新たに加配していくとともに、活動スペースの狭小を解消するための方策について検討していきます。
- ▶ 国が処遇改善を行う保育士等と均衡を図るため、一時預かり保育及び地域子育て支援拠点事業に係る職員の処遇改善を行っていきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童館・放課後児童クラブの安定的運営に係る支援</li> <li>◇児童館・放課後児童クラブの利用者増加に対応した保育等支援員の加配、活動スペースの狭小解消に向けた方策検討</li> <li>◇子ども・子育て支援事業常勤職員の処遇改善事業（再掲）</li> <li>◇町内の森や自然を活用した野外活動の充実</li> </ul> |

## （２）家庭教育力の向上の推進 【回避戦略③】

- ▶ 家族の会話やコミュニケーションから育まれる絆や善悪の判断、家庭における挨拶や食事の大切さといった子どもたちの基本的な生活習慣づくりなど、家庭教育の大切さや命の大切さについて、親子や家族で話し合ったり、一緒に考えてもらうための機会づくりを、子ども園や学校だけではなく、地域と連携した協働体制により取り組んでいきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇就学時健診や小中学校入学時期による子育て講座・家庭教育講座等の実施</li> <li>◇子育て支援センターと連携した乳幼児子育て講座・子育てサポーター養成講座等の実施</li> <li>◇読み聞かせ等を通じて愛情豊かな親子関係を築くためのブックスタート事業</li> </ul> |

基本施策 6  
(青少年教育)

## まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進



## &lt; 施策の方向性 &gt;

子ども達が体験活動や文化・スポーツ活動を通じて地域の人々に関わり合いながら、ふるさとへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」を目指します。

## &lt; 施策項目 &gt;

- (1) 地域が一体となったふるさと教育・学社融合の充実 [成長戦略⑦]
- (2) 各種体験活動や学習活動を通じた子どもの放課後対策の推進 [成長戦略⑧]
- (3) 青少年の文化・スポーツ活動への支援 [成長戦略⑨]

## 【成果指標】

| 指標項目                        | 現状値            | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|-----------------------------|----------------|---------------|----|
| ふるさと教育・学社融合事業数              | 41事業<br>(R3年度) | 現状維持          |    |
| 社会教育活動への参加者数(参考値:子どもチャレンジ塾) | 17人<br>(R3年度)  | 80人           |    |

## 【現状と課題】

- 当町は、就職や進学を機にふるさと安平町を離れる若者が多く、若年層の転出超過が顕著ありますが、幼少期に郷土愛を育み、当町を一度離れて社会生活を送った後、再び故郷へ帰り、都会での経験を活かして新しいまちづくりに貢献するという循環を作り上げるため、地域全体が一丸となった「ふるさと教育」を推進しています。
- 就学児童が放課後や長期休業等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、各種体験事業を実施しています。
- 豊かな人間性の醸成に寄与する文化・スポーツ活動の日常化に取り組むとともに、文化・スポーツ活動において全道・全国レベルで活躍をする子どもたちへ大会への参加費助成支援などの文化・スポーツ振興を図ってきたことにより、安平町出身の青年層や成人が全国大会や世界大会へ出場する機会も生まれてきました。
- 近年では、子どもの運動機会確保と心身の健康の保持を目指し、町内の各種スポーツ少年団が構成員となった総合型地域スポーツクラブが設立され、子どもたちの運動やスポーツ機会の確保に向けた新たな取組みが始まっています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

## (1) 地域が一体となったふるさと教育・学社融合の充実 [成長戦略⑦]

- ▶ 児童生徒のふるさとへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」については、家庭・学校・地域など地域一丸となった連携体制が重要であることから、地域学校協同本部を設置しながら進めています。

- ▶ また、児童生徒の学習活動がさらに充実するよう、「遊び・学び・挑戦」をキーワードとしている『あびら教育プラン』を総合学習などの教育課程に位置付けながら、より新たな知見で専門的な学習機会を提供するなど、知的好奇心や探究心を高められるような展開を図っていきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                |
|----------------------------|
| ◇ふるさと教育の充実と推進 ◇あびら教育プランの推進 |

## （２）各種体験活動や学習活動を通じた子どもの放課後対策の推進 【成長戦略⑧】

- ▶ 子どもに不足していると言われる「運動機会・学習時間・各種体験活動」の提供に向け、スポーツ推進員や子ども会育成連絡協議会などの協力のもと、放課後や長期休業等における子どもチャレンジ塾やサバイバルキャンプなどの実施により、児童・生徒の健全育成につなげていきます。
- ▶ 地域おこし協力隊をはじめ、町民や町内活動団体など、地域の人々が関わり合いながら、子どもの自主性と創造性を促し遊びを通じて学び育てる遊育事業を推進していきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                             |
|-----------------------------------------|
| ◇子どもチャレンジ塾・放課後子ども教室等の実施<br>◇遊育事業の推進（再掲） |

## （３）青少年の文化・スポーツ活動への支援【成長戦略⑨】

- ▶ 安平町出身の青年層や成人まで対象を拡充している青少年の文化・スポーツ活動での全道・全国大会等へ参加する遠征費助成については、引き続き支援を行うとともに、町内にある各運動施設や生涯学習施設などを活用しながら活動を行っている青少年の文化・スポーツ活動の活性化に向けた支援に取り組めます。
- ▶ 少子化による団体の統合再編も生じている少年団活動や部活動については、町内の各種スポーツ少年団が構成員となっている総合型地域スポーツクラブをはじめ関係団体や部活動と連携しながら、さらには近隣自治体と連携をしながら、活動環境の向上に向けて取り組みます。
- ▶ 幼児・児童向けのスケート教室や、地元アイスホッケーチームへの指導支援など、事業連携協定等による民間活用と連携により、スポーツに触れる機会の創出を図ります。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                         |
|---------------------------------------------------------------------|
| ◇トップアスリート支援対策を含めた文化・スポーツ大会参加助成事業<br>◇町内活動団体と連携した少年団・部活動に係る活動環境の向上検討 |

基本施策1  
(地域コミュニティ)

## 地域コミュニティ活動の活性化の推進



## &lt;施策の方向性&gt;

持続可能な地域コミュニティの形成に向けて、自治会・町内会等の活動への積極的な支援を行い、行政の目が行き届かない分野のサービス提供や身近な課題の解決が、町民の活発な自主的活動で展開される地域づくりを目指します。

## &lt;施策項目&gt;

- (1) 自治会・町内会等の育成と支援の強化 [差別化戦略①]
- (2) まちづくりファンド(町民基金)を通じた自主的活動への支援 [差別化戦略②]

## 【成果指標】

| 指標項目                 | 現状値             | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|----------------------|-----------------|---------------|----|
| 自治会・町内会等加入率          | 79.5%<br>(R3年度) | 80%以上         |    |
| 地域サポート制度を活用している自治会等数 | 15団体<br>(R3年度)  | 18団体          |    |

## 【現状と課題】

- 当町では、平成26年12月に「安平町まちづくり基本条例」を施行し、町民参画・町民協働のまちづくりを進めています。
- 北海道胆振東部地震や震災による避難所運営等を通じて、地域住民のつながりが非常に重要だと再認識しましたが、地域コミュニティを担う自治会・町内会等は、住民同士の関わりの薄れや少子高齢化、地域住民の減少により、将来的に維持・存続が困難になると危惧されている地域もあります。
- また、長く続く新型コロナウイルス感染症の影響等が重なり、自治振興事業等による地域のイベント事業が休止になるなど、住民自治の諸活動を見直す時期にある地域もあります。
- そのような中、当町では、町職員が地域と行政をつなぐパイプ役となる地域サポート制度を導入しながら、地域コミュニティの支援に取り組んでいます。
- また、地域と住民をつなぐ重要な役割を担う自治会・町内会等では、地域の核となる人材・役員や会員の不足、小規模な自治会・町内会等の将来的な在り方など、多くの課題があることから、持続可能な地域コミュニティの形成に向けて、地区別計画(協働実行プラン)を軸とした自治会・町内会等との協議を進めています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）自治会・町内会等の育成と支援の強化 【差別化戦略①】

- ▶ 地域の身近な生活課題の解決や地域と住民をつなぐ重要な役割を担う自治会・町内会等の維持は欠かせないものであり、超高齢社会に対応していくためにも、自治会・町内会等の活動を見える化し発信しながら加入や理解促進に向けた取組みを進めるとともに、地域の意向を把握しながら「地域サポート制度」の継続実施を行っていきます。
- ▶ 地域コミュニティの維持存続や再生に向けて、地域課題の共有と解決に向けた取組みを展開する地区別計画（協働実行プラン）について、安平地区に続いて遠浅地区においても策定を進めていきます。  
なお、地区別計画（協働実行プラン）の策定にあたっては、町民とともに計画づくりから計画策定後の実践に至るまでのサポートやコーディネートなど、協働体制を構築しながら進めていきます。
- ▶ 自治会・町内会等の地域活動や交流拠点となる各地区の会館について、計画的に改修、修繕等を行っていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| ◇地域サポート制度の取組み推進<br>◇地域課題の解決に向けた地区別計画（協働実行プラン）の策定と実行<br>◇自治振興事業 ◇地区集会所の計画的な改修、修繕 |

### （２）まちづくりファンド（町民基金）を通じた自主的活動への支援 【差別化戦略②】

- ▶ 安平町まちづくり基本条例の理念に基づき、地域コミュニティ団体や地域活動団体等が行う公益的な活動を支援するための事業の費用に充てるため設置している「安平町まちづくりファンド」を財源とした「まちづくり事業支援交付金」制度については、制度趣旨に則り実効性を高めるための見直しを適時行いながら、自主的な自治活動等への支援とまちづくりへの積極的な参加を促進していきます。
- ▶ 地区別計画（協働実行プラン）に基づき町民が主体となって行う地域課題の解決に向けた取組みや実践活動に対して、まちづくりファンドを活用し支援を行っていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                           |
|----------------------------------------------------------------------|
| ◇ふるさと納税の有効活用とまちづくりファンド（町民基金）の運用<br>◇町民の自主的なまちづくり事業への支援（まちづくり事業支援交付金） |

基本施策2  
(協働のまちづくり)

## 多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進



## &lt;施策の方向性&gt;

安平町まちづくり基本条例の理念に基づき、自治の主役である町民や各種団体、NPO法人与行政がそれぞれの役割を活かし、補完し、協力しながら、地域課題を解決していくまちづくりを目指します。

## &lt;施策項目&gt;

- (1) 町民活動団体の育成と支援の強化 [成長戦略①]
- (2) 「新しい公共」の担い手育成に向けた取組みの推進 [成長戦略②]

## 【成果指標】

| 指標項目               | 現状値             | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|--------------------|-----------------|---------------|----|
| まちづくり事業支援交付金の活用団体数 | 7 団体<br>(R3 年度) | 累計 40 団体      |    |
| 町内各種団体の法人化数        | 1 団体<br>(R3年度)  | 累計 2 団体       |    |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

## 【現状と課題】

- 安平町まちづくり基本条例の理念に基づき、自治の主役である町民と行政が、それぞれの役割を活かして協働のまちづくりを目指しています。
- 町内には、ボランティア団体や町民活動団体があり、多くの町民がまちづくりに関わりを持っている当町では、行政の目が行き届かないサービスを、こうした団体によって支えられています。そのような中、近年は町内団体の法人化や新しいまちづくり組織が設立され様々な活動が展開されており、まちづくりにおける存在感を高めています。
- 人口減少と少子高齢化、あらゆる分野での担い手確保・新領域への進出など、様々な地域課題の解決に向けて、都市部から多様な人材を受け入れる地域おこし協力隊の活用のほか、民間企業等との包括連携協定や民間企業等のノウハウをまちづくりに活かす地域活性化起業人や地方創生アドバイザー等の活用を進めています。
- 多様な主体による協働の取組みを進めるためには、持続可能な活動に向けた支援強化が求められています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

## (1) 町民活動団体の育成と支援の強化 [成長戦略①]

- ▶ ボランティア団体や町民活動団体の高齢化、固定化が見られることから、団体活動の発信や紹介などにより、若者をはじめとした新規会員の加入に向けた取組みを支援していくとともに、ボランティア団体や町民活動団体等が自主的に行うまちづくり事業への支援など幅広いサポートを行いながら、持続可能な活動に向けた団体の育成と支援強化を推進します。

| 〔主な取り組み・事業〕                           |
|---------------------------------------|
| ◇町民の自主的なまちづくり事業への支援（まちづくり事業支援交付金）（再掲） |
| ◇町有施設活性化事業                            |
| ◇地域課題の解決に向けた地区別計画（協働実行プラン）の策定と実行（再掲）  |

## （２）「新しい公共」の担い手育成に向けた取り組みの推進〔成長戦略②〕

- ▶ 第２次安平町総合計画基本構想において、まちづくりの将来像「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」の実現に向けた重点プロジェクトとして位置づけているとおり、協働のまちづくりと町民の安心・平和な生活の実現を目指すため、福祉や介護等の生活支援・子育てなど各分野における担い手と後継者確保などの地域課題の解決に向けて、「仕事」「雇用」「団体の法人化」等を結びつけた新しい仕組みづくりを検討しながら、コミュニティ・ビジネスの起業やＮＰＯ法人の設立促進など、「新しい公共」の担い手育成に向けた取り組みを推進していきます。
- ▶ まちづくりを推進していく原動力は「人」です。しかし、人口減少と少子高齢化に伴う地域経済や産業の縮小等により、当町ではあらゆる分野でマンパワーが不足しています。そのため、様々な地域課題の解決に向けて、地域おこし協力隊やそのインターン制度、集落支援員の積極的な活用を図りながら、町内外の多様な人材を導入し地域力の維持と底上げに向けた取り組みを展開していきます。  
また、国が進める地方創生の観点と、重点的かつ横断的なまちづくりを展開するためには、自治体と民間企業等との双方の強みやリソース（資源・資産）を持ち寄ることが重要であることから、民間企業等との包括連携協定や民間企業等のノウハウをまちづくりに活かす地域活性化起業人や地方創生アドバイザー、重要プロジェクトをマネジメントできる高度人材を導入する地域プロジェクトマネージャーの活用を図っていきます。
- ▶ 志を持ったプレゼンターとこれに関心を示すサポーターによる参集型クラウドファンディングイベント「ABIRA Talks（アビラトークス）」により、町内活動団体や町民自らが挑戦・チャレンジする機会と町内外の人が共鳴する仕組みを構築しながら、持続可能なまちづくりにつなげていきます。
- ▶ 今回の震災を契機に設立された（一社）安平町復興ボランティアセンターを後継する（一社）ENTRANCEをはじめ、地域コミュニティや地域の活性化を目指して複数の地域活動団体が設立している状況にあることから、これら団体と連携しながら、地域コミュニティの維持・再生、さらには賑わい創出や地域活性化を図るとともに、これらの活動を通じて「新しい公共」の担い手となるまちづくり会社や、その体制を支える中間支援組織など、将来のまちづくりを支える仕組みづくりに向けた検討を進めます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------|
| ◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進                                            |
| ◇地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊インターン、集落支援員、地域活性化起業人及び地方創生アドバイザー、地域プロジェクトマネージャーの活用 |
| ◇夢の実現や地域課題に挑むチャレンジャー育成・風土づくり（あびら教育プラン「ABIRA Talks」）                   |
| ◇民間団体による中間支援組織、まちづくり会社など、将来のまちづくりを支える仕組みづくりに向けた検討                     |

\* **コミュニティ・ビジネス**：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。  
なお、ソーシャル・ビジネスは社会全般の課題とされている（関東経済産業局ＨＰより）。

基本施策3  
(生涯学習・社会教育)

## 将来のまちづくりを担う人材の育成



## ＜施策の方向性＞

「まちづくりは人づくり」の視点に立ち、生涯学習・社会教育で提供する学習機会や町民の交流、活動などの「学びの場」を通じて、将来のまちづくりを担う人材の育成を目指します。

## ＜施策項目＞

- (1) 生涯学習社会の実現に向けた学習機会の提供 【成長戦略③】
- (2) まちづくりの担い手育成に主眼を置いた青年・成人教育の推進 【回避戦略①】
- (3) 生涯学習施設の整備・改修・長寿命化等の推進 【回避戦略②】

## 【成果指標】

| 指標項目                 | 現状値                   | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|----------------------|-----------------------|---------------|----|
| 生涯学習フェスティバルの事業数・参加人数 | 16事業・1,850人<br>(R1年度) | 現状維持          |    |

## 【現状と課題】

- 「まちづくりは人づくり」の視点に立ち、「安平町まちづくり基本条例」に担い手育成と生涯学習社会の実現を定めています。また、独自の教育手法「あびら教育プラン」を推進し、不確実で変化に富んだ現代にあっても、社会において挑戦し続ける人づくりを進めています。
- 生涯学習社会の実現に向け、「安平町生涯学習計画（安平町教育大綱）」に基づき、施策の展開、そして各種学習機会の充実や町民の交流、活動のネットワークづくりを通じ、将来のまちづくりを担う人材の育成を目指しています。
- 社会教育活動の拠点となる各公民館は、町民の交流や学習、芸術・文化活動など地域における様々な活動の場として利用されているとともに、公民館事業等として各種企画が催されています。
- 施設面では、平成28年度に遠浅公民館（遠浅コミュニティセンター）の建設、平成29年度には安平公民館の増築改修を実施してきました。  
また、老朽化と未耐震が課題となっている早来公民館（町民センター）については、他の公共施設との機能集約や防災機能を付加した施設として整備を行っていく必要があります。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

- (1) 生涯学習社会の実現に向けた学習機会の提供 【成長戦略③】
  - ▶ 生涯学習活動を推進するためには、生涯にわたって学び続けることができる学習機会の提供に努める必要があることから、各種団体や町民自らが講座の企画・立案、運営に携わり、町内の施設において学習活動を行う「生涯学習フェスティバル」の開催や、自主運営・自主管理方針による生涯学習活動促進事業等の学習機会の提供など、様々な学習活動に参加できる環境をつくり、多くの町民が参加し実践できるよう推進していきます。
  - ▶ 幼児から大人まで段階や世代に応じた遊び・学び・挑戦をキーワードとした教育プログラム「あびら教育プラン」を通じて、物事に関心の目を向け、学び続ける生涯学習社会の実現を目指していきます。

- ▶ これまでに実施してきた生涯学習事業や社会教育事業など各種取組みを評価し、情勢変化する社会環境や社会ニーズへの対応を踏まえながら、安平町教育大綱に位置づけている安平町生涯学習計画を推進していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                            |                        |
|---------------------------------------|------------------------|
| ◇各種生涯学習事業の開催（生涯学習フェスティバル・生涯学習活動促進事業等） |                        |
| ◇あびら教育プラン推進事業（再掲）                     | ◇広島平和記念式典派遣事業          |
| ◇公民館活動の充実                             | ◇安平町生涯学習計画（安平町教育大綱）の推進 |

## （２）まちづくりの担い手育成に主眼を置いた青年・成人教育の推進 【回避戦略①】

- ▶ 「まちづくりは人づくり」の視点から、知恵や技術、経験を有する町民の掘り起こしと、自主的に活動する人材の育成が求められていることから、青年層や成人向けに知的好奇心や多面的な思考を高めるための学び合いの機会創出などの取組みを行いながら、地域の将来を担う人材の育成に主眼を置いた社会教育の推進を図ります。
- ▶ 震災では多くの外部人材による支援活動に支えられ、復旧から復興へと前進することができました。これからのまちづくりにおいては、小さな範囲の活動から大きな規模のビジネスまで、町民のみならず、町外から安平町に想いを寄せている関係人口との関係性を強めながら、教育や商工観光の分野を皮切りに町内外の人々による挑戦が次々と生まれる環境づくりを進め、まちづくり全般において挑戦者を受け入れる機運を醸成していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                      |         |
|---------------------------------|---------|
| ◇あびら教育プラン推進事業（再掲）               |         |
| ◇学び合いの機会創出の推進（あびらぼキャンパス等）       |         |
| ◇町内の青年団体等が主催する事業や活動等への支援による人材育成 |         |
| ◇あびら起業家カレッジ事業                   |         |
| ◇創業塾支援事業                        | ◇事業承継事業 |

## （３）生涯学習施設の整備・改修・長寿命化等の推進 【回避戦略②】

- ▶ 公民館は、地域住民の学習機会を提供し活動する場であり、さらには協働のまちづくりを進める地域の拠点であることから、災害時には主要避難所になることを念頭に置きながら、各種活動の拠点となる公民館の改修整備を行うなど、計画的な改修等に努めていきます。
- ▶ 老朽化と未耐震が課題となっている早来公民館（町民センター）については、災害時の避難所・支援活動機能や運動場・合宿施設機能を兼ね備えた複合施設として大規模改修を行っています。

また、避難所となる追分公民館や安平公民館についても、真夏や真冬の避難生活に備えた空調設備の整備を行います。

| 〔主な取組み・事業〕                              |  |
|-----------------------------------------|--|
| ◇各公民館の改修整備事業（空調・冷房等）                    |  |
| ◇〔復〕避難所や運動場等の機能を兼ね備えた早来公民館（町民センター）の施設整備 |  |

\* 関係人口：地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指し、地方圏においては地域外の人材が地域づくりの担い手になることが期待されている。

基本施策 4  
(芸術・文化)

## 芸術文化の振興と文化財の保護・活用



## &lt; 施策の方向性 &gt;

町民による芸術文化活動を推進し、誰もが身近に“文化の香り”に親しめるまちを目指します。また、町指定文化財などをはじめとする郷土の貴重な遺産の保存と活用を推進します。

## &lt; 施 策 項 目 &gt;

- (1) 芸術文化に触れる機会の提供と活動団体の育成 [成長戦略④]
- (2) 文化財の保全・活用の推進 [成長戦略⑤]

## 【成果指標】

| 指標項目                     | 現状値             | 目標値<br>(R8年度) | 備 考           |
|--------------------------|-----------------|---------------|---------------|
| 町内文化団体の団体数               | 32団体<br>(R3年度)  | 現状維持          | 安平町文化協会の構成団体数 |
| 鉄道の歴史に触れる機会数（鉄道資料館の開館回数） | 12 回<br>(R3 年度) | 現状維持          |               |

## 【現状と課題】

- 当町では、様々な芸術・文化団体やサークルが幅広く活動しており、町づくり、人づくりに大きく貢献している重要な存在です。

しかし、団体会員の高齢化や固定化が見られることから、新規会員の加入を促す取組みや町民への情報発信など、支援を強化していく必要があります。

- 優れた芸術・文化の鑑賞機会の確保とともに、町内で活躍している個人や団体が発表できる場を引き続き提供しながら、地域間の交流や一体感の醸成を図る必要があります。
- 北海道胆振東部地震により、石蔵や石碑など古くから守り伝えられてきた町指定の文化財が被災を受けるとともに、郷土資料館に収めている貴重な郷土資料についても一部被害を受けましたが、復旧や改修補修をおこなってきました。
- 道の駅あびらD51ステーションの整備に併せて行ってきた鉄道資料のデジタル化や資料展示の整備、有志の方々に支えられ親しまれているキハ183車両等については、道の駅で実施される各種イベント効果と相まって、200万人以上の方々に鉄道文化に触れていただくことができました。

また、道の駅のシンボルとして移設展示しているSL車両については、日本遺産に登録された北の産業革命「炭鉄港」の構成文化財となったことから、今後は、追分ゲートウェイ整備プロジェクトをはじめとした鉄道の「いま」・「むかし」、観光や教育分野とも連携した台湾等との鉄道交流、構成自治体や室蘭線沿線市町等と連携した魅力発信など、さらなる価値向上につなげていく必要があります。

- このように、鉄道とともに発展してきた当町にとって、「鉄道の歴史」は固有で尊いものではありますが、SL車両等を保守・整備している「SL保存協力会」の高齢化が進んでいることから、知識や経験などを後世に引き継ぐための対策が急務となっています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）芸術文化に触れる機会の提供と活動団体の育成 【成長戦略④】

- ▶ 芸術・文化活動は、地域住民に感動や喜びと活力を与える大きな力となることから、児童・生徒を対象とした観劇会やロビーコンサートを開催するなど、公民館を中心とした芸術・文化活動を推進し、地域の枠を超えて町民が芸術・文化に触れあう機会の拡充を図ります。
- ▶ 震災を契機に設立された町民活動団体が芸術・鑑賞事業を行うなど新たな動きも出てきていることから、芸術・文化活動団体の会員確保に向けた団体活動の情報発信など、文化協会と連携しながら、芸術・文化活動団体の育成と支援に努めます。

| 〔主な取組み・事業〕                                               |
|----------------------------------------------------------|
| ◇民間企画型によるロビーコンサート事業 ◇児童生徒観劇鑑賞事業<br>◇文化祭や芸能発表会など成果発表の場の確保 |

### （２）文化財の保全・活用の推進 【成長戦略⑤】

- ▶ 町が指定した貴重な文化財については、その保護に努めるとともに、町内郷土史団体との連携を通じて、町の指定文化財や郷土の歴史に触れる機会を確保していきます。
- ▶ これまでに鉄道資料をデジタル化したコンテンツや、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財であるＳＬ車両、有志により車内公開を行っているキハ183車両については貴重な資料や文化財であることから体験や学びの推進に必要な整備を行いながら、鉄道資料館や道の駅を拠点として、魅力発信と知名度向上・交流人口拡大、そして、鉄道文化の継承（むかし）石勝線や室蘭線の活性化（いま）につなげていきます。
- ▶ ＳＬ車両を保守・整備している「ＳＬ保存協力会」の存続と後継者の育成支援を行うとともに、鉄道観光資源を地域活性化につなげる取組みを展開する活動団体などと連携しながら、ＳＬ車両等の財産のほか、知識や経験などを後世に引き継ぐためのサポートを強化していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇ＳＬ車両や鉄道資料を活用した知名度向上・交流人口拡大・鉄道文化の継承と活性化<br>◇ＳＬ保存協力会の存続に向けた後継者の育成支援<br>◇鉄道資料館整備事業（鉄道資料館の施設運営、ＳＬ車両管理、ミニＳＬ運行等） |

\* デジタル化：既存のシステムをデジタル技術に置き換え効率化を図ること。

基本施策 5  
(スポーツ振興)

## 生涯スポーツの振興



## &lt;施策の方向性&gt;

多くの町民が生涯にわたりスポーツに親しむことで、心身の健康の保持と豊かな人間関係の構築に寄与することから、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化を目指します。

## &lt;施策項目&gt;

- (1) スポーツ団体の育成 [成長戦略⑥]
- (2) 生涯スポーツ活動の推進 [成長戦略⑦]
- (3) スポーツ施設の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略③]

## 【成果指標】

| 指標項目                                                | 現状値                              | 目標値<br>(R8年度) | 備考     |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------|---------------|--------|
| スポーツセンター利用者数（屋内スケートリンク・温水プールの利用者数）                  | 25,359人<br>(R3年度)                | 27,359人       |        |
| 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上続けている人の割合（40歳～74歳の男性・女性） | ・男性 42.5%<br>・女性 29.6%<br>(R3年度) | 現状値以上         | 国民健康保険 |
| 合宿所利用団体数・利用者数                                       | 12団体・185人<br>(R3年度)              | 90団体・1,750人   |        |

## 【現状と課題】

- 町内には、体育協会加盟団体など、自主的に活動する多くのスポーツ団体があり、団体やグループの育成と活動の支援により、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて活動が縮小している団体が見られます。

町外からは、プロチームの利用に加え、スポーツを通じた地域振興に関する連携協定を締結している企業チームがスポーツセンターをホームリンクとして活動し子どもの指導にも関わるなど、町民だけにとどまらない施設の利活用が行われています。

- 震災後には、子どもの運動機会確保と心身の健康の保持を目指し、町内の各種スポーツ少年団が構成員となったNPO法人が設立され、子どもたちの運動やスポーツ機会の確保や子どもを取り巻く大人の意識向上を図る取組みが進められています。
- 運動は、心身両面における健康の維持・増進のために有効であり、疾病予防や町全体の医療費の抑制につながるものと考えられることから、「健康寿命延伸事業」のほか、スポーツ団体と連携した各種教室やスポーツイベントの実施、指定管理者制度の導入による利便性の向上など、町民が身近にそして気軽に運動やスポーツができる機会の充実に取り組んでいます。
- 町民の健康づくり及びスポーツの普及振興を図るため、町内には施設改修を終えた屋内及び

屋外スケートリンクのほか、野球場やスキー場など多くの運動施設を有しており、計画的な施設の改修及び維持補修に努めてきました。とりわけ、スポーツセンターアイスアリーナは令和4年度にJOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）による競技別強化センターに認定されたことから、強化合宿の受け入れを通じて日本のアイスホッケー競技の振興に寄与していくとともに、施設の利用促進や地域振興にも効果が波及することが期待されています。

しかし、震災により利用中止・休止を余儀なくされている施設があるほか、耐震性能の向上が必要な施設もあることから、運動場や合宿施設機能を兼ね備えた複合施設の整備や耐震化改修が必要となっています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）スポーツ団体の育成 【成長戦略⑥】

- ▶ 国や道が進める学校部活動の地域移行における受け入れ先として期待されている総合型地域スポーツクラブの側面的支援を行うとともに、スポーツ団体と連携した各種教室やイベントの開催など、スポーツ団体やグループの育成と活動の支援を行いながら、スポーツ団体の積極的な活動展開を促していきます。
- ▶ スポーツ少年団をはじめとする児童・生徒の全道・全国大会等へ参加する遠征の助成を行うなど競技スポーツの振興を図ってきたことにより、安平町出身者の青年層や成人の全国大会や世界大会出場も多くなっていることから、支援対象を青年層や成人まで拡充しながら、より一層のスポーツ活動の振興を図ります。

| 〔主な取組み・事業〕                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------|
| ◇スポーツ団体等と連携した各種教室やスポーツイベントの開催<br>◇トップアスリート支援対策を含めた文化・スポーツ大会参加助成事業（再掲） |

### （２）生涯スポーツ活動の推進 【成長戦略⑦】

- ▶ 生涯を健康で生活できるまちづくりを目指した「健康寿命延伸事業」の実施にあたっては、社会教育部門と健康福祉部門のほか、スポーツセンターの指定管理者や地域連携協定企業と連携しながら、町民が身近にそして気軽に運動やスポーツができる機会の充実に取り組みます。
- ▶ 中学校部活動外部指導員の導入など、これまでも学校部活動と地域の連携は進めてきましたが、今後本格化する学校部活動の地域移行に向けて、総合型地域スポーツクラブ等との連携により、子育てや移住・定住を進める上でも魅力要素になるよう、必要な取組みを進めていきます。
- ▶ 安平山パークゴルフ場については、生涯スポーツとしての利用促進のみならず、安平山スキー場や鹿公園・キャンプ場との連携による一体的なエリアと捉えて、町内外からの集客を見据えながらリフレッシュや健康増進、さらには回遊交流を促進する取組み展開を進めていきます。
- ▶ 温水プール・アイスアリーナ・トレーニングルームを備えるスポーツセンターについては、指定管理者との協力により更なる利用者の利便性向上を図るとともに、プロスポーツチームや大学部活動等を誘致し利用者増を目指します。

| 〔主な取組み・事業〕                       |           |
|----------------------------------|-----------|
| ◇体力づくり・健康づくり事業                   | ◇健康寿命延伸事業 |
| ◇安平山周辺施設を活用したリフレッシュ・健康増進・回遊交流の展開 |           |
| ◇総合型地域スポーツクラブと連携した地域移行の検討        |           |
| ◇地域連携協定企業等と連携した生涯スポーツ活動の推進       |           |

### （３）スポーツ施設の整備・改修・長寿命化等の推進 【回避戦略③】

- ▶ 利用者が安全に、そして快適に利用できるよう、スポーツ施設の老朽化に伴う計画的な改修や長寿命化に取り組みます。また、安平山スキー場については、供用開始から経年による老朽化が進んでいるリフト等の計画的な設備更新と併せて、民間活力の導入により夏場利用やレクリエーション機能の強化を視野に入れながら、町営パークゴルフ場や鹿公園キャンプ場などを一体的なエリアとした地域活性化に係る整備を検討していきます。
- ▶ これまでミニサッカーやミニバレー、冬場の少年団活動として利用していた早来研修センターの利用が中止となり、運動機会が縮小制限されている状況にあります。  
そのため、老朽化と未耐震が課題となっている早来公民館（町民センター）との集約により、災害時における避難所や自衛隊等支援機関の活動拠点と併せ体育館やスポーツ合宿所の機能等を兼ね備えた機能複合化による施設整備を行います。
- ▶ また、老朽化が進むときわ球場のバックスクリーン改修やときわテニスコートの整備、耐震機能の向上が必要なスポーツセンター温水プールの天井改修など、早来地区が運動面の拠点として機能向上が図られるよう必要な整備を行っていきます。
- ▶ 遠浅地区の野球少年団が統合されたことに伴い、使用者が少ない状況で管理を続けている遠浅グラウンドについては、他の利用価値が期待できることから、関係機関や地域住民の理解を得ながら、廃止を含め協議を進めます。

| 〔主な取組み・事業〕                                  |              |
|---------------------------------------------|--------------|
| ◇スポーツ施設の適切な管理、計画的な改修                        | ◇安平山スキー場整備事業 |
| ◇〔復〕避難所や運動場等の機能を兼ね備えた早来公民館（町民センター）の施設整備（再掲） |              |
| ◇遠浅グラウンドの廃止協議                               |              |

基本施策 6  
(男女共同参画)

## 平等と多様性を尊重した社会づくりの推進



## ＜施策の方向性＞

町民一人ひとりが個人として尊重され、多様性を認め合える社会を目指します。また、女性が子育てと仕事を両立できる社会の実現に向けて、男女が互いに人権を尊重しつつ、それぞれの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指します。

## ＜施策項目＞

(1) 平等と多様性を尊重した社会の構築 [成長戦略⑧]

(2) 男女がともに活躍できる社会の構築 [改善戦略①]

## 【成果指標】

| 指標項目                | 現状値              | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|---------------------|------------------|---------------|----|
| 安平町各種審議会等への女性委員の登用率 | 27.7%<br>(R3 年度) | 現状値以上         |    |

## 【現状と課題】

- 一人ひとりが個人として尊重され、多様性を認め合える社会を目指していくことが求められており、人権擁護の意識醸成や人権教育に取り組んでいます。  
毎年開催している生徒指導連絡協議会の主要事業である「いじめゼロ子ども会議」において、平成29年度には「いじめゼロ憲章 5 項目」を制定しました。
- 一方、インターネット上での誹謗中傷や L G B T Q などの性的マイノリティへの理解不足の問題など取り組むべき課題が広がっており、これまで以上に人権尊重の意識向上や多様な生き方の理解促進を図る必要性が高まっています。
- 少子高齢化の進展とともに、人々のライフスタイルや家族形態も多様化するなど、社会環境の変化に対応していく上で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に努めることが求められています。
- 当町においては、第 2 次安平町男女共同参画基本計画に基づき男女共同参画推進に向けた事業を実施していますが、男女共同参画社会の実現には、女性の社会進出や「育児と仕事の両立」が可能な子育て環境の構築などが必要です。

## 【施策項目に対応した主な取り組み】

## (1) 平等と多様性を尊重した社会の構築 [成長戦略⑧]

- ▶ 誰もが人間として等しく生きることができる社会を目指し、差別やいじめなど、あらゆる人権侵害から町民を守るため、人権擁護委員や関係機関との連携を深め、人権意識の啓発や各世代における人権教育の充実に努めるとともに、地域コミュニティ活動を通じた人権侵害が起きない環境づくりや、気軽に相談できる体制を確保しながら、人権擁護活動を推進していきます。

- ▶ 社会的な問題となっている「児童虐待」や「DV（ドメスティック・バイオレンス）」などの対策に努めていきます。
- ▶ 子どもの人権を守るため、引き続き「いじめゼロ子ども会議」の側面的支援を行うとともに、要保護児童対策調整機関の専門職確保を行っていきます。

| 〔主な取り組み・事業〕 |                |               |
|-------------|----------------|---------------|
| ◇人権擁護活動     | ◇安平町いじめゼロ子ども会議 | ◇要保護児童対策地域協議会 |

## （２）男女がともに活躍できる社会の構築 【改善戦略①】

- ▶ 男女がともに活躍できる地域づくりを目指すため、広報や学校等での啓発活動に努めるとともに、安平町男女共同参画基本計画の改訂や地域のモデル事業所となるよう平成27年度に策定した安平町次世代育成支援対策・女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を推進し、各種審議会等での女性委員登用、男女共同参画に伴う相談体制の確保などに取り組みます。
- ▶ 子どもを持つ女性が安心して働ける環境づくりとして重視されることは、「育児と仕事の両立」が可能な子育て環境であり、当町では、町内にある２ヶ所の「児童福祉複合施設」において、一時預かり保育や休日保育、給食提供、児童館・放課後児童クラブの運営など、充実した環境づくりと体制を整備しながら、女性の社会進出機会の確保と女性の自立支援を進めていることから、引き続き、「育児と仕事の両立」が可能な子育て環境の充実に努めるとともに、この子育て環境を町内外へ発信することで子育て世代に選ばれる町を目指します。

| 〔主な取り組み・事業〕                     |                              |
|---------------------------------|------------------------------|
| ◇安平町男女共同参画基本計画の改訂、関連計画に基づく事業の推進 | ◇子どもを持つ女性が安心して働ける環境づくりの整備と発信 |

---

\* DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。

基本施策 7  
(交流)

## 地域間交流・国際交流の推進



## &lt; 施策の方向性 &gt;

イベント、スポーツ、芸術文化活動などを通じた町民相互の交流機会の充実を目指します。また、他自治体との交流や国際理解活動など他文化への理解を深め、これらをまちの活性化につなげていきます。

## &lt; 施策項目 &gt;

(1) 交流・定住外国人との国際理解活動・国際交流の推進 [差別化戦略③]

(2) 地域間の交流活動の推進 [改善戦略②]

## 【成果指標】

| 指標項目               | 現状値             | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|--------------------|-----------------|---------------|----|
| 首都圏（東京 23 区）との連携事業 | 0 事業<br>(R3 年度) | 累計 4 事業       |    |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

## 【現状と課題】

- 当町の国際理解活動、国際交流については、町内活動団体による取組みのほか、グローバル社会に対応する上で、英語を活用できる児童・生徒の育成を目指すため、外国語教育等を通して児童・生徒に国際感覚など国際文化の理解を深めています。
- 近年は、あびら教育プランでの取組みのほか、ブラジル・パラグアイとの雪だるま交流プロジェクト、同じ学校名・駅名を持つ台湾やキハ183系車両を縁としたタイとの鉄道交流など、各種団体の国際交流事業により、町民が外国の文化に触れる民間レベルでの交流が生まれ始めています。
- すでに一部の地区では企業等で従事する外国人の受け入れ・居住が行われていますが、将来的に更なる増加が予想される交流・定住外国人との共生に向けた取組みが必要になると考えています。
- 地域内における交流については、各種イベント・スポーツ・芸術文化活動などを通じた住民相互の交流や学校や地域の活動を撮影した映像をあびらチャンネルで情報交流するなど、合併後の地域の一体感の醸成を高めてきました。
- 当町における他自治体との交流については、平成28年度から胆振町村会として全国連携プロジェクトにより、東京都世田谷区との交流事業に取り組んでいます。
- 平成30年度には、首都圏における安平町出身者や立地企業など安平町に縁のある方々で構成する「東京あびら会」が設立され、首都圏と安平町との交流機会が生まれています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 交流・定住外国人との国際理解活動・国際交流の推進 [差別化戦略③]

- ▶ 子どもたちのグローバル社会への対応として、外国語指導助手（ALT）との交流活動や、世界の人々と容易につながることができる通信環境や実際に海外各国へと飛び出せる国際空港が至近にある地理的優位性を活かした国際理解教育や外国語教育を推進していきます。

- ▶ 近年、町内外の団体による台湾やタイとの交流機会が生まれていることから、これらの動きを町の活性化につなげるとともに、安平町の次世代を担う子どもたちの可能性を広げるための国際交流を視野に支援を行っていきます。
- ▶ 将来的に増加が予想される交流・定住外国人との交流検討のほか、町内活動団体が主体的に実施する楽しみながら外国の文化に触れる取組みを支援します。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇オンライン（インターネット通信を用いた対面）及びオフライン（実地での対面）の各特性を生かした国際理解教育や外国語教育の推進<br>◇町民活動団体による国際交流の支援<br>◇台湾等との交流の推進（「台湾安平区・台湾安平小」と「追分駅・追分小」の交流） |

## （２）地域間の交流活動の推進 【改善戦略②】

- ▶ 町内における一体感の醸成や町民交流を目指して、各種団体活動など町内における交流活動を支援するとともに、新型コロナウイルスの影響や高齢化等により交流活動への直接参加が難しい場合もあることから、町民投稿型の番組制作など、方法を工夫検討しながら、あびらチャンネル等による地域間の情報交流を推進します。
- ▶ 他自治体との交流に関しては、地方創生の推進に向けて胆振町村会として当町が参加している東京23区との全国連携プロジェクトについて、観光分野だけではなく各種分野での「地域間連携事業」の取組みを行っていきます。
- ▶ 東京あびら会の活動継続はもとより、道内の安平町出身者や関係者による「（仮称）北海道あびら会」の発足検討を行い、安平町のまちづくりへ関心を寄せる方々を増やしながら、様々なまちづくり分野の発展へとつなげていきます。

また、首都圏在住者など全国から多くの寄付をいただいているふるさと納税寄付者等に対し、町の魅力を知ってもらい安平町ファンを増やす関係人口や交流人口を拡大する取組みを展開していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇各種イベント・スポーツ・芸術文化など各種団体活動を通じた住民相互交流<br>◇あびらチャンネル等による地域間の情報交流<br>◇東京 23 区との全国連携プロジェクトへの参加<br>◇東京あびら会等との連携強化によるまちづくりの推進<br>◇ふるさと納税寄付者等との関係人口や交流人口を拡大する取組み展開 |

## 【関連するSDGsの目標】

基本施策 1  
(農林業)

## 持続可能な農林業の振興



## &lt;施策の方向性&gt;

経営力の強化と生産性の向上を図り、新規就農者が農業に取り組みやすい環境づくりを目指します。また、道の駅に設置する農産物直売所など新たな販路の活用を意識した農産物のブランド化や6次産業化の取組みを進め、基幹産業である農業の維持・発展を目指します。

## &lt;施策項目&gt;

- (1) 農産物のブランド化と6次産業化の推進 [成長戦略①]
- (2) 経営力の強化と生産性の向上による持続可能な農業の推進 [差別化戦略①]
- (3) 農業基盤整備の推進 [差別化戦略②]
- (4) 意欲ある新規就農者の確保と育成の強化 [改善戦略①]
- (5) 森林資源の適正な保全と活用の推進 [回避戦略①]

## 【成果指標】

| 指標項目                  | 現状値               | 目標値<br>(R8年度) | 備考                     |
|-----------------------|-------------------|---------------|------------------------|
| 環境保全型農業の取組面積          | 37,199a<br>(R3年度) | 49,700a       |                        |
| 農商工連携による6次産業化関連企業・団体数 | 0件<br>(R3年度)      | 累計2件          |                        |
| 認定新規就農者数(組)           | 1組1名<br>(R3年度)    | 累計4組          |                        |
| 農業法人数                 | 1経営体<br>(R3年度)    | 累計4経営体の法人化    | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 |
| 造林面積                  | 11.62ha<br>(R3年度) | 累計60ha        |                        |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

## 【現状と課題】

- 近年は、世界情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、原油高や資材高騰により、日本農業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。消費者に安定的に食料を届ける農業をどう維持していくかが課題となっています。
- このような中、令和3年度に国が策定した「みどりの食料システム戦略」において、食料・農林水産業の生産力向上と環境にやさしい持続可能な農業を推進する方向性が示されています。
- 当町の農業については、水稻、畑作、酪農、畜産、軽種馬など個々の自然条件を生かした農業が展開されています。町では、国や北海道の農業関連計画との整合性等を考慮しつつ、第2次安平町農業・農村振興計画に基づき、農業振興を図っています。
- また、特産品であるアサヒメロンを代表とした高収益型作物との組み合わせなど複合的な生産構

造による農業経営が展開されているとともに、国が進める「みどりの食料システム戦略」に基づく有機農業産地づくり推進事業の採択を受けるなど、環境保全型農業の新たな動きも出てきています。

- 農業就業人口の減少や高齢化の進行、後継者不足により個人経営体は年々減少していますが平成21年度の農地法改正以降、法人化して農業を営む経営体が増えてきていることから、今後安平町の地域に根ざした地域農業を支える法人化の推進が重要となっています。
- また、当町の新規就農対策については、アサヒメロンや有機農業を中心に、指導農家との連携による受入れ体制が構築されており、毎年、一定数の研修生受入れや新規就農につながっている状況にありますが、今後についても引き続き、安平町農業担い手育成協議会等と連携しながら、新たな担い手の確保と経営感覚を持った農業経営者の育成を図っていく必要があります。
- 平成31年4月に開業した道の駅あびらD51ステーションに併設する農産物直売所には地元生産者が生産した農産品、畜産品、加工品等が販売されており、さらなるブランド化の推進に向けた動きを、地域の特色ある農産物を活かした、生産、加工、販売を一体的に行う農業の6次産業化などの動きにつなげていく必要があります。
- また、地域活性化や産業振興に向けて安平町と包括連携協定を締結した民間企業において、町内でのワイン醸造用のブドウ栽培が開始されるなど、新たな動きが進められています。
- 営農戦略に即した生産性の高い農業基盤を確立するため、これまでに道営農地整備事業による畑かん末端整備を行いながら、効率的かつ安定的な優良農地の確保を進めてきましたが、引き続き、農業基盤の整備を行っていくことが重要です。
- 生産性向上を図るため、全国的にはA IやI o Tを活用したスマート農業の導入が進んでいる地域もありますが、製品・サービスのコスト面やI C T操作技術等の課題もあり、現状では町内での普及までには至っていません。
- 国や北海道などの各種関連計画を踏まえ、安平町森林整備計画に基づき、森林を適切に管理・育成していくとともに、森林の持つ水源かん養機能、治山・治水機能や生態系機能の重要性について理解してもらうため、町民活動団体と連携しながら森林保全や木育、普及啓発活動などを継続して進めることが必要です。
- また、近年では、保健保安林周辺において私有林の伐採や小規模林地開発行為が実施されており、周辺の環境変化に対して懸念される声があります。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）農産物のブランド化と6次産業化の推進 【成長戦略①】

- ▶ 近年、町内で「菜の花」を活用した商品化や、道の駅に併設する農産物直売所での販売が好評でもある有機野菜を活用した商品の開発が進んでいるように、多種多様な農業による農産物などの地域資源を活かした新たな商品の開発、農畜産物の加工による付加価値向上や今まで廃棄されていた規格外の農産物等を使用した加工品開発など新たな価値の創造に向けた農商工連携による6次産業化、地域ブランド化などの支援について、継続して取り組みます。

| 〔主な取組み・事業〕 |              |
|------------|--------------|
| ◇商品開発支援事業  | ◇あびらブランド構築事業 |

## （２）経営力の強化と生産性の向上による持続可能な農業の推進 【差別化戦略①】

- ▶ 農用地等の適正な管理を行うため、関係機関と連携して農業者の意向把握や農地状況を整理しながら、現況に合わせた農業振興地域の用途指定の見直しを行い、次期農業振興地域整備計画の策定を行っていきます。

- ▶ 国が策定した「みどりの食料システム戦略」において環境負荷の低減が課題となっていることから、農薬等を抑制する取り組みや土壌改良による地力増進と環境に配慮した効率的な施肥の取り組み等の環境保全型農業に係る取り組みを拡大するなど、環境にやさしい持続可能な農業を推進していきます。

また、持続可能な農業経営に向けて、耕種農家と畜産農家との連携による地域内資源循環システム構築の取り組みや、農業機械共同利用組織の育成による農作業の効率化の取り組みなど、関係機関と連携しながら基幹産業である農業の力を最大限に引き出す取り組みを進めていきます。

- ▶ 安平町の特色でもある有機農業の推進に向けて、農業団体が行う有機農業の生産から消費までの一貫した取り組みを推進するための活動に対する支援を行い、有機農業の産地づくりを進めます。
- ▶ 酪農及び畜産業に関しては、草地の造成改良と整備改良などによる畜産基盤整備を重点に行う取り組みをはじめ、公共牧場の環境整備と利用促進に努めるなど、各種支援策を適宜見直しながら継続するとともに、軽種馬産業の発展に向けた支援を継続していきます。
- ▶ 近年では、高病原性鳥インフルエンザが胆振管内の大規模農場において相次いで発生するなど、家畜市場や食肉処理施設等を有する当町において、家畜伝染病の発生は脅威であることから、予防を中心とした防疫対策に取り組みます。
- ▶ 有害鳥獣対策については、これまでにエゾシカ防止柵の設置等を行っていますが、個体数が増えていることから、新規狩猟免許取得等の支援を行いながらエゾシカの捕獲強化を進めます。

また、出没情報が増えている熊をはじめアライグマ等の対策も必要であることから、今後も有害鳥獣対策協議会や地域住民と連携しながら、鳥獣害防止森林区域内の森林被害の防止と農作物の被害防止、捕獲対策を進めていきます。

| 〔主な取り組み・事業〕      |                   |
|------------------|-------------------|
| ◇次期農業振興地域整備計画の策定 | ◇環境保全型農業直接支払交付金事業 |
| ◇土壌分析推進事業        | ◇耕畜連携支援事業         |
| ◇地域農業支援システム整備事業  |                   |
| ◇有機農業産地づくり推進事業   | ◇草地畜産基盤整備事業       |
| ◇酪農・畜産特別対策事業     |                   |
| ◇公共牧場施設管理強化対策事業  | ◇ゲノミック評価による和牛改良事業 |
| ◇ホッカイドウ競馬協賛事業    | ◇エゾシカ総合対策事業       |

## （３）農業基盤整備の推進 【差別化戦略②】

- ▶ 持続可能な力強い農業を実現するため、農業基盤の整備強化を進め、農作物の生産性・品質向上を図るとともに、経営規模の拡大につなげていきます。
- ▶ ほ場の排水不良による暗渠排水整備や、水田等の区画拡大による基盤整備を実施しながら作業効率及び生産性の向上を図っている農地耕作条件改善の取り組みについては、現区域につい

て引き続き行っていくとともに、他区域の実施については関係機関との協議や農業者の意向を確認しながら検討していきます。

- ▶ 国営かんがい排水事業により整備した瑞穂ダムの維持管理及び施設等の長寿命化を図り、安定したかんがい用水の確保、経営の安定と生産性の向上のため、施設基幹水利施設管理事業により計画に基づき適正に整備していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                 |             |
|----------------------------|-------------|
| ◇農地耕作条件改善事業安平第4地区          | ◇基幹水利施設管理事業 |
| ◇次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業（新栄地区） |             |

#### （４）意欲ある新規就農者の確保と育成の強化 【改善戦略①】

- ▶ 後継者不足などにより農業者数が減少していく中、就農に対して意欲のある方を受け入れていくことは、農業の担い手確保だけではなく定住対策としても必要不可欠な取組みであることから、地域や民間団体と連携した安平町独自の総合的な支援による新規就農対策や後継者対策を展開していきます。

また、地域の農地や雇用等の受け皿機能のほか、地域コミュニティ維持の役割も期待される農業経営の法人化を推進していきます。

- ▶ 有機農業を特色の一つとする当町においては、北海道及び安平町における有機農業の普及推進を図るため、北海道や有機農業者等と連携して、さらなる受入れの拡大を目指していきます。
- ▶ 市場評価が高い地域ブランド農産物であるアサヒメロンについては、これまでの新規就農対策により追分アサヒメロン組合の組合員数が増加に転じる状況にあるなど好調であることから、ブランド継承対策として、引き続き推進していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                       |              |
|----------------------------------|--------------|
| ◇新規就農対策事業                        | ◇農業次世代人材投資事業 |
| ◇新規就農者総合育成対策事業                   |              |
| ◇農地集積と集約化による農業経営の規模拡大・新規参入促進の取組み |              |

#### （５）森林資源の適正な保全と活用の推進 【回避戦略①】

- ▶ これまで震災被害による森林整備を行ってきましたが、引き続き、安平町森林整備計画に基づき、計画的な除間伐や植林による森林整備及び森林の保全管理による水資源確保に努めます。
- ▶ 旧安平ダム建設予定地については、「あびらエネモの森づくり」などによる植林事業を通じた保全機能の強化を行っており、現在は安平町森林整備計画において、「水源かん養林」として位置づけていることから、今後も森林保全に努めることとしています。
- ▶ 適正な森林施業を図るため、私有林所有者からの意向調査を継続して行っていくとともに、近年においては、鹿公園の保健保安林周辺において私有林の伐採や小規模林地開発行為が実施されており、周辺の環境変化に対して懸念される声もあるため、森林保全の観点から必要に応じて私有林用地を取得するなどの対応策について検討していきます。

- ▶ 森林資源を活用して子どもたちの自主性を促す遊び場や遊ぶ機会を創出する町民活動団体への支援を行っていくとともに、森林保全や木育、普及啓発活動などを継続して取り組むなど、森林環境譲与税の目的を達成していくための取組みを推進していきます。

| 〔主な取組み・事業〕  |              |           |             |
|-------------|--------------|-----------|-------------|
| ◇民有林振興対策事業  | ◇町有林管理事業     | ◇私有林等整備事業 | ◇私有林等用地取得事業 |
| ◇森林機能発揮対策事業 | ◇森の輪プロジェクト事業 |           |             |

基本施策2  
(企業誘致)

## 恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進



## &lt;施策の方向性&gt;

町内には比較的規模の大きな企業が立地していることから、これらの企業に対する支援や誘致企業会の各種活動への協力を通じて、地域雇用の受け皿の確保を目指します。また、恵まれた立地条件と安価な分譲地を活かし、既存立地企業の関連業種や農業関係などターゲットを定めた企業誘致を促進します。

## &lt;施策項目&gt;

- (1) 町内立地企業への支援策強化による地域雇用力の確保 [成長戦略②]
- (2) ターゲットを定めた戦略的企業誘致の推進 [回避戦略②]

## 【成果指標】

| 指標項目      | 現状値            | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|-----------|----------------|---------------|----|
| 新たな立地企業件数 | 0 件<br>(R3 年度) | 累計 1 件        |    |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

## 【現状と課題】

- 当町の企業誘致は、安平町の地理的優位性を活かした継続的な誘致活動から、企業誘致につながり雇用の創出、人口の確保など、安平町の未来を支える大きな役割を担っています。
- 既に町内の工業団地が完売するなど、今後の企業誘致の在り方として、短期的・中長期的な取り組み展望を持ち、北海道における成長産業や苫小牧東部開発新計画に安平町の地域特性を加えた誘致活動を考えていく必要があります。
- 近年では、企業誘致の促進と震災後の商店街の活性化を兼ねて、震災時に使用したトレーラーハウスを活用した「おためしサテライトオフィス」を整備してきました。
- 立地企業支援としては、令和3年度に企業立地促進条例の改正により、制度拡充を図るとともに、町外に居住する町内企業従業員の定住化を促す支援制度を創設してきました。
- また、近年の人口減少下における社会情勢から、立地企業においては労働力不足や人材確保に苦慮するという課題を抱えていることから、立地企業の情報や労働環境の発信による人材確保支援のほか、町内でも徐々に受入れがされている外国人材との共生に向けた環境づくりも今後必要となってきます。

## 【施策項目に対応した主な取り組み】

## (1) 町内立地企業への支援策強化による地域雇用力の確保 [成長戦略②]

- ▶ 既存立地企業の持続的な経営は、税収や雇用の創出、人口確保など極めて重要なことから、町内企業への増設投資、設備更新等に対する支援による地元雇用の確保や、地域企業等で構成している安平町誘致企業会の各種活動への協力や情報提供を行っていきます。

- ▶ 近郊都市から町内企業への通勤者が多いことから、町内企業に就業する若者と雇用企業の双方に対する運動施策を創設したことから、町内立地企業及び従業員への制度PRを行いながら若者の雇用と定住化へつなげていきます。
- ▶ 北海道UIJターン新規就業支援事業に参画し、首都圏在住者が安平町へ移住する際の就業支援策として、北海道が運営するマッチングサイトから企業へ就業し、町内への移住を促進していくとともに、人材不足が続く町内立地企業の支援として求人情報の発信による人材確保対策を展開していきます。
- ▶ 近年は、町内立地企業において、外国人の受入れが行われている状況にあることから、外国人材との共生に向けた交流機会や環境づくりについて、立地企業との意見交換を行いながら検討を行っていきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                |            |             |
|----------------------------|------------|-------------|
| ◇企業立地促進条例に基づく支援            | ◇工業団地等管理事業 | ◇若者雇用促進助成事業 |
| ◇地域活性化起業人制度の活用（再掲）         |            |             |
| ◇UIJターン新規就業支援事業及び求人情報発信支援策 |            |             |

## （２）ターゲットを定めた戦略的企業誘致の推進 【回避戦略②】

- ▶ 自己水源の恒常的不足や広大な工業用地の敷地確保が難しい状況、さらにはコロナ感染症の拡大に伴い首都圏など都市部から地方への人口分散・事業所分散の流れを踏まえ、地方移転が可能なIT事業者をはじめとした情報通信技術を活かした分野や業種などのサテライトオフィス誘致に取り組みます。
- ▶ コロナ禍で加速するデジタル化や企業のテレワーク推進といった背景を踏まえて、町内での企業の滞留を促すためのコワーキングスペースやシェアオフィスの整備について、民間活用を含めた検討を行ってまいります。
- ▶ 安平町の地理的優位性や地域のポテンシャルなどに魅力を感じ、震災以降、地域活性化に係る相談や提案を多く受けていることから、企業誘致という考え方に捕らわれず、地域の課題解決や町民の暮らし向上につながるよう、官民連携による地域活性化の取り組みや民間企業のノウハウ活用によるまちづくりの展開を行います。

| 〔主な取り組み・事業〕                       |                |
|-----------------------------------|----------------|
| ◇企業誘致事業                           | ◇サテライトオフィス誘致事業 |
| ◇企業の滞留を促すためのコワーキングスペースやシェアオフィスの整備 |                |

- 
- \* **テレワーク**：情報通信技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態のこと。
  - \* **コワーキングスペースやシェアオフィス**：事務スペース、会議室、打合せスペースなどを複数の企業や個人など様々な人が共有して使いながら、それぞれが独立した仕事を行う形態に対応した空間や場所のこと。

基本施策3  
(産業振興・雇用就労)

## 産業振興と雇用・就労対策の促進



## &lt;施策の方向性&gt;

町内企業、商工会、金融機関など関係機関が一体となり、地域資源を活かした新たな地域産業の創出や空き家・空き店舗を活用した起業・創業を促進します。また、町内企業等と連携した若者の就労支援策や元気なシルバー世代の働く場の創出など、雇用・就労対策に取り組めます。

## &lt;施策項目&gt;

- (1) 若者の町内就労支援の促進 [差別化戦略③]
- (2) 地域特産品開発と販路拡大策の連動による新たな地域産業の創出 [改善戦略②]
- (3) 創業等支援事業計画に基づく起業・創業の促進 [改善戦略③]
- (4) シルバー世代の就労促進 [改善戦略④]

## 【成果指標】

| 指標項目                         | 現状値          | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|------------------------------|--------------|---------------|----|
| 町外に居住する町内企業従業員の移住・定住数        | 1人<br>(R3年度) | 累計8人          |    |
| 農商工連携による6次産業化関連企業・団体数(再掲)    | 0件<br>(R3年度) | 累計2件          |    |
| 地域資源を活用した特産品の商品化件数           | 8件<br>(R3年度) | 累計12件         |    |
| 新規起業・創業の件数<br>(親族以外の事業継承を含む) | 0件<br>(R3年度) | 累計5件          |    |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

## 【現状と課題】

- 近年は町内企業においても人材不足が継続的な問題となり、年間を通じた求人募集も見受けられ問題は深刻化しています。
- 安平町商工会においても同様に、事業主の高齢化が進み、マチの賑わい拠点でもある商店街が空洞化しつつあり、また、震災の影響でさらに遊休地が増えている状況下にあります。
- 地域が求める事業所(職種)やコミュニティのニーズに応えていくためには、安平町創業等支援事業計画に基づき空き店舗への起業・創業を促進していくとともに、地方創生事業として国がU I J ターンによる起業・就業者創出事業として実施する、地方の担い手不足対策に対して安平町としても取り組んでいく必要があります。
- 地域物産販売の拠点となる道の駅あびらD51ステーションには開業時から多くの来訪客があり、こうしたチャンスを活かそうと地場農産品や地域資源を活用した新たな商品開発や特産品開発が行われています。
- 一方で、特産品の開発については、開発者に対する補助制度は設けているものの、開発段階でのサポート体制が不足しているという課題があり、その結果、「売れるモノ」よりも「作りた

いモノ」に目線が先行しがちで、時に消費者需要と乖離するケースも見られます。

- 学生や若年層の就労については、進学や就職を機に町外へ流出している状況にあることから、雇用と連動したU I Jターンの促進や町内立地企業と連携した対応策が求められているとともに、人材不足に対応するための外国人就労対策などを検討していく必要があります。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）若者の町内就労支援の促進 【差別化戦略③】

- ▶ 進学や就職を機に町外へ流出している学生や若者については、非正規労働等による経済不安や、U I Jターンを希望する者もいることから、都会での経験を活かして帰ってこられるよう、国が掲げる地方創生関連事業を活用した取組みとして、町内企業等と連携した雇用情報の発信とともに、新規採用や就職等で町外から町内企業に就業する若者と雇用企業を支援する若者雇用支援制度により、若者の就労支援を推進します。
- ▶ 深刻化する人材不足に対応するため、若者雇用の促進と併せて外国人就労対策を進めていくとともに、子育て世代の女性の働く場の創出など検討していきます。

なお、外国人就労対策については、町民の意向を丁寧に聞きながら、受入れ体制の構築などの対応を検討していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                          |
|-----------------------------------------------------|
| ◇若者雇用促進助成事業（再掲）                                     |
| ◇専門職の資格取得を目指し進学する生徒に特化した人材育成とUターン施策を連動させた取組みの推進（再掲） |
| ◇U I Jターン新規就業支援事業における首都圏在住者の移住促進（再掲）                |
| ◇外国人材との共生に向けた取組み検討                                  |

### （２）地域特産品開発と販路拡大策の連動による新たな地域産業の創出 【改善戦略②】

- ▶ ふるさと納税制度における返礼品活用や来訪客の多い道の駅での販売に対応するため、地域特産品の開発に向けた支援を継続していくとともに、開発した商品の認知度向上・ブランド化を目指し、様々なイベントや物産展へ出展するなど対外的なP Rや宣伝などを展開していきます。
- ▶ 特産品の開発においては、開発段階でのサポート体制が不足しているという課題があることから、消費者ニーズにこたえる商品開発や販路開拓を行うため、商流に関する知識や経験を持つ専門家のサポートを取り入れながら、進めていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                |
|-------------------------------------------|
| ◇商品開発支援事業（再掲） ◇あびらブランド構築事業（再掲）            |
| ◇ふるさと会を通じた特産品P R ◇首都圏観光・物産P R事業（物産展への出展等） |
| ◇ふるさと納税制度における返礼品としての地域特産品活用               |

### （３）創業等支援事業計画に基づく起業・創業の促進 【改善戦略③】

- ▶ 安平町創業等支援事業計画に基づき、商工会が主体となって開催する創業塾や創業時の支援など、起業創業の相談対応、創業セミナー等の開催、初期投資軽減策に関して、行政・商工会・金融機関などで構成する「巣立ち支援ネットワーク会議」を通じ官民一体となった起業・創業支援に継続して取り組みます。
- ▶ また、地域おこし協力隊制度を活用した町外の起業創業希望者とのマッチングによる「起業創業と移住」を連動させた取り組みについて、地域活力の向上につながるようプログラムの展開を図っていきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                 |
|---------------------------------------------|
| ◇創業等支援事業計画に基づく起業・創業支援(初期投資軽減、起業・創業セミナー等)の展開 |
| ◇起業・創業と移住を連動させた起業家育成プログラムの展開と認知度拡大          |
| ◇ＵＩＪターン新規就業支援事業による地域課題解決型起業の取り組み展開          |

### （４）シルバー世代の就労促進 【改善戦略④】

- ▶ 健康で働く意欲のあるシルバー世代の技術力や経験を活かすため、シルバー人材センターへの継続的な支援をはじめ、子育て世代のサポートや高齢者買い物対策など、住民サービスが行き届かない分野を中心とした「仕事」「雇用」「団体の法人化」を結びつけた新しい仕組みづくりを検討していきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                |
|------------------------------------------------------------|
| ◇シルバー人材センターへの継続的な支援                                        |
| ◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進（シルバー世代の就労を促進するための仕組みづくりの検討）（再掲） |

基本施策4  
(観光)

## 公民連携による回遊・交流事業の促進



## &lt; 施策の方向性 &gt;

道の駅など「回遊・交流ステーション形成事業」として行う交流拠点施設の整備を促進します。また、これらと並行し、観光事業の中心を担う観光協会と町民、関係機関、行政が一体となって観光コンテンツの開発を進め、交流人口の拡大による地域活性化を目指します。

## &lt; 施策項目 &gt;

- (1) 公民連携による回遊・交流ステーション形成事業の推進 [成長戦略③]
- (2) 公共施設を活用した合宿誘致事業の推進 [成長戦略④]
- (3) 道の駅建設など交流拠点施設の整備 [改善戦略⑤]
- (4) グリーンツーリズムの推進 [改善戦略⑥]

## 【成果指標】

| 指標項目                 | 現状値                 | 目標値<br>(R8年度)           | 備考          |
|----------------------|---------------------|-------------------------|-------------|
| 観光入込客数（うち道の駅来訪者数見込み） | 833 千人<br>(R3 年度)   | 1,022 千人<br>(うち 640 千人) | 北海道観光入込客数調査 |
| 合宿所利用団体数・利用者数（再掲）    | 12団体、185人<br>(R3年度) | 90団体、1,750人             |             |
| グリーンツーリズム関連施設数       | 0 施設<br>(R3年度)      | 累計 1 施設                 |             |

\* 目標値の累計はR5～R8の累計値

## 【現状と課題】

- 当町には、多くのゴルフ場や日本屈指の軽種馬産地であることなど、豊富な地域資源があるとともに、町内の交流拠点として道の駅あびらD51ステーションや柏が丘公園（ポッポらんど）を整備してきましたが、道の駅を拠点とした町内への回遊・周遊の促進に向けた仕掛けや検討が必要です。
- こうした中、道の駅あびらD51ステーションに保存する蒸気機関車が日本遺産「炭鉄港」や「北海道いぶり五大遺産」に認定され、これら地域資源の活用により、安平町だけではなく広域での連携による関係人口・交流人口の拡大へつなげる取組みを進めています。
- 指定管理者制度の導入や本格的なトレーニングルームを整備した安平町スポーツセンターでは、屋内スケートリンクやトレーニングルームの利用が増加傾向にあります。  
さらに、スポーツセンターアイスアリーナは、令和4年度にJOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）による競技別強化センターに認定されたことから、強化合宿の受け入れを通じて日本のアイスホッケー競技の振興に寄与していくとともに、施設の利用促進や地域振興にも効果が波及することが期待されています。
- また、民間ゴルフ場をはじめ、公共・民間による多くのスポーツ施設がある当町では、地理的条件も含めてスポーツ交流やスポーツ合宿の誘致に向けたポテンシャルがあると考えています。
- 一方で、震災により町内の合宿所が被害を受け、利用中止や利用制限を余儀なくされている状況にあることから、新たな合宿施設が必要となっているとともに、長期的・本格的な合宿の

受入れにあたっては、栄養管理面での食事提供や官民連携による受入れ体制の構築などについて検討していくことが必要です。

- 当町の基幹産業である農業の魅力を通じ地域との交流や情報発信を目的に、平成30年に策定した「あびらグリーンツーリズム推進計画」に基づき、（一社）あびら観光協会や関係機関等と連携してグリーンツーリズム事業を推進しています。

引き続き、受入れ体制の整備や人材の育成の推進とともに、グリーンツーリズム事業を通じた安平町ファンづくりにより、安平町の交流人口・関係人口の拡大へつなげていく必要があります。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）公民連携による回遊・交流ステーション形成事業の推進 【成長戦略③】

- ▶ コロナの影響により休業等はありませんでしたが、開業から４年目で来場者数200万人を突破した道の駅については、引き続き、多くの来訪者と滞在時間の向上を目指すとともに、町内への回遊を促進するため、プロモーションや情報発信、イベントなどを積極的に展開していきます。
- ▶ これまでにも、菜の花や鉄道などの地域資源をキーワードとした町内飲食店などの回遊事業に取り組んでいますが、回遊・交流のさらなる推進に向けて、これまでに町の地域資源を活かし整備してきた追分ゲートウェイプロジェクトや物産館展示ギャラリーなども活用し、年間を通じて道の駅来訪者を町内へ回遊させるための仕掛けづくりを検討しながら、地域経済への波及効果や町全体の活性化につなげていきます。
- ▶ これまでに、同じ学校名・駅名を持つ台湾との鉄道交流などの交流機会が生まれていることから、国際交流という観点だけではなく今後のインバウンド戦略という観点も見据え、これらの動きを観光振興や町の活性化へつなげる取組みを検討していきます。
- ▶ 道の駅に展示している蒸気機関車が構成文化財となっている日本遺産「炭鉄港」や「北海道いぶり五大遺産」など、地域資源を活用した広域的な連携による魅力発信と知名度向上による取組みを行うとともに、あびら鉄道交流推進協会「おおぞら会」や鉄道愛好家の協力支援によるイベント企画の開催、さらには観光事業の中心を担う（一社）あびら観光協会や関係機関と連携した観光商品の開発など、官民連携や広域連携による新たな取組みを積極的に進めながら、関係人口・交流人口の拡大へつなげていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                   |
|----------------------------------------------|
| ◇道の駅を拠点としたプロモーションや情報発信、イベントの展開               |
| ◇交流人口・関係人口拡大に向けた回遊・交流ステーション形成事業の展開           |
| ◇民間企業が実施するワイン醸造と連携した特産品のコラボレーションやワインツーリズムの展開 |
| ◇日本遺産「炭鉄港」や「北海道いぶり五大遺産」を活用した広域連携事業           |
| ◇あびら観光協会やおおぞら会等と連携した官民連携事業                   |

## （２）公共施設を活用した合宿誘致事業の推進 【成長戦略④】

- ▶ 大学生や社会人チームによる利用が増加傾向にある屋内スケートリンクをはじめとした当町の公共施設のほか、民間企業が経営するゴルフ場やパークゴルフ場等を活用したスポーツ大会・スポーツ合宿等を積極的に誘致するとともに、食事提供や町内商店街の利用など、町内での経済波及効果に向けた官民連携による受入れ体制の構築について、関係機関とともに協議検討しながら、合宿やスポーツを通じた交流人口・関係人口の拡大に取り組みます。
- ▶ 新たな合宿施設については、復興関連事業に位置付けている早来町民センターの大規模改修による災害時の避難所・支援活動機能と運動場・合宿施設機能を兼ね備えた複合施設として、整備を行っていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------|
| ◇官民連携による受入れ体制の構築検討<br>◇高校・大学・企業等のスポーツ合宿・大会の誘致<br>◇早来町民センターの大規模改修に合わせた合宿施設機能の整備 |

## （３）道の駅建設など交流拠点施設の整備 【改善戦略⑤】

- ▶ 町への来訪者が地域の観光資源を回遊する仕組みづくりとして取組みを進めている「回遊・交流ステーション形成事業」を高める取組みの推進に向け、これまでに、道の駅あびらD51ステーションや柏が丘公園（ポッポらんど）などの交流拠点の整備をはじめ、ＪＲ追分駅や早来駅において町の地域資源を活かした立ち寄りスポットを整備してきました。  
今後は、これら施設の活用と適切な維持管理を行うとともに、回遊交流を促すための既存案内看板の修繕や交流拠点施設への誘導看板の必要性について検討を行っていきます。
- ▶ 道の駅やポッポらんど等の交流拠点施設のさらなる利用促進と高速道路利用者の利便性向上に向けて、近郊に食事が可能なパーキングエリアが無いことから、ＥＴＣ2.0による高速道路からの一時退出実証実験の実施要件緩和及び将来的な本格実施を要望していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇あびら交流センター環境整備事業 ◇追分ゲートウェイ整備プロジェクト<br>◇回遊交流案内看板の修繕 ◇交流拠点施設への誘導看板の設置検討<br>◇町内の各交流拠点施設の適切な維持管理 ◇高速道路からの一時退出に係る要件緩和要望 |

## （４）グリーンツーリズムの推進 【改善戦略⑥】

- ▶ 札幌などの近郊都市住民をはじめ、美味しい食べ物や景観、自然を求めて北海道へ来訪する全国からの観光客、修学旅行生などをターゲットにしながら、収穫体験や自然と触れ合う体験活動等を通じて町の魅力を知ってもらおうグリーンツーリズム事業を展開していきます。
- ▶ 関係機関や就農者・生産者と連携しながら、受入れ体制の整備や人材の育成の推進を図っていくとともに、グリーンツーリズム事業を通じた安平町ファンづくりにより、安平町の交流人口・関係人口の拡大につなげていきます。  
また、時代に合わせた次期あびらグリーンツーリズム推進計画の策定を行っていきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇収穫体験など体験メニューの開発</li> <li>◇官民連携による受入れ体制の整備や人材の育成の推進</li> <li>◇次期あびらグリーンツーリズム推進計画の策定</li> </ul> |

---

\* **グリーンツーリズム**：農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態等のこと。

基本施策5  
(商業)

## 交流人口の拡大と連動した商業の活性化



## &lt;施策の方向性&gt;

交流人口の拡大による誘客効果を地域商業へ波及させることを目指します。また、空き店舗の活用と後継者対策を推進し、街中の活性化を目指します。

## &lt;施策項目&gt;

- (1) 回遊・交流事業を活用した商業活性化の推進 [回避戦略③]
- (2) 空き店舗の活用等による商業後継者対策の推進 [回避戦略④]

## 【成果指標】

| 指標項目                              | 現状値                  | 目標値<br>(R8年度) | 備考          |
|-----------------------------------|----------------------|---------------|-------------|
| 商店数                               | 69 戸<br>(R3 年度)      | 74 戸          | 経済センサス・商業統計 |
| 年間商品販売額                           | 約 62.7 億円<br>(R3 年度) | 約 65.5 億円     | 経済センサス・商業統計 |
| 新規起業、創業の件数<br>(親族以外の事業継承を含む) (再掲) | 0 件<br>(R3 年度)       | 累計 5 件        |             |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

## 【現状と課題】

- 当町の商業振興については、安平町商工会と連携した各種商工振興策に取り組んできましたが、商店事業主の高齢化と後継者不足が顕著であることに加え、商店数や販売額の減少、近郊都市部に立地している大型店舗への購買力流出など、商店経営は厳しい現状にあります。

こうした課題に加え、震災だけではなく、コロナ感染症の拡大に伴う外出自粛や物価高騰などが重なり大きな打撃を受ける形となっています。

これらの課題を解決していくためにも、産業競争力強化法に基づく「安平町創業等支援事業計画」を踏まえながら、今後地域に必要とされる起業創業を官民一体となり取り組みを行っていく必要があります。

- 安平町商工会では、全町共通の商品券やプレミアム付き商品券事業の実施をはじめ、令和3年度には合併後の課題であった商店街ポイントシステムの導入を行ってきました。
- 震災により、特に早来地区の商店街において大きく被災したことから、商店街の空き地対策と商店街の活性化を兼ねてチャレンジショップを整備してきました。
- 既存商店を通じた街中の賑わい創出については、拠点施設である「追分ふれあいセンター い・ぶ・き」や「まち・あいステーション ラピア」を中心に、イベントなどソフト事業の実施により賑わい創出に努めてきましたが、拠点施設の再活性化に向けた検討が必要です。

近年は、コロナ感染症の拡大により集客イベントなどの開催が出来ていない状況ですが、少人数でも楽しむことができるスタンプラリーなど、地域資源を活用した商店街回遊事業などを行いながら、賑わいづくりの創出に取り組んでいます。

- 追分地区、早来地区とも事業主の高齢化や店舗併用住宅の課題などがあり、事業継承などが進まず中心市街地の空洞化が進んでいる状況下にあることから、中心市街地の活性化や事業継承の取組みを検討していく必要があります。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）回遊・交流事業を活用した商業活性化の推進 【回避戦略③】

- ▶ 年間約50万人という道の駅来訪者をはじめ、回遊・交流ステーション形成事業や、グリーンツーリズム事業、スポーツ交流の推進など、交流人口や関係人口拡大の取組みにより、町内来訪者を増大・回遊させ、町内へ回遊させるための仕掛けづくりを検討しながら、町内商店街や地域経済への波及効果、さらには賑わいづくりへつなげていきます。
- ▶ 町内経済循環と各店舗へのお客様誘導、町外への購買力流出抑止などの観点から、安平町商工会が運用を開始した商店街ポイントシステムについては、加盟店と加入者の双方を増やす取組みを進めるとともに、利用促進を図るための活用方策を積極的に展開しながら、地域商業の活性化につなげていきます。
- ▶ コロナ禍での落ち込んだ消費活動の回復や物価高騰等による景気動向を見定めたプレミアム付き商品券事業等の経済対策を行っていくとともに、紙媒体となっているプレミアム付き商品券と商店街ポイントシステムとの連携共有による利便性向上に向け、実施主体である安平町商工会と協議検討していきます。
- ▶ コロナ禍で加速するデジタル化や企業のテレワーク推進といった背景を踏まえて、街中の賑わいづくりを兼ねたコワーキングスペース等の環境整備について検討を行っていきます。
- ▶ これまでに行ってきた取組みを評価検証し、産業競争力強化法に基づく「安平町創業等支援事業計画」の見直しを行います。
- ▶ 安平町商工会が事業主体となり実施しているデマンドバス事業については、デマンドバスと商店街利用を連動させた取組みなど、商店街活性化や街中での滞留を促す仕組みづくりを関係機関と検討していきます。また、将来的には人の移動だけではなく、町民のニーズに合わせた様々なモビリティサービスの可能性についても検討していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                   |                             |
|----------------------------------------------|-----------------------------|
| ◇中心市街地賑わい創出事業                                | ◇商店街の交流拠点施設を活用した各種イベント開催の支援 |
| ◇回遊・交流ステーション形成事業等との連動による商業活性化に向けた取組み         |                             |
| ◇商工会等による商店街ポイントシステムの加盟店・加入者を増やす取組み、利用促進      |                             |
| ◇プレミアム付き商品券事業、商店街ポイントシステムとの連携共有による利便性向上      |                             |
| ◇次期安平町創業等支援事業計画の策定                           |                             |
| ◇デマンドバス運行事業との連動による商業活性化に向けた取組み（モビリティサービスの検討） |                             |

### （２）空き店舗の活用等による商業後継者対策の推進 【回避戦略④】

- ▶ 商店事業主の高齢化や後継者不足、売上の減少による閉店廃業などの課題を見据えて、安平町創業等支援事業計画により、後継者・事業継承の意向調査や民間活用によるマッチングプログラム、地域おこし協力隊を活用した事業継承者確保対策など、「巣立ち支援ネットワーク」を中心に、官民一体となって取組みを推進します。

- ▶ 震災に伴う商店街の空き地対策と商店街の活性化を兼ねて整備したチャレンジショップについては、利用年限が限られていることから、利用者の町内での起業創業に向けた定着に関してサポートを行っていくとともに、新たな利用者の確保など町内での起業創業が循環する流れを創出していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                      |
|-------------------------------------------------|
| ◇創業等支援事業計画に基づく起業・創業支援(初期投資軽減、起業・創業セミナー等)の展開（再掲） |
| ◇事業継承の意向調査や民間活用によるマッチングプログラム                    |
| ◇地域おこし協力隊制度を活用した商工業事業後継者の確保（再掲）                 |
| ◇チャレンジショップによる起業創業のサポート                          |
| ◇定住促進事業（新規商工業後継者奨励助成金）                          |
| ◇U I J ターン新規就業支援事業における首都圏在住者の移住促進（再掲）           |

基本施策 1  
(保健)

## 町民との連携・協働による健康づくりの推進



## ＜施策の方向性＞

健康に対する意識を地域全体で更に高める取組みを推進します。また、予防医療に視点を置き、保健・医療・福祉による包括的な保健・医療の体制づくりを進め、いつまでも健康に暮らせるまちを目指します。

## ＜施策項目＞

- (1) 地域ぐるみによる健康寿命の延伸に向けた取組みの強化 [成長戦略①]
- (2) 医療機関との連携による健康診査、各種検診、予防接種等の充実 [成長戦略②]

## 【成果指標】

| 指標項目                         | 現状値                          | 目標値<br>(R8年度)      | 備考                                                     |
|------------------------------|------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------|
| 町民健康寿命の延伸<br>(75歳～84歳の介護認定率) | 16.9%<br>(R3.3月末)            | 15%                |                                                        |
| メタボリックシンドローム基準該当者等の割合        | ① 15.4%<br>② 12.3%<br>(R3年度) | ① 14.0%<br>② 10.2% | 国民健康保険<br>①メタボリックシンドローム基準該当者の割合<br>②メタボリックシンドローム予備軍の割合 |
| 特定健康診査受診率                    | 39.0%<br>(R3年度)              | 60%                | 国民健康保険                                                 |
| がん検診受診率<br>(胃・肺・大腸がん)        | 21.0%<br>(R3年度)              | 30%以上              |                                                        |

## 【現状と課題】

## (健康寿命)

- 高齢社会において健康寿命の延伸を図ることは、個人の生活の質の低下を防ぎ、社会的負担を軽減する観点からも重要であることから、体力づくりや健康づくり事業のほか医療費の分析、保健指導を行っていますが、将来的な生活習慣病発症の予防として若年期から健康づくりに関心を持ってもらうことの重要性など、町民自らが主体的に健康づくりや生活習慣の改善について考えてもらう動機付けと機運の醸成が必要になっています。

また、国からは、これまで保健分野で実施している保健事業の取組みと地域包括支援センターで実施している介護予防の取組みについて、一体的な実施が求められています。

## (メンタルケア)

- 震災から時間は経過しましたが、大きな災害によるショックから立ち直るのに必要な時間は人それぞれであることから、被災後のメンタルケアを含めた対応が必要です。

また、コロナ禍において、仕事や生活に不安やストレスを抱えている現状があることから、一人ひとりの状況や年齢などに応じた身体的・精神的なケアが必要となっています。

(保健)

- 地域の保健活動や健康づくりを進めるため、健康増進法に基づき策定している「第2次健康あびら21」により、生活習慣病の予防に重点を置き、自己管理意識を高め、がん検診をはじめ各種健康診査の受診率の増加に取り組むとともに、各保健施設を拠点として地域に密着した保健活動、保健指導などを行っていますが、早期発見早期治療のためにも、各種健康診査の受診率の向上が課題となっています。

(予防、感染症予防など)

- 長く続く新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種の円滑な実施をはじめ、医療機関などへの支援や公共施設等における感染拡大防止対策を講じるなど、町民の生命と健康を守ることを最優先に対応をおこなっているところです。また、各種予防接種により発病や重症化を防ぐことは、健康被害や社会的・経済的影響を最小限にとどめることにつながることから、国・北海道や関係機関等と連携・協力しながら法定のほか任意の予防接種に係る支援等を行っています。また、冬期に流行するインフルエンザ対策は、受験期の接種などニーズが高まりつつあるため、予防接種法に定める主に65歳以上の対象者への接種費用助成のほか、中学生までを対象として独自の助成を実施しています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### (1) 地域ぐるみによる健康寿命の延伸に向けた取組みの強化 【成長戦略①】

- ▶ 年齢に関係なく全町民が健康づくりに主体的に取り組めるよう、管理栄養士による栄養指導はもとより、ノルディックウォーキングや筋トレ教室などの運動教室により基礎体力向上を図りながら、いつまでも健康で生活し続けることができる取組みを展開していきます。また、体成分分析装置「インボディ」事業の継続実施のほか、地場農産品による食育と運動を柱とした健康寿命延伸事業により、管理栄養士や運動指導員などと連携した取組みを進めながら、生活習慣病の予防や健康増進に対する意識醸成を図り、「健康あびら21」を推進していきます。また、これまで行ってきた取組みを評価検証し、健康増進法に基づく「健康あびら21」の見直し、改訂を行っていきます。
- ▶ 健康寿命の延伸と高齢者の生活習慣病重症化予防に向けて、健診・医療・介護未利用者の個別支援等の保健事業の取組みと、地域老人クラブ・介護予防教室・健康相談等の介護予防の取組みについて、一体的に実施及び展開を図っていきます。
- ▶ 震災後の心の健康を含めた安平町としての自殺対策を進めるとともに、必要に応じて関係機関等との連携を図りながら継続的なサポートを行っていきます。

| 〔主な取組み・事業〕             |
|------------------------|
| ◇健康寿命延伸事業（再掲）          |
| ◇「健康あびら21」の見直し・改訂      |
| ◇高齢者の保健事業と介護予防の一体的推進事業 |
| ◇〔復〕こころの健康相談事業         |
| ◇ゲートキーパー養成講座           |

## （２）医療機関との連携による健康診査、各種検診、予防接種等の充実【成長戦略②】

- ▶ 特定健康診査受診率向上による重症化予防や医療費抑制を目的として、がん検診等に併せてピロリ菌検査をセットで実施するなど効率化を図りながら、個別訪問、電話などで受診勧奨を行うとともに、行政ポイントの付与やＰＲなどにより各種検診の受診率向上を目指す取組みを実施していきます。
- ▶ 妊娠期から小学生への歯磨き指導や幼児から中学生までを対象としたフッ化物洗口の実施のほか、高齢者まで誰もが健康な歯で食事ができるよう口腔衛生に対する意識付けをしながら、歯科口腔保健の推進に努めます。
- ▶ 妊娠期から乳幼児の栄養指導や検診事後指導などにより食育の関心を高めるとともに、初診料負担を含めた高校生までの医療費無償化については、所得制限の見直しによる対象者の拡充や中学生を対象としたピロリ菌検査、乳幼児健診などの情報を各種媒体により情報発信しながら子育て支援をより一層強化していきます。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種の円滑な実施や医療機関等の事業者への支援をはじめ、これまでに様々な感染対策を実施しているところであり、今後も国や北海道、関係機関等と連携を密にしながら、必要な対策を講じていきます。また、町内医療機関においては、ＰＣＲ検査や抗原検査を幅広く受け入れる体制をとっているほか、追分・早来両地区の発熱外来等受診体制の継続に向け町内医療機関と連携を図っていきます。
- ▶ 保健指導や健康相談の拠点となる「ぬくもりセンター」や「保健センター」などの保健福祉施設の計画的な施設の改修・修繕及び環境整備に努めます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇各種健康診査の受診率向上に向けた取組み<br>◇高齢者の肺炎球菌接種費用助成事業<br>◇子育て支援や定住施策の観点による独自拡充事業（子ども医療費無償化の独自拡充の継続と所得制限の見直しによる対象者の拡充・中学生のピロリ菌検査・インフルエンザ予防接種料の助成等）の周知と発信強化<br>◇新型コロナウイルス感染症への対応（ワクチン接種・感染症対策等）<br>◇ぬくもりセンターや保健センター等の改修・修繕事業 |

\* **メタボリックシンドローム**：内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態で、重複した場合は命にかかわる病気を招くこともある。

基本施策 2  
(医療)

## 地域医療体制の確保



## &lt; 施策の方向性 &gt;

町内医療体制の維持に向けた取組みの強化を図ります。また、東胆振定住自立圏の連携事業を促進し、広域による医療機能の充実を目指します。

## &lt; 施 策 項 目 &gt;

- (1) 町内医療機関に対する支援策の強化 [差別化戦略①]
- (2) 「かかりつけ医」等の普及・定着の推進 [回避戦略①]
- (3) 救急・医療体制の充実に向けた広域連携の推進 [回避戦略②]

## 【成果指標】

| 指標項目                                               | 現状値                                   | 目標値<br>(R8年度) | 備 考 |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------|-----|
| 町内医療機関の確保                                          | 診 療 所: 2 箇所<br>歯科診療所: 4 箇所<br>(R3 年度) | 現行数の維持        |     |
| 第 2 次 医 療 圏 と の 休<br>日・夜間救急診療体制<br>を含めた診療体制の確<br>保 | 0 箇所<br>(R3 年度)                       | 1 箇所          |     |

## 【現状と課題】

- 町立病院を持たない当町では、民間運営による病院施設が 1 箇所ありましたが、診療体制の移行及び経営主体の変更により診療所 2 箇所、歯科診療所 4 箇所が地域医療を担っています。特に入院病床を持つ医療施設が無いことから、引き続き安心して暮らすためには、医師の確保対策や入院病床確保に向けた医療機関に対する必要な支援を通じて現在の医療体制を維持・拡充していかなければなりません。
- また、休日・夜間における救急医療についても、町内医療機関における休日・夜間救急体制の整備が必要不可欠であることから、関係機関との協議を進めながら緊急時における医療体制の確保を図り、併せて、苫小牧市内の休日当番医療機関などを町広報やホームページにて情報提供を行っています。
- 当町の第 2 次医療を担う広域救急医療体制は、東胆振 1 市 4 町を区域とする東胆振圏であり、医療情報のネットワーク化や体制の充実、診療情報の共有など、圏域全体として医療の質の向上に向け連携を図っています。

## 【施策項目に対応した主な取り組み】

### （１）町内医療機関に対する支援策の強化 【差別化戦略①】

- ▶ 公的医療機関を持たない当町にとって民間医療機関の維持存続は、非常に重要であることから、良好な医療提供体制を確保するための各医療機関への支援をはじめ、かかりつけ医や専門医、看護師等の不足などを解消する支援を行っていくとともに、町内医療機関と連携しながら、地域医療の維持確保に取り組んでいきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇地域医療提供体制維持費等補助事業（かかりつけ医・専門医確保事業、新規看護師・歯科衛生士雇用助成事業、医療機器等購入費助成、町外通院移送者運行支援、新規医療機関開設支援） |

### （２）「かかりつけ医」等の普及・定着の推進 【回避戦略①】

- ▶ 安心して暮らすために必要な地域医療を進めていくにあたっては、地域に寄り添い身近で頼りになる「かかりつけ医」の普及・定着により最善の医療が継続されるよう、地域医療を担う医師の確保に努めます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                             |
|---------------------------------------------------------|
| ◇地域医療提供体制維持費等補助事業（かかりつけ医・専門医確保事業、新規看護師・歯科衛生士雇用助成事業）（再掲） |

### （３）救急・医療体制の充実に向けた広域連携の推進 【回避戦略②】

- ▶ 町内医療体制の見直しにより、入院病床や休日夜間の医療提供体制が確保できていない状況にありますが、安心して暮らすことができるよう、入院病床や休日夜間医療提供体制の確保について、引き続き、関係医療機関等と協議検討を行っていきます。
- ▶ 安全・安心に暮らせること、そして移住・定住の観点から、第２次医療圏における高度救命救急医療（２次救急）や高度小児救急医療の体制など、苫小牧市の医療機関の協力が必要であることから、苫小牧医師会との連携を図りながら東胆振定住自立圏の連携事業として引き続きその体制が維持できるよう努めます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇休日・夜間医療体制確保事業<br>◇広域救急医療対策事業（二次救急医療対策事業、小児救急医療支援事業、救急医療啓発普及事業など）<br>◇東胆振定住自立圏の連携事業による広域医療体制の確保 |

基本施策 3  
(地域福祉)

## 支え合いと助け合いによる地域福祉の推進



## &lt; 施策の方向性 &gt;

町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしができる社会の実現に向け、町民、自治会・町内会等、各種団体、行政が一体となった支え合いと助け合いによる地域福祉の推進を目指します。

## &lt; 施策項目 &gt;

(1) 地域福祉ネットワークの充実・強化 [成長戦略③]

(2) 新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進 [改善戦略①]

## 【成果指標】

| 指標項目                     | 現状値              | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|--------------------------|------------------|---------------|----|
| 地域見守りネットワークの構成団体数        | 66 団体<br>(R3 年度) | 75 団体         |    |
| ボランティアセンター登録者数           | 385 人<br>(R3 年度) | 410 人         |    |
| 人材育成支援事業等によるボランティア資格取得者数 | 0 人<br>(R3 年度)   | 累計 40 人       |    |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

## 【現状と課題】

- 当町は、安平町地域福祉総合計画に基づき、元気な高齢者や地域を中心として見守り活動や福祉ボランティア活動、自主防災活動などの事業を展開しており、震災における経験を踏まえて、より一層の地域による支え合いや自助・共助・公助の役割の再認識を図り、町民、企業、団体等に対する普及活動を通して地域での支え合い活動や地域見守りネットワーク活動を浸透させていく必要があります。
- 震災を契機にボランティア活動や地域コミュニティの重要性が再認識されていますが、今後さらに高齢化が進む中、福祉行政を支えてきた方々の減少が予想されているとともに、コロナ禍においてボランティア人材の育成が思うように進んでいない状況にあります。新たな公共の担い手育成やボランティア活動へ参加しやすくなる仕組みづくりなど持続可能なボランティア体制の構築をしていかなければなりません。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

## (1) 地域福祉ネットワークの充実・強化 [成長戦略③]

- ▶ 地域での支え合いや助け合い、福祉サービスの向上や連携などを地域で実践するため、町をはじめ関係機関の役割などを掲げている安平町地域福祉総合計画に基づき取組みを推進していきます。
- ▶ 町民同士が互いに助け、支え合いながら地域社会における福祉サービスを充実させていくため、引き続き生きがいポイントを通じたボランティアのやりがいや生きがいを増幅させなが

ら、相互扶助体制の構築に向け取り組んでいきます。また、地域全体で支え合う「安平町地域見守りネットワーク」の拡大や、「災害時等要援護者登録制度」の普及に向け取り組むなど、持続的な地域での支え合い活動を推進していきます。

- ▶ 安平町社会福祉協議会等との連携強化を図り、平時だけではなく災害時などにおけるボランティア人材・団体や民生委員・児童委員など地域福祉の担い手の育成と活動の支援等を行うほか、安平町社会福祉協議会への人材確保・育成に伴う支援を行いながら、地域で見守り支える仕組みづくりを行います。

| 〔主な取組み・事業〕             |                   |
|------------------------|-------------------|
| ◇地域内消費と連動させた生きがいポイント事業 |                   |
| ◇地域見守りネットワークの推進        | ◇地域福祉を支える人材育成支援事業 |
| ◇地域支え合い活動推進事業          |                   |

## （２）新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進 【改善戦略①】

- ▶ 将来的にはより一層の高齢化が進行することから、「起業創業と移住プロジェクト」を活用し高齢者買い物支援、配食サービス、除雪支援など、地域福祉や高齢者を支えるためのサービスを提供できる地域産業やコミュニティ・ビジネスの設立支援の強化に取り組みながら、新しい公共の担い手の育成を進めるとともに、協働による福祉サービスの充実に取り組みます。
- ▶ 町内には、地域医療・高齢者福祉事業・しょうがい者福祉事業を展開する民間法人が多く存在しており、今後も各種サービスが継続されるよう、引き続き一体的な連携及び支援を行いながら、地域福祉サービスの充実に取り組むとともに、福祉施設の建設や改修、維持補修など建替えの支援を行います。
- ▶ 町内の活動団体が進める福祉と農業の連携事業（農福連携事業）や放課後等児童デイサービス事業のように、新しい公共の担い手となる団体や取組みに対する側面的なサポートを行いながら、誰もが地域で安心して暮らすことができる環境の創出を目指します。

| 〔主な取組み・事業〕                                         |  |
|----------------------------------------------------|--|
| ◇地域内消費と連動させた生きがいポイント事業（再掲）                         |  |
| ◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進（再掲）                     |  |
| ◇町内活動団体における福祉と農業の連携事業（農福連携事業）や放課後等児童デイサービス事業の側面的支援 |  |
| ◇福祉施設の建設等建替え支援                                     |  |

基本施策 4  
(しょうがい者福祉)

## 共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進



## &lt;施策の方向性&gt;

全ての町民が不自由なく社会活動を営むことができるようノーマライゼーションの理念を尊重したしょうがい者福祉を推進します。

## &lt;施策項目&gt;

(1) しょうがい者福祉サービスの推進 [成長戦略④]

(2) しょうがい者の生活機能の充実に向けた広域連携の推進 [回避戦略③]

## 【成果指標】

| 指標項目                 | 現状値              | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|----------------------|------------------|---------------|----|
| しょうがい者福祉サービスの利用者数    | 163 人<br>(R3 年度) | 183 人         |    |
| 東胆振圏域における地域生活支援拠点の確保 | 1 箇所<br>(R3 年度)  | 1 箇所          |    |

## 【現状と課題】

- しょうがいのある方が地域で安心して生活をするためには、しょうがい者福祉サービスの充実が不可欠であり、保健・医療・教育・雇用・生活環境など多岐にわたります。それぞれのしょうがいの状況や程度に合ったサービスを受ける必要があり、そのニーズは多様化しています。
- ノーマライゼーションの理念の下、しょうがいの種別や程度に関わらず、自分で住みたい場所を選び、必要な福祉サービスやその他の支援を受け、自立できる社会の実現やしょうがいの種別間の格差是正やサービス水準の格差是正など地域特性を踏まえた利用者本位のサービスの充実が求められています。
- 近年では、しょうがい者等の広域的な生活支援拠点の整備が進められているなど、ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築が進んでいます。

## 【施策項目に対応した主な取り組み】

## (1) しょうがい者福祉サービスの推進 [成長戦略④]

- ▶ しょうがいのある方それぞれの状況に応じ、就労や日中の活動、移動や移送サービスなどに関する適正であり十分なサービスの提供に努めていきます。
- ▶ 令和3年度に策定した「第6期しょうがい福祉計画」及び「第2期しょうがい児福祉計画」に基づき、利用者本位のしょうがい者福祉サービスを提供していきます。
- ▶ これまでに老朽化する障害者支援施設の建替え支援を行ってきましたが、今後については、しょうがい者が地域で生活するグループホーム建設に係る支援をはじめ、民間活動団体が行う

農福連携の取組や放課後等児童デイサービスの取組みに対する側面的な支援をしながら、引き続き切れ目の無い一貫した支援の提供体制の充実を図っていきます。また、医療的なケアを必要とする子どもを含めたしょうがい児及びその家族が地域において自立した生活を営むことができるよう支援体制の充実を進めていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇しょうがい者自立支援事業</li> <li>◇しょうがい者が地域で生活するグループホーム建設に係る支援</li> <li>◇子ども発達支援センター運営事業（再掲）</li> <li>◇子ども発達支援等の専門職員の配置（再掲）</li> <li>◇町内活動団体における福祉と農業の連携事業（農福連携事業）や放課後等児童デイサービス事業の側面的支援（再掲）</li> </ul> |

## （２）しょうがい者の生活機能の充実に向けた広域連携の推進 【回避戦略③】

- ▶ 平成28年に東胆振定住自立圏の連携事業として、共同設置された「東胆振圏域地域生活支援センター」において、しょうがい者に関する諸課題に対応するとともに、今後も継続した事業運営により、町内はもとより東胆振圏域で生活するしょうがい者の地域生活定着支援の拠点として効果的な事業が運営されるよう関係機関と連携しながら生活機能の強化とサービス充実に向けて取り組みます。

| 〔主な取組み・事業〕                               |
|------------------------------------------|
| ◇東胆振定住自立圏の連携事業による「しょうがい者等の地域生活支援拠点事業」の推進 |

基本施策 5  
(高齢者福祉)

## シルバー世代が活躍できる社会の推進



## &lt; 施策の方向性 &gt;

高齢者が活躍できる社会の実現に向け、豊富な知識や経験、技能等を持つ高齢者を積極的に活用します。また、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるまちを目指し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を促進します。

## &lt; 施策項目 &gt;

- (1) 多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいの推進 [成長戦略⑤]
- (2) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進 [成長戦略⑥]
- (3) 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実 [差別化戦略②]
- (4) 高齢社会に対応した介護サービス基盤整備の促進 [差別化戦略③]

## 【成果指標】

| 指標項目                                       | 現状値              | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|--------------------------------------------|------------------|---------------|----|
| 要支援・要介護認定率                                 | 19.5%<br>(R3 年度) | 21.3%         |    |
| 介護予防事業（1次予防）への参加者数<br>(参考値：足腰しゃんしゃん教室参加者数) | 860 人<br>(R3 年度) | 1,050 人       |    |
| 特別養護老人ホーム待機者数                              | 10 人<br>(R3 年度)  | 現状維持・減        |    |

## 【現状と課題】

- 全国的に少子高齢化が進む中、当町の高齢化率は全国平均を上回り高齢者世帯が増えてきていますが、1世帯当たりの人員は減少しており「ひとり暮らしの高齢者世帯」や「高齢夫婦のみの世帯」が増加し、併せて認知症高齢者や介護を要する高齢者も増加しており、今後もこのような傾向が続くものと推測されます。
- 令和7年度には団塊の世代が75歳を迎え、一段と高齢化が進む中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していくことが重要となっています。
- そのため、外出支援サービスや通院移送サービスなどの在宅高齢者等の支援や、高齢者の「いきがづくり」や介護予防の充実が重要になります。
- こうした中において、町内の介護事業所では介護職人材の不足が慢性的に続いていることから、安定的な介護サービスを供給するため、人材確保に向けた様々な取組みを進めていく必要があります。
- また、高齢者の増加や平均寿命の延伸により、健康寿命の延伸が課題となっていることから、これまで保健分野で実施している保健事業の取組みと地域包括支援センターで実施している介

護予防の取組みについて、効果的な生活習慣病重症化予防・健康づくり政策とするために、国からはこれらの取組みの一体的な実施が求められています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいの推進 【成長戦略⑤】

- ▶ 要介護状態の要因の一つである運動機能低下を予防するために、温水プールでの水中運動やノルディックウォーキング、足腰しゃんしゃん教室などの取組みを通して基礎体力づくりを進めるとともに、リハビリテーションの積極的な利用により介護予防を推進していきます。また、スポーツセンターにおける高齢者向けのサーキットトレーニングやヨガ教室などを通じた健康づくりのほか、サロン活動や子どもと高齢者の交流活動、老人クラブなどにより高齢者の生きがいを推進していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇介護予防事業</li> <li>◇地域リハビリテーション活動支援事業</li> <li>◇健康寿命延伸事業（サーキットトレーニングなど）</li> <li>◇高齢者大学や老人クラブなどの支援を通じた高齢者の生きがいの強化</li> </ul> |

### （２）地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進 【成長戦略⑥】

- ▶ 高齢化が一層進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、さらには認知症高齢者が増加することから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。
- ▶ 健康寿命の延伸と高齢者の生活習慣病重症化予防に向けて、健診・医療・介護未利用者の個別支援等の保健事業の取組みと、地域老人クラブ・介護予防教室・健康相談等の介護予防の取組みについて、一体的に実施及び展開を図っていきます。
- ▶ 介護職を対象に取組みを始めた専門職の資格取得を目指し進学する生徒の人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度については、積極的な活用を図ってもらうため継続的な制度周知を行うとともに、不足する介護人材の確保に向けた介護人材バンクの取組みを進めるほか、民間事業者が行う外国人介護職の受入れに対する支援を行っていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇医療介護連携の充実</li> <li>◇高齢者の保健事業と介護予防の一体的推進事業（再掲）</li> <li>◇介護職の人材育成・確保・Uターン施策を連動させた奨学金制度の周知</li> <li>◇介護の仕事応援事業（介護人材バンク登録事業）</li> <li>◇外国人介護職の人材確保に対する助成事業</li> <li>◇介護人材の確保に関する栗山町との自治体包括連携協定による取組み</li> </ul> |

### （３）住み慣れた地域で暮らすための支援の充実【差別化戦略②】

- ▶ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域コミュニティ活動を通じた介護予防事業への取り組みや介護給付サービスの充実を図るとともに、高齢者住宅の計画的な維持管理と夜間管理や安全対策の充実など、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に基づき、事業を進めていきます。
- ▶ また、医療機関等への通院及びまちなかへの買い物などのため、公共交通機関を利用する高齢者やしょうがい者等の経済的負担の軽減・交通手段の確保などに努めていきます。
- ▶ 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加が想定されることから、成年後見制度による権利擁護をはじめとした、東胆振圏域における相談体制や支援の取り組みのほか、在宅高齢者等については、徘徊などのＳＯＳネットワークに係る民間企業との連携や病弱の高齢者に係る緊急通報システムの見直しにより引き続き安全・安心の確保に向けた取り組みを推進していきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇在宅介護支援事業 ◇介護サービスの給付事業<br>◇高齢者住宅の運営体制の強化及び施設の計画的な改修<br>◇福祉交通助成事業による医療機関等への通院支援<br>◇東胆振圏域における成年後見支援センター広域化事業 |

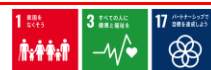
### （４）高齢社会に対応した介護サービス基盤整備の促進【差別化戦略③】

- ▶ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスの基盤整備については町全体の施設サービスのバランスや地域ニーズを聞きながら検討していきます。
- ▶ 介護事業所の介護職不足解消に向けて、民間事業者が行う外国人介護職の受入れに対する支援を行いながら、介護サービスの安定的な供給を進めるとともに、介護人材の確保に関する自治体間の相互連携協力により介護人材の安定的な確保や資質の向上に努めていきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                       |
|-------------------------------------------------------------------|
| ◇外国人介護職の人材確保に対する助成事業（再掲）<br>◇介護人材の確保に関する栗山町との自治体包括連携協定による取り組み（再掲） |

基本施策6  
(社会保障)

## 社会保障制度の充実



## &lt;施策の方向性&gt;

誰もが生涯にわたり健康で安定した生活を送ることができるよう、介護保険制度や後期高齢者医療制度の適正な運用とともに、国民年金制度の啓発に努めます。また、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県となる国民健康保険は、健康寿命の延伸に向けた取組みを進めることにより、医療費の適正化を目指します。

## &lt;施 策 項 目&gt;

- (1) 介護保険事業の適正な運用 [回避戦略④]
- (2) 国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の適正な運用 [回避戦略⑤]
- (3) 国民年金制度の啓発 [回避戦略⑥]

## 【成果指標】

| 指標項目                              | 現状値                  | 目標値<br>(R8年度) | 備 考 |
|-----------------------------------|----------------------|---------------|-----|
| 国民健康保険事業<br>被保険者1人あたり療<br>養諸費費用額  | 335,320 円<br>(R3 年度) | 405 千円        |     |
| 介護保険事業<br>被保険者1人あたり給<br>付費費用額     | 286,449 円<br>(R3 年度) | 348 千円        |     |
| 後期高齢者医療事業<br>被保険者1人あたり療<br>養諸費費用額 | 836,719 円<br>(R3 年度) | 1,029 千円      |     |

## 【現状と課題】

- 高齢者が住み慣れた地域の中で、自立した生活を営みながら暮らし続ける社会の実現が求められていますが、団塊の世代が75歳を迎える2025年（令和7年）にはさらなる高齢化の進展が予想され、さらには認知症高齢者の増加も見込まれています。このような状況において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていかなければなりません。
- 国民健康保険制度については、北海道が財政運営の責任主体として中心的役割を担い、市町村は地域住民と身近な資格管理や保険料・税の賦課・徴収などの事務を担っており、安定的な財政運営及び事務の広域化や効率化の推進に向けて北海道国民健康保険運営方針に基づき運営を進めています。
- 国民年金は将来的な年金受給の不安感や徴収率の低下などが社会的問題となっていますが、老後の生活を保障するだけでなく、本人や家族の生活を守る重要な役割があることから、年金制度の普及・啓発に努めることが必要です。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）介護保険事業の適正な運用 【回避戦略④】

- ▶ 介護保険事業の制度周知による理解を深め、保険料の収納率を高めながら、介護保険事業の適正な運用に努めます。

| 〔主な取組み・事業〕 |
|------------|
| ◇介護保険事業    |

### （２）国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の適正な運用 【回避戦略⑤】

- ▶ 国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の制度周知による理解を深め、保険税・料の収納率を高めながら、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の適正な運用に努めます。
- ▶ 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、北海道を中心とした市町村との一体的な運営により、引き続き北海道において策定した国民健康保険運営方針の定期的な見直しを行いながら適切に対応していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                |
|---------------------------|
| ◇国民健康保険事業      ◇後期高齢者医療事業 |

### （３）国民年金制度の啓発 【回避戦略⑥】

- ▶ 年金制度に対する不安感や無年金者・未納者を縮減するため、さらには国民年金を受給する権利を確保するため、国民年金制度の正しい理解を深める取組みを進めていきます。

| 〔主な取組み・事業〕        |
|-------------------|
| ◇広報等を通じた国民年金制度の周知 |

基本施策 1  
(環境・景観保全)

## 豊かな自然環境・美しい景観の保全と活用



## &lt;施策の方向性&gt;

当町が誇る豊かな自然環境や北海道らしい美しい景観、快適な居住環境を保全・活用し、町民が享受するこの恵みを次世代へ継承していきます。また、公害を防止し、健康で安全な生活環境の維持を目指します。

## &lt;施策項目&gt;

- (1) 自然環境の保全と活用に向けた取組みの推進 [成長戦略①]
- (2) 美しい景観の保全と活用に向けた取組みの推進 [成長戦略②]
- (3) 公害防止対策の推進 [差別化戦略①]
- (4) 計画的な斎場・墓地の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略①]

## 【成果指標】

| 指標項目        | 現状値              | 目標値<br>(R8年度)    | 備考 |
|-------------|------------------|------------------|----|
| 温室効果ガスの総排出量 | 367万Kg<br>(R3年度) | 対R3年度比<br>6%以上削減 |    |

## 【現状と課題】

## (自然環境・地域景観)

- 深刻化した地球温暖化の取組みは、国や自治体、企業だけの取組みではありません。家庭など日々の暮らしの中から排出される二酸化炭素の量も決して小さなものではないからです。「安平町環境基本条例」に基づき、町・事業者・町民の責務に基づき一人ひとりが取り組める身近に行える取組みや工夫から地球温暖化の防止に努めることが、安平町の豊かな自然環境と地域景観を後世に残すことにつながっていきます。
- そのためにも、「安平町環境基本条例」に掲げる基本理念の実現に向け、計画的に行動を進めていくための指針として「安平町環境行動計画」を策定するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく脱炭素社会の実現やカーボンニュートラルの推進に向けて、地球温暖化対策実行計画及び再生可能エネルギー導入目標の策定を進めていく必要があります。
- 産業廃棄物の最終処分については、どこかで担わなければならないものではありませんが、町では35年ほど前から民間事業者による産業廃棄物最終処分場を受け入れている状況にあることから既に社会的責任は果たしているとの基本的な考え方にあり、これ以上の施設設置は必要がないものと考えています。
- 安平町の美しい景観を将来的に維持していく上で、森林の整備と保全は大変重要な役割を果たします。近年では、保健保安林周辺において私有林の伐採や小規模林地開発行為が実施されており、周辺の環境変化に対して懸念される声があります。また、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度的に発揮させるため「安平町森林整備計画」に基づき取組みを進めていく必要があります。

### （公害防止対策）

- 公害問題は、私達の将来の生存を脅かす大きな問題であることから、監視・巡回・指導を中心に公害の未然防止に努めていくとともに、必要に応じて事業者側の責務として、公害防止協定の締結など環境基準を厳守する対策を講じていく必要があります。
- 一方、公害を発生させる可能性もあることを十分認識のうえ取り組みを行う必要があります。

### （墓地・斎場）

- 震災により大きな被害を受けた町内の墓地については、墓じまい等を希望する所有者に対する支援として共同墓を整備しました。
- 斎場については、供用開始から相当年数が経過し老朽化している施設であることから、施設の統合を含めた整備方針の確立及び使用料の適正化に向けた検討が必要となっています。

## 【施策項目に対応した主な取り組み】

### （１）自然環境の保全と活用に向けた取り組みの推進 【成長戦略①】

- ▶ 安平町環境基本条例の基本理念に基づき、行政及び事業者、町民の役割の啓蒙普及と実践を行うための行動指針となる「安平町環境行動計画」の策定を進めるとともに、環境フォーラム等を実施し、計画の実効性を高めるよう努めていきます。
- ▶ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく脱炭素社会の実現やカーボンニュートラルの推進に向けて、地球温暖化対策実行計画及び再生可能エネルギー導入目標の策定を進めていきます。
- ▶ 旧安平ダム建設予定地については、「あびらエネモの森づくり」などによる植林事業を通じた保全機能の強化を行ってきており、現在は安平町森林整備計画において、「水源かん養林」として位置づけていることから今後も森林保全に努めることとしています。
- ▶ 鹿公園の保健保安林周辺において私有林の伐採や小規模林地開発行為が実施されており、周辺の環境変化に対して懸念される声もあるため、森林保全の観点から必要に応じて私有林用地を取得するなどの対応策について検討していきます。
- ▶ 民間団体主体による森林整備、生物観察、自然体験教室、森の輪プロジェクト事業など、環境教育・木育・遊育事業を地域との連携により積極的に進めていきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                      |                 |
|----------------------------------|-----------------|
| ◇安平町環境行動計画の策定と実践                 |                 |
| ◇地球温暖化対策実行計画及び再生可能エネルギー導入目標の策定   |                 |
| ◇自然環境の保全など意識醸成に向けたフォーラムやセミナー等の開催 |                 |
| ◇民間企業と連携した環境教育事業（未来×エネルギープロジェクト） |                 |
| ◇私有林等用地取得事業                      | ◇民有林振興対策事業（再掲）  |
| ◇森林山村多面機能発揮対策交付金事業               | ◇森林機能発揮対策事業（再掲） |
| ◇森の輪プロジェクト事業（再掲）                 |                 |

## (2) 美しい景観の保全と活用に向けた取組みの推進 【成長戦略②】

- ▶ 町内には、希少生物が生息する豊かな自然、丘陵が織り成す北海道らしい牧歌的な風景、畑一面に咲き誇る菜の花畑など四季折々の美しい地域景観があり、町民の誇りであると同時に、その地域景観を目的に来訪される多くの方々がいることから、この美しい地域景観を将来の世代へ引き継いでいくための保全を推進します。
- ▶ 町内において再生可能エネルギー発電施設の導入が拡大する中で、周辺環境の悪化を懸念する声を受け制定した「安平町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」及び「太陽光発電施設の設置に関する条例」を基に、適正な設備の導入及び管理を促し、町民の安全と安心を確保する取組みを推進していきます。
- ▶ 瑞穂ダム及びみずほ館は、自然風景と調和がとれた景観が形成されていることから、都市と農村との交流機会の創出や地場農産物を活用した食育活動、自転車ロードレースの開催など民間の活動団体等が主体となった地域活性化の取り組みを引き続き支援するなど、両施設を一体的に捉えた更なる有効活用の推進に努めていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                          |            |
|-------------------------------------|------------|
| ◇回遊・交流ステーション形成事業と連動した地域景観の保全と活用の取組み |            |
| ◇瑞穂ダム及び周辺における有効活用策の検討               | ◇町有施設活性化事業 |

## (3) 公害防止対策の推進 【差別化戦略①】

- ▶ 公害については、地域内だけではなく近隣地域にも影響を及ぼすものであることから、町民の健康と安心した生活環境を守るため、そして、当町が誇る豊かな自然環境を将来の世代へ引き継いでいくためにも、引き続き未然防止に向け企業独自で行っている臭気測定や水質検査と併せ、町独自で実施している水質検査を今後継続した中で、監視・指導等をさらに強化し、公害防止対策に取り組みます。

| 〔主な取組み・事業〕            |                  |
|-----------------------|------------------|
| ◇公害の未然防止に向けた監視・指導等の強化 | ◇公害防止協定の遵守状況の確認等 |
| ◇環境関連各種検査業務（水質検査）     |                  |
| ◇安平町環境行動計画の策定と実践（再掲）  |                  |

## (4) 計画的な斎場・墓地の整備・改修・長寿命化等の推進 【回避戦略①】

- ▶ 町内にある2ヶ所の斎場については、供用開始後相当年数が経過し老朽化が進んでいることから、小動物火葬炉等の修繕及び小動物火葬炉使用料の見直しを行うほか、斎場施設の統合を視野に入れた整備方針の確立とこれに応じた使用料の適正化の検討を進めていきます。
- ▶ 共同墓を含む墓地の適正な維持管理を進めていきます。

| 〔主な取組み・事業〕               |           |
|--------------------------|-----------|
| ◇斎場施設及び設備の計画的な改修、修繕      |           |
| ◇統合を含めた整備方針の確立、使用料の適正化検討 | ◇墓地環境整備事業 |

基本施策 2  
(循環型社会)

## 資源循環型社会の構築



## &lt; 施策の方向性 &gt;

安平町環境基本条例に基づき、町民、事業者、行政がそれぞれの役割をもって、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会の実現を目指します。

## &lt; 施 策 項 目 &gt;

- (1) ごみの減量とリサイクル運動の推進 [成長戦略③]
- (2) 節電・省エネルギー対策の推進 [差別化戦略②]
- (3) 地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用の推進 [差別化戦略③]

## 【成果指標】

| 指標項目                  | 現状値               | 目標値<br>(R8年度)  | 備 考 |
|-----------------------|-------------------|----------------|-----|
| ごみの処理量（家庭系・事業系）       | 2,235t<br>(R3年度)  | 2,087t         |     |
| 公共施設の消費電力量<br>(電力需要期) | 361万Kwh<br>(R3年度) | 対R3年度比<br>2%削減 |     |
| 再生可能エネルギーの<br>活用事業数   | 2件<br>(R3年度)      | 累計2件           |     |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

## 【現状と課題】

- 一般廃棄物の処理は、安平・厚真行政事務組合を組織し、苫小牧市との広域処理体制を構築していますが、引き続き広域内での最終処分埋立地の問題については協議が必要となります。
- 平成25年度から家庭ごみの有料化を開始しましたが、家庭ごみや家電リサイクルの有料化等に伴い、ごみ分別の徹底や不法投棄を抑止するため、「さわやか環境マスター」等の協力を得ながら、適正な排出に向けた巡回・監視活動を引き続き行っています。

こうして地域住民の協力により生活環境の維持保全が図られている一方で、高齢化の進展を背景に、自らごみステーションにごみを出すことが困難な状況が生じているとの声が自治会・町内会から寄せられており、これまで以上に踏み込んだ対策が求められています。

- 東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により、省エネや節電、再生可能エネルギーに対する社会の関心の高まりに加え、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく脱炭素社会の実現やカーボンニュートラルの推進が求められる中、町の取組方針を定める地球温暖化対策及び再生可能エネルギーに関する基本計画の策定や情勢変化に対応した既存計画の見直しが急務となっています。
- 再生可能エネルギーの産業分野では、町内で日本最大級のメガソーラー発電所や世界最大規模の蓄電施設の稼働が進むとともに、新たに大型発電所の事業計画が進められており、今後も次世代エネルギー技術を有効活用した環境に負荷の無いやさしい町づくり（カーボンニュートラルの取組み）を進めていく必要があります。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）ごみの減量とリサイクル運動の推進 【成長戦略③】

- ▶ 家庭ごみの有料化を導入していますが、ごみの減量化・再資源化・再利用には住民の理解が必要であることから、ごみ分別ルールなど継続した周知に努めるとともに、地域住民や関係機関と連携した「さわやか環境マスター」等の継続、古着・古布の拠点回収及び小型家電の宅配便回収等によるリサイクルの推進、乳幼児などの子育て世代等を対象とした有料指定ごみ袋の負担軽減策に引き続き取り組みます。  
また、資源物のごみ収集については、有料指定ごみ袋ではない市販の袋での収集にも対応するよう負担軽減と利便性の向上を図ります。
- ▶ 高齢化を背景に、ごみステーションに排出できない家庭の数や料金設定等に関する調査及び試験実施を行い、家庭ごみ戸別収集の検討を進めます。
- ▶ 関係市町と連携しながら、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理を行うほか、将来的な課題として抱えている新たな広域のごみ処理施設やし尿・汚泥処理施設の対応について、関係市町や関係機関との協議により検討していきます。
- ▶ 北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、災害発生時の廃棄物処理の効率化を図るため、災害廃棄物処理計画の策定を検討します。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇安平・厚真行政事務組合の運営 ◇有料ごみ袋子育て世帯負担軽減措置事業<br>◇安平町環境行動計画の策定と実践（再掲）<br>◇さわやか環境マスターによる巡回・指導等 ◇ごみ減量化のための３Ｒの推進<br>◇家庭ごみ個別収集事業 ◇災害廃棄物処理計画の策定 |

### （２）節電・省エネルギー対策の推進 【差別化戦略②】

- ▶ 水銀汚染防止法で定める「特定水銀使用製品」の規制により公共施設のＬＥＤ化や低燃費車・電気自動車の公用車導入のほか、公共施設等の省エネルギー対策と実践行動を推進していきます。
- ▶ 民間企業と連携した「未来×エネルギープロジェクト」をはじめ、地域内での省エネルギー・カーボンニュートラル推進に向けた啓蒙活動を行っていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------|
| ◇公共施設のＬＥＤ化事業<br>◇安平町環境行動計画の策定と実践（再掲）<br>◇民間企業と連携した環境教育事業（未来×エネルギープロジェクト）（再掲） |

### （３）地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用の推進 【差別化戦略③】

- ▶ 長い日照時間と少雪など恵まれた気象条件により、近年、町内には再生可能エネルギー産業分野における事業進出や事業展開が行われていることから、このチャンスを企業活動だけに留めず、エネルギーの地産地消に向けた研究や、町民等に対する情報提供・普及促進を図っていきます。

- ▶ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく脱炭素社会の実現やカーボンニュートラルの推進に向けて、地球温暖化対策実行計画及び再生可能エネルギー導入目標を策定し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」の表明を行うとともに、地域におけるエネルギーの安定供給、温室効果ガス排出削減、地域のエネルギー資源の活用や次世代エネルギー技術の有効活用など、自然と人が共存できる循環型社会を目指すための調査・研究を進めます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇安平町環境行動計画の策定と実践（再掲）<br>◇地球温暖化対策実行計画及び再生可能エネルギー導入目標の策定<br>◇エネルギーの地産地消など次世代のエネルギー活用の在り方の調査・研究<br>◇2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」の表明 |

---

\* **メガソーラー発電所**：出力1メガワット（1000キロワット）以上の大規模な太陽光発電所のこと。

基本施策3  
(土地利用)

## 効果的な土地利用の推進



## &lt; 施策の方向性 &gt;

良好な環境の整備・保全と、快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、地域の特性に応じた計画的な土地利用の推進を目指します。また、社会情勢の変化によって多様化する土地利用に対応するため、都市計画マスタープランの改訂時に都市計画区域及び用途地域の見直しを検討します。

## &lt; 施策項目 &gt;

- (1) 計画的な土地利用の検討 [回避戦略②]
- (2) 都市計画区域及び用途地域の見直しの検討 [回避戦略③]

## 【成果指標】

| 指標項目               | 現状値            | 目標値<br>(R8年度) | 備考 |
|--------------------|----------------|---------------|----|
| グリーンツーリズム関連施設数(再掲) | 0 施設<br>(R3年度) | 累計 1 施設       |    |

\* 目標値の累計はR5～R8の累計値

## 【現状と課題】

- 安平町の土地利用については、過去より自然環境に負荷の少ない土地利用の推進を目指しており、第1次安平町総合計画基本構想において、その基本的な方向性を示してきました。  
第2次安平町総合計画基本構想における「土地利用の方針」については、近年見直しが行われた苫小牧圏都市計画区域及び安平町都市計画マスタープランを踏まえた内容に更新する必要があります。
- 都市計画区域が設定されている早来地区は、これまで区域区分(市街化区域・市街化調整区域)の設定と用途地域の指定により無秩序な開発を抑制し計画的な市街化を図っていますが、社会情勢や地域特性を踏まえたコンパクト・プラス・ネットワークをキーワードとする持続可能なまちづくりが求められています。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

## (1) 計画的な土地利用の検討 [回避戦略②]

- ▶ 当町の土地利用については、安平町総合計画基本構想に基づく「森林・農地・住宅地・商業地・工業地」の5つの土地利用区分の方向性と、安平町都市計画マスタープランに基づいて推進しているところであり、第3次安平町総合計画基本構想の策定に向けて、安平町の地域特性や安平町が担う役割に応じた計画的な土地利用について検討していきます。

| 〔主な取組み・事業〕 |                              |
|------------|------------------------------|
| ◇計画的な土地利用  | ◇都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画の策定 |

## （２）都市計画区域及び用途地域の見直しの検討 【回避戦略③】

- ▶ 国や北海道の上位計画等に基づき、都市計画の推進に努めています。都市計画の方向性としては用途地域を基本としつつ、未利用地の活用を総合的なまちづくりの観点から柔軟な対応により推進するとともに、立地適正化計画や地区計画などさまざまな土地利用制度の重層的な活用による地区レベルでの対応を図ります。
- ▶ 「あびらグリーンツーリズム推進計画」に代表される、定住化や地域活性化など地域振興に対応する制度である地区計画等の積極的な運用を図り、規制機能だけに留まらない誘導機能を活用した取組みを進めていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                               |
|------------------------------------------|
| ◇都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画の策定（再掲）         |
| ◇土地利用制度の重層的な活用                           |
| ◇「あびらグリーンツーリズム推進計画」などの地区計画等を活用した地域振興策の推進 |

基本施策 4  
(生活インフラ)

## 住民生活を支えるインフラ整備の推進



## &lt; 施策の方向性 &gt;

住民生活の利便性の向上に向けて、住民生活を支える道路網、公園・緑地、情報通信基盤など、生活インフラの計画的な整備を目指すとともに、これらの改修、長寿命化対策等を推進します。

## &lt; 施策項目 &gt;

- (1) 子ども・子育て世代の視点を意識した公園・緑地整備等の推進 [改善戦略①]
- (2) 多様なニーズに対応した情報通信基盤整備の推進 [改善戦略②]
- (3) 計画的な道路網等の整備・修繕・長寿命化と協働による道路美化活動の推進 [回避戦略④]
- (4) 計画的な上下水道の整備・改修・長寿命化の推進 [回避戦略⑤]

## 【成果指標】

| 指標項目          | 現状値                          | 目標値<br>(R8年度) | 備考                  |
|---------------|------------------------------|---------------|---------------------|
| 公共Wi-Fiの整備地区数 | 0地区<br>(R3年度)                | 累計4地区         |                     |
| 町道舗装率         | 63.3%<br>(R3年度)              | 63.6%         |                     |
| 橋梁長寿命化修繕率     | 9.1%<br>(R3年度)               | 21.4%         |                     |
| 水道普及率         | 88.5%<br>(R3年度)              | 90.0%         |                     |
| 下水道普及率・水洗化率   | ① 77.2%<br>② 88.9%<br>(R3年度) | 現状維持          | ①下水道普及率<br>②下水道水洗化率 |

## 【現状と課題】

## (公園・緑地)

- 当町には、日本最古の保健保安林内に位置する「鹿公園」や、多様なスポーツ施設などを集約した「ときわ公園」のほか、身近な遊び場としての宅地・団地内公園が整備され、住民の憩いの場となっていますが、遊具の老朽化等への対応など、子どもや子育て世代を意識した公園づくりが求められています。

## (情報通信基盤)

- 情報通信分野においては、新型コロナウイルス感染症への対応及びデジタル技術の進展、さらには働き方改革の推進を背景に、日常生活のほか経済・産業活動など様々な場面において大きな変革が巻き起こりました。デジタル化が進んだ生活は「ニューノーマル」とも表現されているように、今後もさらに利用が常態化していくことが予想されます。
- 当町のブロードバンドサービスについては、町内全域において光回線サービスが提供されるようになり地区による情報通信環境の格差を解消することができました。今後は、この通信環境を生かしてDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、デジタル技術を活用した住民生活の利便性向上や経済・産業に変革を促していく必要があります。

#### (道路網)

- 当町を縦貫する国道234号については、苫小牧、岩見沢、日高、十勝圏を結ぶ重要な路線であり、特に遠浅市街地についてはこれまでに多くの交通事故が発生しており、平成27年度から平成30年度にかけ歩道を含めた道路改修や主要交差点部分の右折レーン設置などによる交通安全対策事業が行われました。町内には国道234号追分安平間の歩道未設置など現在も危険箇所が存在するため、引き続き国に対して交通安全対策事業の要望を続けていく必要があります。
- 高速道路については、休憩施設の不足解消に向け、道の駅を対象とした高速道路からの一時退出を可能とする実証実験を国土交通省が進めておりますが、道内においては未だ採択された道の駅は存在せず、道の駅あびらD51ステーションがインターチェンジから至近にあることから当町での実現を関係機関に要望しています。
- 北海道が管理する道道については、豊川遠浅停車場線の整備や舞鶴追分線への歩道設置などを関係機関へ引き続き要望をしています。
- 町民生活道路である町道については、計画的に整備を進めてきましたが、震災による災害復旧を優先し未整備となっている路線もあることから、引き続き財源を確保しながら計画的に整備を行っていく必要があるとともに、これまでに整備した道路や橋梁の老朽化による修繕や長寿命化などにも継続して取り組んでいく必要があります。

#### (上下水道)

- 水道事業については、震災の経験を踏まえ、災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスクの軽減を目的とした追分地区と早来地区を結ぶ緊急連絡管の敷設を完了しました。  
下水道事業についても、住宅建設等に対応した必要な整備を進めるとともに、公共下水道計画区域外であっても合併処理浄化槽の設置費の助成を行い、適切な生活排水処理と環境保全を図っています。
- 今後は、上下水道ともに、公営企業として経営及び事業を安全かつ安定的に継続させるため、効率的な維持管理と料金の見直しが必要となっています。
- また、し尿処理等については、胆振東部日高西部衛生組合による広域共同事務による効率化を進めてきましたが、施設の老朽化が課題となっています。

#### 【施策項目に対応した主な取組み】

##### (1) 子ども・子育て世代の視点を意識した公園・緑地整備等の推進 【改善戦略①】

- ▶ イベント広場やキャンプ場を有する鹿公園及びときわ公園は、インターネット予約システムや手ぶらキャンプサービスなどの導入を進めてきたところですが、町民だけではなく札幌圏や近郊都市からの来訪者も多いことから、さらに来訪者が増えるよう魅力的な環境づくりや計画的な設備・備品更新を行うとともに、キャンプ場についてはアウトドア関連企業との包括的な連携や指定管理者制度の導入など、スキー場やパークゴルフ場も含めた施設の活用強化と集客力向上に向けた取組みを進めます。
- ▶ 身近な遊び場となっている宅地・団地内公園については、計画的な維持補修と「遊具パトロール」など協働による公園の維持運営及び長寿命化に努めていくほか、憩いの場として高齢者等も利用しやすく、子どもや子育て世代の視点を意識した公園づくりについて、地域住民等とともに検討していきます。

- ▶ 鹿公園やときわ公園のほか、これまでに整備した富岡みずばしょう園などを保全しながら、適切な緑地保全の推進、管理に努めます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                          |
|----------------------------------------------------------------------|
| ◇鹿公園・ときわ公園整備事業（ときわキャンプ場の拡張造成・駐車場整備、鹿公園の駐車場整備など）                      |
| ◇キャンプ場施設の活用強化と集客力向上に向けた取り組み展開（民間企業との連携や指定管理者制度の導入、イベント・プロモーションの展開など） |
| ◇公園施設長寿命化修繕更新事業                                                      |

## （２）多様なニーズに対応した情報通信基盤整備の推進 【改善戦略②】

- ▶ 高度化・多様化する情報通信技術の便益を享受できる地域社会の実現を目指して、「安平町自治体ＤＸ推進計画」に基づき、マイナンバー（個人番号）制度の活用促進や行政手続きのオンライン化をはじめとした住民生活の利便性向上や情報格差の解消に向けた取り組みを進めていきます。

また併せて、役場や学校におけるデジタル技術を活用した働き方改革を推進していきます。

- ▶ 災害時や地域コミュニティによる事業展開など、町民が必要な情報を取得でき行政や住民間のネットワークに繋がることができるよう、Ｗｉ－Ｆｉ設備の設置基準や公共施設等への設置普及の必要性などを段階的に導入しながら検証も行い、防災施設やコミュニティ関連施設等へのＷｉ－Ｆｉ環境の整備を進めていきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                 |
|-----------------------------|
| ◇安平町自治体ＤＸ推進計画に基づくデジタル化の取り組み |
| ◇公共施設Ｗｉ－Ｆｉ環境整備の検討           |

## （３）計画的な道路網等の整備・修繕・長寿命化と協働による道路美化活動の推進 【回避戦略④】

- ▶ 国道については、国道234号追分安平間の拡幅や歩道整備など継続的な交通安全対策事業の整備促進を、道道については、継続して豊川遠浅停車場線の整備や舞鶴追分線の歩道整備などを関係機関へ要望していきます。
- ▶ 高速道路については、利用者の利便性向上及び地域経済の活性化に向けて、近郊に食事が可能なパーキングエリアがないことから、ＥＴＣ2.0による高速道路からの一時退出実証実験の実施要件緩和及び将来的な本格実施を要望していきます。
- ▶ 町道の整備については、財政状況を勘案しながら、町道整備計画に基づき計画的な整備に努めるとともに、道路施設修繕計画に基づき老朽化が進む道路施設についても計画的に修繕を進めていきます。

とりわけ、遠浅酪農２号線については、路盤・舗装の老朽化により走行安定性が著しく低下し車両損傷事案も発生していることから、道路幅員の拡張も含めた全面改良を行います。

- ▶ 子どもたちの登下校時の安全確保に向けて、国・北海道・町のほか警察や小中学校など関係機関で構成する安平町通学路安全推進会議において策定された「安平町通学路交通安全プログラム

ラム」に基づき、関係機関による危険箇所等の合同点検の実施とともに、通学路の安全確保に向けた対策と充実を図っていきます。

- ▶ 老朽化が進んでいる橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な架け替え・修繕を行います。
- ▶ 快適な道路環境を維持するため、適切な維持補修を行うとともに、町が保有する除雪機械と民間委託による除雪機械の確保や除雪運行システムの効果的運用等によりきめ細かな除雪体制を整え、降雪積雪期の安全な道路環境を守ります。
- ▶ 町内には丘陵が織り成す北海道らしい牧歌的な風景があり、それを求めて来訪される方々も多くいることから、地域住民と連携した道路美化活動を推進していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------|
| ◇町道整備事業（遠浅酪農2号線改良舗装事業、湯の沢富岡線・追分若草団地排水整備事業、追分市街4号線歩道設置事業、まちなか歩道修繕事業など） |
| ◇道路施設修繕計画に基づく修繕事業                                                     |
| ◇橋梁長寿命化修繕計画事業 ◇町道除雪事業 ◇除雪運行管理システムの効果的運用                               |
| ◇通学路等安全対策事業 ◇町道街路樹整備事業                                                |

#### （４）計画的な上下水道の整備・改修・長寿命化の推進 【回避戦略⑤】

- ▶ 水道事業については、水道水を安定して供給するための将来像を示した「安平町水道ビジョン」に基づき、町内に残る水道未普及地域の解消を図るとともに、老朽化している設備機器や導送配水管等の改修更新などの整備を進め、料金の見直しを含めた計画的かつ効率的な経営に努めていきます。

また、安心安全な水道水を安定供給できるよう、国や北海道が推進する広域的な連携も視野に検討を進めていきます。

- ▶ 清潔で快適な生活の確保と移住・定住を促進するため、公共下水道事業等の計画的な実施に努めるとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進む下水道施設・設備の整備改修を行っていきます。

また、公共下水道事業の公会計への移行及び経営安定化のため、料金の見直しを含めた必要な取組みを進めていきます。

- ▶ 供用開始されている区域については、水洗化に向けた補助金や貸付金の助成制度の周知を行いながら水洗化率を高めていくとともに、公共下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置費の助成を行いながら、適切な生活排水処理と環境保全を図っていきます。
- ▶ 広域共同事務により対応しているし尿処理等については、施設の老朽化対応等について関係自治体や関係機関との協議により検討を行っていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                         |
|------------------------------------|
| ◇水道施設改修事業 ◇公共下水道整備事業               |
| ◇下水道ストックマネジメント支援制度 ◇下水道施設機器等維持修繕事業 |

基本施策 5  
(住環境整備)

## 多様なニーズに対応した住環境の整備



## &lt; 施策の方向性 &gt;

各世代の多様なニーズに対応した空き家・中古住宅の利活用など住環境の整備や住宅分譲地の確保を目指します。また、公営住宅等については、長期的な視点に立った適正戸数の確保と既存ストックの改善、長寿命化を計画的に進めます。

## &lt; 施 策 項 目 &gt;

- (1) 空き家・町有地等の利活用による多様な住居ニーズへの対応 [成長戦略④]
- (2) 民間資金等を活用した新たな分譲宅地の開発の検討 [差別化戦略④]
- (3) 計画的な公営住宅等の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略⑥]

## 【成果指標】

| 指標項目                | 現状値              | 目標値<br>(R8年度)    | 備 考 |
|---------------------|------------------|------------------|-----|
| 町分譲宅地の販売率・<br>販売区画数 | 95.7%<br>(R3 年度) | 97.5%<br>累計 8 区画 |     |
| 新規住宅建設数             | 13戸<br>(R3年度)    | 累計60戸            |     |
| 空き家（中古物件等）<br>の活用件数 | 6 件<br>(R3 年度)   | 累計 20 件          |     |

\* 目標値の累計はR5～R8の累計値

## 【現状と課題】

- 町が分譲する住宅地については、アイリスタウンを完売し、残りわずかとなっているラ・ラ・タウン・おいわけ、若草団地については定住化施策を展開しながら分譲販売を進めており、令和3年度末で95%を超える販売率となっていることから分譲宅地の早期完売を目指すとともに、新たな宅地造成を検討する必要があります。
- 震災により人口減少が進んだ一方、復興の歩みを進めていく中で地域の魅力が磨き輝いた分野もありました。こうした強みを活かすには、近郊都市から町内企業へ通勤する子育て世代等への移住ニーズを把握することはもとより、新型コロナウイルス感染症拡大によるリモートワークの浸透、自身の生き方や家族の教育環境を見つめ直す首都圏住民が増えていることを背景とした地方移住を現実的に検討している方に訴求力のある住宅施策の検討が必要になります。
- 空き家の対策については、安平町空家等対策計画を所掌する安平町空家等対策協議会との連携を強めながら、防災・衛生・景観など地域住民の生活環境の保全と、空き家等の利活用による移住・定住対策の観点から、空き家調査とデータベースを活かした取組を講じていく必要があります。
- 町内の賃貸住宅については、移住・定住対策による民間賃貸共同住宅の建設助成事業のほか、安平町公営住宅等長寿命化計画に基づいた公営住宅等の建て替えや既存公営住宅等の改修などにより住環境を確保してきましたが、子育て世代を中心に住宅・住まいに関する相談のニーズが高いことを踏まえて、引き続き様々な住宅ニーズに対応出来るような支援策を検討していかなければなりません。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）空き家・町有地等の利活用による多様な住居ニーズへの対応 【成長戦略④】

- ▶ 生活環境の保全と定住対策等の観点により策定した「安平町空き家等対策計画」に基づき、活用できる空き家（中古住宅）については、移住・定住を念頭に置いた空き家活用の相談窓口開設及び支援制度の充実と効果的運用、不動産情報提供事業の体制整備等により、積極的な町内空き家の活用施策を展開していきます。
- ▶ 子育て世代や首都圏からの移住希望者などの多様な住居ニーズを踏まえ、空き家活用と新規建設支援の両面から住宅・住まいの確保に向けた取り組みを進めます。
- ▶ 町有施設の解体跡地や市街地の民間空き地の活用により、公営住宅や民間アパートの入居者の住み替えと住宅建設を促進していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                |                |
|-------------------------------------------|----------------|
| ◇空き家等対策支援制度の充実と効果的運用                      |                |
| ◇移住・定住対策の視点による空き家（中古住宅）の利活用策の展開           |                |
| ・住宅リフォーム助成制度の見直し                          |                |
| ・相談窓口の開設、支援制度の充実と効果的運用                    |                |
| ・町ホームページ等を活用した不動産情報提供による空き家（中古住宅）の流動化の取組み |                |
| ◇町有地や民間空き地の活用流動化による住宅建設の促進                |                |
| ◇民間賃貸共同住宅建設等支援事業                          | ◇長期優良住宅建設助成金事業 |

### （２）民間資金等を活用した新たな分譲宅地の開発の検討 【差別化戦略④】

- ▶ 分譲宅地の開発にあたっては、コンパクトなまちづくりを目指し、通学や買物、病院などに近い場所を優先して選定するほか、需給のタイミングや規模を勘案して戦略的に進めるものとし、町有地を中心とした小規模分譲宅地としての整備を行うとともに、これより大規模な団地造成にあたっては民間活力との連携による手法を検討していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                       |  |
|----------------------------------|--|
| ◇分譲宅地の販売促進に向けた取組み（特別分譲キャンペーンの実施） |  |
| ◇小規模分譲宅地整備と民間活力による団地造成の戦略的展開     |  |
| ◇町内企業へ通勤する従業員の住み替え支援策の検討         |  |

### （３）計画的な公営住宅等の整備・改修・長寿命化等の推進 【回避戦略⑥】

- ▶ 安平町住生活基本計画及び安平町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅等の長寿命化、良質な住宅確保に向けて、今後も計画的に整備を進めます。安平町公営住宅等長寿命化計画については、見直しの時期を迎えることから所要の改訂を行います。
- ▶ 老朽化や震災の影響により修復が困難な公営住宅等が存在しているため、計画的な解体を進めるとともに、その跡地を宅地造成のほか、子育て世帯向け集合住宅や高齢者集合住宅等への有効活用を検討していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                     |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| ◇計画に基づく公営住宅等の整備                | ◇安平町公営住宅等長寿命化計画の改訂 |
| ◇公営住宅等の適切な維持管理                 |                    |
| ◇修復が困難な公営住宅や公共施設の計画的解体と跡地活用の検討 |                    |

基本施策 6  
(移住・定住対策)

## 職住近接を目指した移住・定住対策の推進



## &lt; 施策の方向性 &gt;

子育て・教育分野の施策と連動した移住・定住促進対策を強化し、町内企業へ通勤する町外者を選ばれるまちを目指します。また、首都圏を中心に地方回帰の流れが高まりをみせていることから、こうした希望者に的確を絞ったU I J ターン戦略を展開します。

## &lt; 施 策 項 目 &gt;

- (1) 仕事情報の提供との連動によるU I J ターンの促進 [成長戦略⑤]
- (2) 町内企業に通勤する子育て世代を対象とした移住促進の強化 [成長戦略⑥]
- (3) 多様なニーズに即した移住・定住促進制度の充実 [成長戦略⑦]
- (4) 広域連携による移住・定住人口拡大に向けた取組みの推進 [回避戦略⑦]

## 【成果指標】

| 指標項目                      | 現状値               | 目標値<br>(R8年度)           | 備 考 |
|---------------------------|-------------------|-------------------------|-----|
| 子育て世帯の転入数                 | 5 世帯13人<br>(R3年度) | 累計24世帯64人<br>(6世帯16人/年) |     |
| 町外に居住する町内企業従業員の移住・定住数(再掲) | 1 人<br>(R3年度)     | 累計 8 人                  |     |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

## 【現状と課題】

- 当町では、これまで、町の魅力を伝えるための移住・定住イベントへの参加や助成金等の支援策をはじめ、あびら移住暮らし推進協議会の発足や地域おこし協力隊及び集落支援員の活用等により積極的に施策を推進してきました。
- 震災以後、早来中学校は仮設校舎での生活を送ってきましたが、この春に小中一貫の義務教育学校として早来学園が開校を迎えることができました。これまでも2つの公私連携幼保連携型認定こども園の整備をはじめ、幼小中高連携の実践を通して安平町の子育て・教育の充実を図ってきましたが、被災したピンチをチャンスに変え、ハード・ソフト両面から若年層や子育て世代の人口流出抑止に寄与するとともに、移住希望者を惹きつける魅力ある教育環境を整備することができました。いよいよ移住・定住面での効果を最大限に発揮させるときです。
- 町の人口は年々減少していますが、令和4年は転入数が転出数を上回る社会増に転じることができました。しかしながら、進学や就職を機とした若者の道外等への転出は一定程度続くことが予想されることから「いつかはふるさとに帰りたい」と考えるU I J ターン希望者に対して国の制度を活用した移住施策にも取り組んでいく必要があります。
- 町の魅力や特色を道内・道外へ伝えるためには、町単独での取組みだけでは広がりが限られていることから、平成30年に設立した「東京あびら会」や今後立ち上げに向けて協議を進める「(仮称)北海道あびら会」との連携による多方面への人脈形成及び関係人口拡大が重要であり、会の会員拡大に努めながらU I J ターンや他のまちづくり施策へつなげていく必要があります。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）仕事情報の提供との連動によるＵＩＪターンの促進 【成長戦略⑤】

- ▶ 進学や就職を契機に当町から道外等へ転出・就職している若者の転出が多い状況にあります。が、非正規労働等による経済不安や若いうちは都会で経験を積んで「いつかはふるさとに帰りたい」と考える若者もいることから、学童期に地域の先輩や歴史・資源と関わりながら学びと愛着を育む「ふるさと教育・学社融合事業」やグローバルな人材を育む「あびら教育プラン」を推進するとともに、道外等においても町内の求人や住宅事情を容易に知ることができる情報整備のほか、東京あびら会や安平町誘致企業会等を通じて新規採用や就職等で町外から町内企業に就業する若者と雇用企業の双方に対する支援事業の活用促進、全国から応募者を得るために訴求力のある職員募集広告媒体（ポスター等）の作成や遠隔面接（オンライン面接）を活用した役場職員採用選考の導入などにより、ＵＩＪターンの促進を図ります。
- ▶ 地域課題を解決するためのコミュニティ・ビジネスや、「起業創業と移住」を連動させた起業家育成プログラムによる町内に不足する業種の誘致や人材育成など、起業・創業に向けた情報を発信しながら、ＵＩＪターンにつなげる取組みを推進していきます。

| 【主な取組み・事業】                                          |            |
|-----------------------------------------------------|------------|
| ◇若者雇用促進助成事業（再掲）                                     | ◇移住支援金支給事業 |
| ◇専門職の資格取得を目指し進学する生徒に特化した人材育成とＵターン施策を連動させた取組みの推進（再掲） |            |
| ◇起業・創業に向けた仕事情報の発信によるＵＩＪターンの促進                       |            |
| ◇ＵＩＪターン新規就業支援事業における首都圏在住者の移住促進（再掲）                  |            |
| ◇起業創業と移住を連動させた起業家育成プログラムによる起業創業者の誘致・育成              |            |
| ◇定住促進事業（北海道移住ドラフト会議への参加等）                           |            |

### （２）町内企業に通勤する子育て世代を対象とした移住促進の強化 【成長戦略⑥】

- ▶ 近郊都市から町内企業への通勤者が多く昼夜間人口比率が高いことや町内に２つある公私連携幼保連携型認定こども園による子育て環境、さらには小中一貫の義務教育学校として開校した早来学園による教育環境の充実という当町の特殊性と強みを活かし、近郊都市から町内企業へ通勤する子育て世代や若者を主なターゲットとして、各部署との連携による各種支援策の創設や拡充、不動産情報の提供や今後増加が見込まれる空き家（中古住宅）、震災に伴う公費解体後の空き地の活用など、職住近接を意識した移住関連事業の積極的な強化に取り組みます。
- ▶ ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指している早来学園をはじめ、様々な学びを挑戦に繋げる安平町独自の先駆的な地方創生事業「あびら教育プラン」や高校生以下医療費無償化による負担軽減など、子育て教育環境に係るハード面・ソフト面のさらなる魅力化と環境整備を図りながら、子育て世代だけではなく、これから結婚し親となる方々が「安平町で子どもを育てたい」と思ってもらえる移住・定住策を進めていきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇長期優良住宅建設助成事業（再掲）</li> <li>◇空家等対策支援制度の充実と効果的運用（再掲）</li> <li>◇移住・定住対策の視点による空き家（中古住宅）の利活用策の展開（再掲） <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅リフォーム助成制度の見直し</li> <li>・相談窓口の開設、支援制度の充実と効果的運用</li> <li>・町ホームページ等を活用した不動産情報提供による空き家（中古住宅）の流動化の取組み</li> </ul> </li> <li>◇若者雇用促進助成事業（再掲）</li> <li>◇〔復〕住宅建設と連動させた公費解体跡地の流動化対策</li> <li>◇小規模分譲宅地整備と民間活力による団地造成の戦略的展開（再掲）</li> <li>◇子育て世代を対象としたライフプランセミナー開催</li> <li>◇小中一貫の義務教育学校として開校した早来学園をはじめとした子育て・教育環境の魅力化による移住定住の促進</li> </ul> |

### （３）多様なニーズに即した移住・定住促進制度の充実 【成長戦略⑦】

- ▶ 空港や港から至近にあるという立地条件や、丘陵が織り成す北海道らしい牧歌的な風景等に魅力を感じ、道外や近隣等から当町へ移住を検討される方々が増えていることから、先輩移住者による経験談やアドバイスを前面に出した情報発信をはじめ、ワンストップ移住相談対応、移住体験ツアーやおためし暮らし事業による現地体験、さらには移住者同士の交流など、移住検討者の不安を解消し、この町を移住先に選んで良かったと思ってもらえる移住・定住促進策に取り組みます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇定住促進事業（あびら移住暮らし推進協議会等によるワンストップ移住相談、移住体験ツアー、おためし暮らし事業など）</li> <li>◇移住者との連携や各種広告媒体等を活用した移住・定住促進に向けた情報発信</li> <li>◇移住者間交流会の促進      ◇小規模分譲宅地整備と団地造成の戦略的展開（再掲）</li> </ul> |

### （４）広域連携による移住・定住人口拡大に向けた取組みの推進 【回避戦略⑦】

- ▶ 地方創生の取組みへの機運が高まる中、若年層を主なターゲットとした「仕事」と「住まい」の両面に対応した移住促進の取組みにより人口構成比率の改善を図るとともに、長く暮らす上で必要となる「医療」や「交通」に加え、「防災・消防」の連携拡充により東胆振定住自立圏が地方から大都市への人口流出のダム機能を果たすよう、広域連携事業として、移住・定住人口拡大に向けた取組みを積極的に推進します。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇東胆振定住自立圏や地方創生の連携事業による移住・定住促進に向けた取組み</li> </ul> |

\* **グローバル**：英語の「グローバル（地球規模の）」と「ローカル（地方の）」を掛け合わせた造語。地球規模の視野で考え、地域視点で行動するという考え方を表す言葉として、近年あらゆる分野で用いられている。

基本施策 7  
(地域公共交通)

## 持続可能な地域公共交通の確立



## &lt; 施策の方向性 &gt;

高齢者など真に公共交通を必要とする住民のニーズに合った利便性・効率性の高い地域公共交通ネットワークを目指します。また、現存する鉄道網や路線バスの維持・存続に向け、町民利用の促進を図ります。

## &lt; 施 策 項 目 &gt;

- (1) 地域公共交通の利便性・効率性の向上による交通弱者対策の推進 [回避戦略⑧]
- (2) 交通機関の維持存続に向けた利用促進 [回避戦略⑨]

## 【成果指標】

| 指標項目                 | 現状値               | 目標値<br>(R8年度) | 備 考 |
|----------------------|-------------------|---------------|-----|
| 町内鉄道駅における 1 日あたり乗降客数 | 523人<br>(R3 年度)   | 483 人         |     |
| 循環バス・デマンドバス年間利用者数    | 7,406 人<br>(R3年度) | 8,200 人       |     |

## 【現状と課題】

- 当町の公共交通には、鉄道・路線バス・ハイヤーなど民間事業者による交通機関のほか、安平町商工会が事業主体となって運行するデマンドバスがあり、平成29年に策定した安平町地域公共交通網形成計画に基づき、循環バスの導入など公共交通体系の再構築や共通回数乗車券などによる町民の利用促進を図ってきました。
- 令和4年6月には、観光者等を含む広域の視点を踏まえた利用促進や、人の生活を中心に置いた最適化を念頭に持続可能な公共交通サービスの実現を目指す「安平町地域公共交通計画」を策定し、各種施策を展開しているところです。
- 当町を走る鉄道については室蘭線と石勝線がありますが、平成28年11月にJR北海道が公表した「JR単独では維持困難な線区」の一つに室蘭線が位置づけられました。特に室蘭線は年々利用者が減少しており、大変厳しい状況下にはありますが、通学等の住民生活に密着した欠かせない「私たちの鉄道」という意思を顕示するとともに、北海道や道内沿線自治体などと連携しながら路線を維持・確保するための利用促進策などが必要となります。
- バス交通については、厚真町から早来地区を経由して千歳・苫小牧方面とをつなぐ民間による地域間幹線バス路線のほか、支線として安平町内4地区を運行する町営による「循環バス」があります。また、路線バスとハイヤーの間の位置づけとなるデマンドバスの運行については、近未来型無人走行運転社会を見据えたサービス「MONE Tバス予約」(スマホ予約アプリ)を導入し、予約利便性の向上により利用者の拡大などに努めています。
- ハイヤーについては、これまで役割分担と共存を意識しながら施策展開してきましたが、早来地区のハイヤー会社が震災の影響を受けて平成31年3月に廃業して以降は、断続的に空白が続く状況にあり、これを代替又は補完する対策が喫緊の課題となっています。また、営業を維

持っている追分地区のハイヤー会社においても経営の厳しさが年々増している状況です。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）地域公共交通の利便性・効率性の向上による交通弱者対策の推進 【回避戦略⑧】

- ▶ 安平町地域公共交通計画に基づき、鉄道・路線バス・デマンドバス・ハイヤーの利用促進を含めた町全体の地域公共交通サービスの最適化を推進し、子どもや高齢者に必要となる町民の足の確保とともに、回遊交流を意識した来訪者利用などの観点を踏まえて、便利で利用される持続可能な公共交通の実現を図ります。

| 〔主な取組み・事業〕                                          |
|-----------------------------------------------------|
| ◇地域公共交通対策事業（地域公共交通サービスの最適化、共通回数乗車券の発行による公共交通の活性化など） |
| ◇循環バス運行事業（自由乗降区間の拡充や路線の見直しなど）                       |
| ◇デマンドバス運行事業                                         |

### （２）交通機関の維持存続に向けた利用促進 【回避戦略⑨】

- ▶ 「ＪＲ単独では維持困難な線区」に位置づけられた室蘭線は、通学をはじめ通院や通勤などにおいて町民が利用し、住民生活に重要な役割を果たしています。室蘭線の存廃は、利用者の利便性を損なうだけでなく、鉄道の歴史とともに歩み、鉄道を幹線として形成されたこの町の発展に重大な影響を及ぼすことから、鉄道で通学する追分高校生徒に対する通学費助成や町内団体を対象とする鉄道等利用促進活動費助成など安平町としての対策を講じるとともに、今後も北海道や道内沿線自治体などと連携しながら、鉄道路線の維持存続を最優先として適切に対応していきます。
- ▶ 鉄道をはじめ各公共交通機関の維持存続のためには、利用者の確保が必要であることから、各交通機関の役割分担と連携の改善による機能向上や総合時刻表及び乗り方ガイドの配布による公共交通の組合せ利用の啓発を図るとともに、ノーマイカー運動の取組みをはじめとした生活とまちづくりに欠かせない交通機関であるという意思を顕示し、運賃助成やポイントあびらとの連携などの利用促進策を進めながら、鉄道や路線バス、さらにはハイヤー事業の維持確保に取り組みます。
- ▶ バス交通については、北海道胆振地域公共交通活性化協議会による「胆振地域公共交通計画」の策定及び計画の推進を図り地域間幹線バスを維持確保するとともに、東胆振定住自立圏の連携事業として、構成町の交通機関と苫小牧市内のバス路線の乗り継ぎ改善など、各種輸送機関の相互連携による圏域全体の地域公共交通の確保に努めます。
- ▶ デマンドバス及びハイヤーについては、老人クラブなどを通じた利用啓発や運賃助成事業及び運転免許証自主返納者支援事業等の周知強化はもとより、運賃支援策の対象範囲を町外親族等まで広げる検討を行い、同時に運転手不足への対策を講じながら、支える人材と乗客の獲得を図り、移動のセーフティネット構築を目指します。

また、「MONETバス予約」（スマホ予約アプリ）の機能を最大限に広げることによる新たなデマンド交通の仕組みの検討やハイヤー事業における新制度「相乗りタクシー（乗車距離に

応じて運賃を按分)」の導入検討など、早来地区のハイヤー空白状態の解消に向けた取り組みを進めます。

| 〔主な取組み・事業〕                                        |                 |
|---------------------------------------------------|-----------------|
| ◇ＪＲ室蘭線の利用促進等事業                                    | ◇ＪＲ石勝線代替輸送事業    |
| ◇デマンドバス運行事業（再掲）                                   | ◇ＭＯＮＥＴサービスの活用   |
| ◇地域公共交通対策事業（地域間幹線バスの確保、鉄道等利用促進活動費助成金など各種利用促進の取組み） |                 |
| ◇福祉交通助成事業                                         | ◇運転免許証自主返納者支援事業 |
| ◇追分高等学校存続支援事業（鉄道通学費助成等）                           |                 |
| ◇ハイヤー事業確保等対策事業（ハイヤー運賃助成、運転手の確保・育成支援など）            |                 |

## 基本施策 8 (消防防災・交通安全・消費生活)

### 安全・安心な住民生活の実現



#### < 施策の方向性 >

消防救急体制の充実、地震と水害に主眼を置いた防災・減災対策の強化、交通安全対策、消費生活対策など町民の生命財産を守る施策を展開します。また、地域住民が自主的に行う防災、防犯、交通安全の活動を支援し、自助・共助・公助による町民の安全・安心な生活の確保を目指します。

#### < 施 策 項 目 >

- (1) 自助、共助、公助の連携による地域防災対策・体制の推進 [成長戦略⑧]
- (2) 地域ぐるみによる地域防犯・交通安全・消費生活対策の推進 [成長戦略⑨]
- (3) 地域特性に対応した計画的な治山治水対策の推進 [差別化戦略⑤]
- (4) 高齢社会に対応した消防・救急体制と装備の充実 [改善戦略③]

#### 【成果指標】

| 指標項目        | 現状値               | 目標値<br>(R8年度) | 備 考 |
|-------------|-------------------|---------------|-----|
| 自主防災組織の設立数  | 22団体<br>(R3年度)    | 25団体          |     |
| 災害による死傷者数   | 累計 0 人<br>(R3 年度) | 累計 0 人        |     |
| 犯罪発生件数 (年間) | 7 件<br>(R3 年度)    | 現状維持・減        |     |
| 交通事故死者数     | 0 人<br>(R3 年度)    | 累計 0 人        |     |

\* 目標値の累計は R5～R8 の累計値

#### 【現状と課題】

##### (地域防災)

- 当町では、「安平町地域防災計画」に基づき、各種災害時における体制整備に努めるとともに、町内外の関係機関や各種団体、さらには民間事業者等と連携した各種災害時応援協定などの締結を進めてきました。また、災害時や緊急時に対応した情報伝達手段の多重化が求められており、これまでに防災行政無線やエリア放送の整備を進めてきたところですが、北海道胆振東部地震の検証結果を踏まえ、高齢化の進展等の社会的課題と I C T を取り巻く環境変化に応じた伝達手段の在り方を検討するとともに、自主防災組織の設立促進を進めながら、防災意識の高揚と防災体制の強化が必要となります。

##### (地域防犯・交通安全・消費生活)

- 当町の交通安全対策については、「安平町交通安全計画」に基づき、地域、家庭、学校、企業などと連携した交通安全運動や、交通安全対策に取り組んでいます。しかしながら、未だに町内で交通事故が発生するため、両子ども園、各小学校、老人クラブで交通安全教室を開催するなど、より一層の交通安全対策と交通安全意識の啓発を図ることが必要です。
- 犯罪の未然防止と犯罪が起こりにくいまちづくりのためには、町民や地域の自主防犯意識を高めていくことが重要であることから、防犯協会をはじめ P T A や自治会・町内会等と連携・

協力した自主防犯活動や、イベント開催時などにおける見回り・巡回を実施しています。また、近年は、高齢者に対する悪徳商法や電話による詐欺事件など、犯罪の多様化・巧妙化が進んでいることから、防犯協会や関係機関などと連携しながら消費者被害等の防止に向けた啓蒙活動を行っています。

#### （治山治水）

- 北海道が「2級河川安平川河川整備計画」を策定したことから、安平川、遠浅川、ニタツポロ川、支安平川の4河川については河川計画に基づいた治水対策の早期完成と土砂災害防止対策について関係機関へ要望しています。
- 町が管理する普通河川及び準用河川については、市街地を縦貫する河川もあり、老朽化に伴う護岸改修などが必要であり、町民の安全・安心な生活環境の整備として、河川改修や治水対策に努める必要があります。
- 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所等をまとめた「防災ハザードマップ」については、広報紙での解説を添えて町内全戸に配布していますが、洪水や土砂災害の被害を最小限に抑えるためには、自分の身は自分で守るという発災初期の行動など、一人ひとりの日頃からの心構えが重要です。

#### （消防・救急）

- 当町の消防・救急体制は、厚真町・むかわ町の3町で構成する胆振東部消防組合により運営され、消防支署及び出張所と4地区の消防団があります。
- 昭和50年代に建設された追分出張所の耐震化を実施しましたが、消防・救急体制の向上と効率化を図るため、老朽化した胆振東部消防組合消防署本部の建替及び東胆振1市4町による消防指令業務の共同運用、消防職員や団員の資質向上、資器材や車両等の計画的な更新など、消防力の一層の強化と充実が求められています。

### 【施策項目に対応した主な取組み】

#### （1）自助、共助、公助の連携による地域防災対策・体制の推進 【成長戦略⑧】

- ▶ 北海道胆振東部地震の教訓から、地域コミュニティを主体とした自主防災組織の設立促進や災害時等要援護者登録制度など、町民と行政の協働による防災体制の確立をさらに進めるほか、地域や町民等を対象とした防災訓練の実施及び日頃からの防災啓発、災害時情報を伝えるためのエリア放送未受信地域の解消、防災行政無線の蓄電池更新、防災倉庫の整備や計画的な災害時物資の備蓄等により、防災体制の強化を図ります。
- ▶ 災害時に地域住民が避難する地区集会所など避難所の表示や周知を行うとともに、拠点となる避難所等の計画的な改修や長寿命化により避難所としての機能を確保していきます。

| 〔主な取組み・事業〕   |              |                   |
|--------------|--------------|-------------------|
| ◇自主防災組織の設立支援 | ◇エリア放送網の受信対策 | ◇防災行政無線更新事業       |
| ◇〔復〕防災倉庫整備事業 | ◇防災体制整備事業    | ◇避難所となる公民館の空調設備整備 |

## （２）地域ぐるみによる地域防犯・交通安全・消費生活対策の推進 【成長戦略⑨】

- ▶ 学校やＰＴＡ、自治会・町内会等の協力による街頭指導や交通安全教室等の開催、交通安全だよりの発行、新入学生への自転車ヘルメット付与など、安平町交通安全推進委員会をはじめとした関係機関との連携による交通安全啓発運動を推進するとともに、町内危険地区の交通安全対策事業の要望のほか、横断歩道や信号機、カーブミラー、交差点付近の注意看板設置などの各種交通安全施設の設置及び要望を行いながら、交通安全対策を推進します。
- ▶ 子どもたちの登下校時の安全確保に向けて、国・北海道・町のほか警察や小中学校など関係機関で構成する安平町通学路安全推進会議において策定された「安平町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関による危険箇所等の合同点検の実施とともに、通学路の安全確保に向けた対策と充実を図っていきます。
- ▶ 街路灯などのＬＥＤ化がほぼ終了し、現在は自治会等の要望を踏まえた防犯灯の計画的な新設整備を実施しているほか、通学路等への防犯カメラ設置の検討を進めるとともに、警察や防犯協会、自治会・町内会等、学校、ＰＴＡなどの関係機関や地域との連携により実施している「子どもサポート隊」や「青色回転灯パトロール活動」など、地域における自主的な防犯活動と防犯意識の高揚に努めます。
- ▶ 高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、高齢者を狙った消費者被害や詐欺事件が日本全国で発生していることから、未然防止に向けた啓発活動や安全・安心に暮らせるよう自治会・町内会等の地域と連携した声かけ運動などの取組みを推進します。

| 〔主な取組み・事業〕         |                  |
|--------------------|------------------|
| ◇各小中学校での交通安全教室等の開催 | ◇児童自転車用ヘルメット贈呈事業 |
| ◇交通安全指導員の育成        | ◇子どもサポート隊活動      |
| ◇通学路等安全対策事業（再掲）    | ◇青色回転灯パトロール活動    |
|                    | ◇町内街灯整備事業        |

## （３）地域特性に対応した計画的な治山治水対策の推進 【差別化戦略⑤】

- ▶ 安全・安心な生活環境の整備に向け、「２級河川安平川河川整備計画」に基づいた４河川事業の早期着手と早期完成、指定区域の土砂災害対策事業の整備促進について、引き続き関係機関へ要望していきます。
- ▶ 既設護岸の損傷・劣化が進行し、治水機能の低下が懸念されている早来市街地を流域とするトキサラマップ川など、町が管理する普通河川については、普通河川整備計画を策定しながら、安全・安心な生活環境の整備に向け、普通河川の治水対策及び河川改修に努めていきます。
- ▶ 洪水や土砂災害などの非常時に実効性のある行動等がとれるよう「防災ハザードマップ」等を防災訓練のほか地域での会合や事業において活用し、日頃からの防災意識のさらなる醸成を図るとともに災害に対する正しい認識の普及に努めていきます。

| 〔主な取組み・事業〕         |               |
|--------------------|---------------|
| ◇普通河川等の維持管理、治山治水対策 | ◇防災体制整備事業（再掲） |

#### （４）高齢社会に対応した消防・救急体制と装備の充実 【改善戦略③】

- ▶ 消防・救急体制の向上と効率化を図るため、老朽化した胆振東部消防組合消防署本部の建替及び東胆振 1 市 4 町による消防指令業務の共同運用に向けて、関係市町と連携して事業の推進を図ります。
- ▶ 消防職員及び団員の資質と技術向上のため、訓練大会等への参加及び安平町における胆振地方消防訓練大会の開催支援を行います。
- ▶ 消防車両・資器材・消防水利等の計画的な整備を行うとともに、救急救命士のほか、若年層や女性の消防団員の確保を図ります。
- ▶ 住民の防火意識の高揚を図るとともに、A E D（自動体外式除細動器）の使い方など、救急・救命に関する知識と技術を習得できる機会の提供に努めます。

| 〔主な取組み・事業〕                                        |                           |
|---------------------------------------------------|---------------------------|
| ◇老朽化した胆振東部消防組合消防署本部の建替及び東胆振 1 市 4 町による消防指令業務の共同運用 |                           |
| ◇消防車両・資器材の整備                                      |                           |
| ◇救急救命講習会の開催                                       | ◇消防操法訓練大会等の参加及び地元での大会開催支援 |

基本施策 1  
(情報発信)

## 情報共有と知名度向上につながる発信力の強化



## &lt; 施策の方向性 &gt;

町民との情報の共有化が協働のまちづくりの推進において不可欠であることから、町民への積極的な情報提供を推進します。また、当町の知名度向上に向け、当町の魅力を町外者に対して戦略的にPRし、情報交流人口、交流人口の拡大を経て、最終的な目標である移住・定住人口の拡大へとつなげていきます。

## &lt; 施策項目 &gt;

- (1) 多様な広報媒体を活用した町民との情報共有の推進 [改善戦略①]
- (2) シティプロモーション戦略に基づく情報発信の強化 [改善戦略②]

## 【成果指標】

| 指標項目            | 現状値                | 目標値<br>(R8年度)   | 備考 |
|-----------------|--------------------|-----------------|----|
| あびらチャンネルの視聴割合   | 46.5%<br>(H28年度)   | 90%以上           |    |
| 町外向け動画の制作本数     | 年間27本<br>(R3年度)    | 年間15本           |    |
| 町外向け動画の再生回数     | 714百回<br>(R3年度)    | 対R3年度比<br>150%増 |    |
| 町公式ホームページ閲覧数(回) | 17,044百回<br>(R3年度) | 対R3年度比<br>150%増 |    |
| フェイスブック「いいね」の数  | 525<br>(R3年度)      | 787             |    |

## 【現状と課題】

- 安平町まちづくり基本条例の理念に則り、協働のまちづくりを推進していくためには、町民への積極的な情報提供と情報共有が求められています。
- 当町では、町民との情報共有の観点から、広報紙やホームページ、データ放送、SNSなどの多種多様な媒体と情報伝達手段を活用した広報の充実に努めていますが、特に震災以降、紙面による広報と併せて、災害情報などを緊急的に情報発信する機会などもあり、ホームページ等を活用した電子媒体による広報の重要性は高まっています。また、インターネット環境の無い方も含め、必要な情報を必要な相手に的確に発信していくことが求められていることから、情報発信の在り方について再検討していく必要があります。
- 町民だけではなく町外の方が当町への関心を高め、愛着や誇りを持ってもらうために戦略的かつ効果的に情報発信するシティプロモーションを推進していく必要があります。また、知名度向上を通して、多くの方から選ばれるまちとして、交流人口や関係人口、さらには定住人口の拡大へと結びつける取組みが必要です。

## 【施策項目に対応した主な取組み】

### （１）多様な広報媒体を活用した町民との情報共有の推進 【改善戦略①】

- ▶ 協働のまちづくりを進めるために重要となる町民への情報提供と情報共有にあたっては、既存広報媒体の活用と全町に整備した「あびらチャンネル」のさらなる普及を進めるとともに、近年急速に普及しているスマートフォンの利活用に向けて、各種ＳＮＳを活用した情報発信や民間企業と連携したスマートフォン教室等の開催により、多様な媒体を活用した情報発信を進めていきます。
- ▶ 災害時などにおける緊急的な情報伝達のために、庁内情報発信体制の確立を図るほか、民間企業との連携による情報発信力の強化を図りながら、町民が必要な情報を早期に取得できるよう努めます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇広報、ホームページ、あびらチャンネル、ＳＮＳ（フェイスブック、インスタグラム、LINE@）など多様な媒体を活用した情報の提供と共有<br>◇民間企業等との連携による情報発信力の強化<br>◇スマートフォン教室の開催 |

### （２）シティプロモーション戦略に基づく情報発信の強化 【改善戦略②】

- ▶ 当町の知名度向上及び地域イメージの確立、地域ブランドの創出・育成に戦略的に取り組むためには、交流人口や関係人口、移住・定住人口の増加を図り、町民の安平町に対する愛着と誇りの醸成や魅力の再認識を行いながら将来にわたって持続的に発展させていくことが必要であることから、全町に整備するあびらチャンネルの制作動画や町のイベント情報、子育て支援策をはじめとした町の魅力を対外的にＰＲするなどの戦略的なシティプロモーションを展開していきます。
- ▶ 町のホームページの運用にあたっては、ホームページへの情報掲載と更新のルール化、ホームページアクセス数の分析やあびらチャンネルの運営方法の検討などを行う「（仮称）情報発信向上委員会」の設置により、効果的な発信を行っていくとともに、「子育て」「教育」「観光」「雇用」をはじめとした政策間連携、さらには全庁的に広聴・広報能力の向上を図り、全庁一体となった情報発信体制を強化していきます。
- ▶ 当町では東京あびら会やふるさと納税をはじめ、北海道移住ドラフト会議への参加などを通じて日本全国の方とのつながりが生まれています。今後も交流人口や関係人口、定住人口の拡大を目指し、観光・移住・起業・創業など横断的に町の魅力を発信していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇（仮称）情報発信向上委員会の設置<br>◇シティプロモーション戦略推進事業<br>◇シティプロモーション戦略の策定 ◇ホームページ、ＳＮＳの活用<br>◇ホームページアクセス数の分析などによる効果的な情報発信<br>◇町外向け動画コンテンツやプロモーション映像の制作と発信<br>◇東京あびら会等との連携強化によるまちづくりの推進（再掲） |

基本施策 2  
(住民サービス)

## 町民に信頼される開かれた組織づくりの強化



## &lt; 施策の方向性 &gt;

多様化する町民ニーズや変化する行政課題に柔軟に対応できる横断的な組織運営を進めるとともに、町民参画手続きの適切な運用など、開かれた組織づくりを推進します。また、人材育成基本方針に基づき、自ら率先して地域課題の解決に取り組める『町民とともに「チームあびら」を実現する人間性豊かなプロ職員』の育成を目指します。

## &lt; 施 策 項 目 &gt;

- (1) 協働のまちづくりの実現とサービス向上を目指した組織体制の強化〔成長戦略①〕
- (2) 町民参画手続きの適切な運用 〔差別化戦略①〕
- (3) 人口減少時代に対応した実践型職員の育成〔改善戦略③〕
- (4) 地域サポート制度の充実 〔回避戦略①〕

## 【成果指標】

| 指標項目                         | 現状値             | 目標値<br>(R8年度) | 備 考          |
|------------------------------|-----------------|---------------|--------------|
| 町民参画の実施件数                    | 23 件<br>(R3 年度) | 25 件          | 町民参画実施状況公表資料 |
| 地域サポート制度を活用している自治会等数<br>(再掲) | 15団体<br>(R3年度)  | 18団体          |              |

## 【現状と課題】

## (組織体制)

- 職員定員適正化計画に基づき、中長期的視点に立った組織・機構の見直しを行ってきましたが、今後も、多様化する町民ニーズや新たな行政課題に即応できる機能的で横断的な組織体制を確立するとともに、長期的視点に立った簡素で効率的な機構改革に努める必要があります。
- また、行政職員だけではなく、民間企業等と連携しながらノウハウ・知見等を取り入れるとともに、国が方向性を示すデジタル田園都市国家構想に基づくデジタルの活用による誰一人取り残されないための取組みやデジタル基盤の整備、行政手続きの簡素化などによる住民サービスの向上を図っていく必要があります。

## (町民参画)

- 当町における町民参画は、安平町まちづくり基本条例及び安平町町民参画推進条例に基づき、パブリック・コメントやワークショップ、各種審議会など様々な町民参画機会を設け、開かれた町政を推進し、町政運営における公平性の確保・透明性の向上を図っていますが、町民参画に関するルール等の適切な運用やこれまでの実践を踏まえた運用改善により、引き続き町民との協働のまちづくりを推進する必要があります。

## (人材育成)

- 限られた職員体制の中で、複雑・多様化する行政課題に対応し、効率的な行政運営を推進していくためには、職員一人ひとりが労働生産性を高め、資質と能力を向上させるとともに、業務に主体的に取り組み、積極的に業務改善を行う職員を育成する必要があります。

- 効率的な行政運営を行うため、新たな職員採用方式により人材確保を図ってきましたが、今後も人物・人格重視による計画的な人材確保に努めていく必要があります。
- 当町における人事評価制度は、能力評価と業績評価による人事評価を導入し、職員の資質向上やモチベーションの向上を図っていますが、多様化する住民ニーズや地域活動の担い手が不足する当町において、地域活動への積極的な参加など、住民にとって身近な存在であることが求められていることから、人事評価制度の在り方を検討していく必要があります。

(働き方改革)

- 人口減少が進む中、限られた職員体制の中で持続可能な住民サービスを提供するためには、業務の効率化を図り、職員が働きやすい職場へ改革する必要があります。

(地域サポート制度)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会・町内会等の活動も縮小傾向にあります。地域が主体のまちづくりを推進するため、町職員が地域と行政をつなぎパイプ役となる地域サポート制度を実施しています。

**【施策項目に対応した主な取組み】**

**(1) 協働のまちづくりの実現とサービス向上を目指した組織体制の強化〔成長戦略①〕**

- ▶ 少子高齢化や地方分権の進展、国の法改正・制度改正、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、町政を取り巻く環境が変化の中で、デジタル化や働き方改革を通じた事務の簡素化・効率化や職員の業務改善スキルの向上などにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを推進していきます。
- ▶ 地方分権社会及び地方創生をはじめ、デジタル田園都市国家構想によるデジタル化に向けた取組みが求められる中、町民ニーズの多様化や社会情勢により変化する行政課題に対応できる横断的な組織体制の構築とデジタル化による行政手続きの簡素化や業務の効率化を図ります。  
また、国の地域活性化起業人制度を活用した民間企業等の社員やデジタル人材の確保・育成により、様々なノウハウや知見を取り入れることで、地域の活性化や地域課題の解決を図りながら住民サービスの向上を目指します。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇第4次安平町職員定員適正化計画の推進</li> <li>◇長期的視点に立った機構改革</li> <li>◇機能的・横断的な組織体制の確立</li> <li>◇職員の働き方改革による職場環境づくり</li> <li>◇地域活性化起業人制度の活用（再掲）</li> <li>◇安平町自治体DX推進計画に基づくデジタル化の取組み（再掲）</li> </ul> |

**(2) 町民参画手続きの適切な運用 〔差別化戦略①〕**

- ▶ 協働のまちづくりを推進していくため、適正・適切な町民参画手続きを実施していただくだけでなく、積極的な情報発信や複数ある町民参画の方法を組み合わせるなどの創意工夫を図り、町民参画意識を醸成しながら、町民自らが考え行動する町民自治の実現に向け、町民参画推進条例の適切な運用を行っていきます。

- ▶ その取組みの一つとして、これまでに各種委員会・審議会等の会議資料や会議録を町ホームページ等で常設公開し、審議の経過や結果を容易に入手できる環境を創出してきましたが、引き続き、積極的に町民との情報共有を図りながら、まちづくりへの関心を高めるとともに、町政運営への町民参画を促していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                             |
|--------------------------------------------------------|
| ◇パブリック・コメント、町民説明会、アンケート調査、ワークショップ、モニター制度などの積極的な町民参画の推進 |
| ◇各種委員会・審議会等の会議資料及び会議録等の常設公開の取組み                        |

### （３）人口減少時代に対応した実践型職員の育成 【改善戦略③】

- ▶ 社会情勢の変化や様々な行政課題の解決に対応する将来のまちづくりに必要となる職員の確保に向け、情勢変化に対応した職員採用方法の実施など戦略的な人材採用手法を進めていきます。
- ▶ 時代の変化を見据えながら、人口減少時代に適切かつ柔軟に対応できる職員を育成するとともに、職員が能力を発揮できる組織づくりを行うため、若手職員の自主的な政策研究・企画立案能力の向上に向けた支援など、職員の意識改革と将来の行政を担う人材の育成を図ります。

また、職員の資質向上とモチベーション向上につながる人事評価システムの確立のほか、オンラインによる新たな職員研修や地域活動への積極的な参加を促しながら、地域に根差した実践型職員の育成に向けた取組みを検討していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                           |
|--------------------------------------|
| ◇戦略的な職員採用                            |
| ◇安平町人材育成基本方針の見直し・推進 ◇人事管理システムの確立     |
| ◇人事評価制度の効果的運用による人事管理                 |
| ◇職員研修の充実強化 ◇職員提案制度の導入 ◇職員の地域活動への参加促進 |

### （４）地域サポート制度の充実 【回避戦略①】

- ▶ 地域コミュニティを担う自治会・町内会等においては、人口減少及び担い手不足など、将来的な地域コミュニティの維持・存続が喫緊の課題であるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により活動自体が自粛傾向にあります。アフターコロナに向けて町民主体のまちづくりを目指すとともに、協働のまちづくりを実践する地域に根ざした役場職員の育成を目指すために、地域コミュニティ活動を支える職員の増員など「地域サポート制度」の充実に努めます。

| 〔主な取組み・事業〕          |
|---------------------|
| ◇地域サポート制度の取組み推進（再掲） |

\* ワーク・ライフ・バランス：仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

基本施策3  
(行財政運営)

## 将来を見据えた行財政運営の推進



## &lt; 施策の方向性 &gt;

不断の行政評価・行財政改革や情報システムの活用により、効率的な行政運営と質の高い行政サービスの両立を目指します。また、限られた財源の重点的・効果的な配分など将来を見据えた安定的な財政運営を継続するとともに、定住自立圏構想など広域行政の推進を目指します。

## &lt; 施 策 項 目 &gt;

- (1) 効率性と安全性を重視した行政システム強靱化対策の推進 [差別化戦略②]
- (2) 将来に向けた計画的な定員管理 [改善戦略④]
- (3) 行政評価・行財政改革の推進 [回避戦略②]
- (4) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進 [回避戦略③]
- (5) 定住自立圏構想を中心とした広域行政の推進 [回避戦略④]

## 【成果指標】

| 指標項目      | 現状値              | 目標値<br>(R8年度)        | 備 考       |
|-----------|------------------|----------------------|-----------|
| 実質公債費比率   | 10.1%<br>(R1-R3) | — % (積算中)<br>(R6-R8) | 直近3か年の平均値 |
| 公共施設の延床面積 | 14.4万㎡<br>(R4年度) | 対R4年度比<br>4.0%減      |           |

## 【現状と課題】

## (行政システム)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国的に行政分野でのデジタル化やオンライン化の遅れが浮き彫りとなっていることから、国においては、「アフターコロナ」を見据え、ほとんどの国民がマイナンバーカードを保有することを目標に掲げ、デジタル社会の実現を目指しており、安平町においても同様にデジタル化に向けた取組みを進めていく必要があります。
- また、デジタル社会を実現していくためには、全ての町民がデジタル社会の利便性を享受できるよう、デジタル環境基盤の整備とともに、デジタル・デバйд解消に向けた取組みを進めていく必要があります。

## (定員管理)

- 「安平町職員定員適正化計画」に基づき、中長期的な視点による組織の機構改革とともに、職員定数の適正管理を行ってきましたが、今後は、人口減少の進行による労働力不足が懸念されることに加え、年金支給年齢の引上げに伴う定年延長などの雇用環境の変化や行政課題の多様化などに対応する必要があることから、年齢構成のバランスや将来的な組織体制を考慮した職員採用に努める必要があります。

## (行政評価、行財政改革)

- 当町では、合併直後に策定した「安平町行政改革大綱」やその後の「安平町行政改革プラン」に基づき、行政改革を進めてきましたが、将来を見据えた持続可能な行財政運営を実現するた

めには、引き続き、限られた財源や職員体制の中で、業務の効率化を図りつつ、柔軟な考え方のもと、行政改革を進めていく必要があります。

- また、当町では、これまで健全な財政運営を行うため、安平町総合計画と連動した財政推計・財政計画を策定し、これに基づき計画的な財政運営に努めてきました。
- 震災以降、緊急的かつ優先的に取り組まなければならない災害復旧及び復興関連事業を進める中、これに伴う特別交付税の増額交付はあるものの、合併自治体としての普通交付税優遇措置の終了や人口減少による普通交付税の減少など、依然として当町の財政状況は厳しさを増すことが想定されるため、これまで以上に健全な財政運営を行っていく必要があります。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰への対応などが見込まれ、予測が難しい状況にありますが、まちづくりの将来像実現や震災前よりも魅力的なまちづくりを目指していくためには、限られた予算・財源の中で選択と集中による各事業の見直しや進捗管理と評価によって事業成果を意識した財政運営を進めていかなければなりません。

- 民間事業者が持つノウハウや技術の有効活用、並びに、質の高い住民サービスの提供や費用対効果などを総合的に考慮したうえで、従来業務の民間委託や指定管理者制度の導入など官民連携による町政運営を検討・見直ししていく必要があります。

#### (公共施設等の計画的な管理)

- 安平町公共施設等総合管理計画における基本方針等を踏まえ、インフラも含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理などを進めていますが、当町には築30年以上の公共施設が点在しています。老朽化が進んでいる施設の適切な維持管理と併せて、持続可能で効果的・効率的な行財政運営を進めるため、施設の機能や劣化の状況、有効活用の視点など総合的に考慮する中で、経費の縮減、財政負担の平準化、民間活力の活用などの視点も含めて、今後の施設の在り方を整理していく必要があります。

また、安平町立早来学園の開校により、安平小学校・遠浅小学校は令和4年度末をもって閉校することから、閉校後の施設活用及び土地利用について検討を行っていく必要があります。

#### (広域行政)

- 人口減少や少子高齢化が進む中で、地方から大都市への人口の流出を食い止め、圏域の市町が連携・協力しながら、互いに役割分担を行い、生活機能の確保や地域住民の利便性向上など、圏域全体の活性化を図ることを目的に、東胆振1市4町による定住自立圏を形成しています。

震災発生時には、東胆振定住自立圏において被害の少ない市町が、被災地へ応援職員の派遣を行うなど、圏域としての連携・連帯感が生まれています。また、ごみ処理、し尿処理、消防などについては、一部事務組合による広域共同事務による効率化を進めてきましたが、さらなる広域化の検討や、施設の老朽化が課題となっています。

### 【施策項目に対応した主な取組み】

#### (1) 効率性と安全性を重視した行政システム強靱化対策の推進 【差別化戦略②】

- ▶ 空き家情報の整理や固定資産税に関する情報など、各種情報を統合型GISにより地図情報として整理し、効率的な行政運営や住民サービスの向上を図っていますが、引き続き必要に応じたシステムの追加更新を行っていきます。

国が進めるデジタル田園都市国家構想を踏まえた施策を展開するとともに、行政手続きのオンライン化による住民の利便性向上を図っていきます。

- ▶ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、引き続きセキュリティ強靱化対策を図りながら、マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上や事務の効率化について検討していきます。

| 〔主な取組み・事業〕                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇マイナンバー制度等に伴うセキュリティ強靱化対策及び住民サービスの効率化</li> <li>◇行政手続きのオンライン化に向けたマイナンバーカード普及促進</li> <li>◇統合型GIS運用事業</li> <li>◇戸籍システム用機器更改事業</li> </ul> |

## （２）将来に向けた計画的な定員管理 【改善戦略④】

- ▶ 時代に合った職員研修の実施により職員の知識・資質の向上を図り、満足度の高い住民サービスを提供できるよう、「安平町職員定員適正化計画」に基づきながら取組みを進めます。

また、安平町全体の職員定数の適正管理及び職員の能力を最大限に活かすことのできる人事配置並びに計画的な職員の採用・育成を行います。

| 〔主な取組み・事業〕              |
|-------------------------|
| ◇第４次安平町職員定員適正化計画の推進（再掲） |

## （３）行政評価・行財政改革の推進 【回避戦略②】

- ▶ 令和４年度に改訂された安平町行政改革プラン2022に基づき、国・北海道等による補助金等の活用のほか、安定的な税収基盤の整備に向けた多様な納入方法の導入や収納対策の強化、ふるさと納税等による財源の確保など、将来を見据えた住民サービスの最適化を図るとともに、行政評価制度の導入により徹底した事務事業の検証を行い、町民目線に立った効果的・効率的な行財政運営に努めながら、選択と集中による健全な財政運営と行政改革を推進していきます。
- ▶ これまで同様に安平町総合計画と連動した財政推計・財政計画の策定や見直し、また、町税をはじめとした自主財源を確保しながら、計画的な財政運営に努めるとともに、投資事業など予算概要を分かりやすく町民へ提供し、情報の共有を図っていきます。
- ▶ 民間事業者等との役割分担の下、質の高い住民サービスの提供や費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間に委ねることが妥当なものについては、多種・多様な業務を包括的に委託する包括的民間委託の導入検討や指定管理者制度の推進などにより民間活力の活用を図るなど、サービス提供主体の見直しを進めます。
- ▶ 地方創生による新たな資金の流れを生み出すための制度である企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）や民間企業等との包括連携協定により官民のパートナーシップを築きながら、地域課題の解決を図るための資金獲得に向けて、引き続き制度の活用を進めます。
- ▶ デジタル技術の積極的利活用により、利用者目線に立った町民の利便性向上と事務の効率化を図るため、令和４年度に策定した「安平町自治体DX推進計画」に基づき計画的な取組みを進めます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇安平町行政改革プラン 2022 の推進<br>◇キャッシュレス決済など、公金の多様な収入方法の導入検討<br>◇P D C Aサイクルの確立と行政評価の推進<br>◇安平町財政推計の策定、後期財政計画の見直し<br>◇財政状況の公表<br>◇民間活力の活用（指定管理者制度、包括的民間委託、外部委託など）<br>◇民間企業等との連携協定等の推進<br>◇〔復〕企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の活用<br>◇安平町自治体D X推進計画に基づくデジタル化の取り組み（再掲） |

#### （４）公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進 〔回避戦略③〕

- ▶ 震災を影響とした施設の劣化や老朽化の状況等を踏まえ、令和４年度に改訂した「安平町公共施設等総合管理計画」に基づき、町の財政状況を勘案したうえで、中長期的な視野で整備・更新、類似施設や老朽化が進んでいる施設を中心とした再建・統廃合のほか、長寿命化など計画的な管理を進めていきます。
- ▶ 町有施設の解体跡地の活用や売却のほか、民間活力の積極的な活用による遊休施設の売却を検討していきます。
- ▶ 早来学園の開校に併せて閉校となる遠浅小学校・安平小学校の跡校舎・跡地活用については、災害時の避難場所としての位置づけや、これまで地域全体で学校を支えてきた愛着のある施設であるということなどを踏まえ、地域との方策検討をはじめ、地域住民の理解を得ながら施設の活用方策を決定していきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                          |
|--------------------------------------|
| ◇安平町公共施設等総合管理計画の推進<br>◇普通財産の活用・処分の検討 |

#### （５）定住自立圏構想を中心とした広域行政の推進 〔回避戦略④〕

- ▶ 都市圏を含めて全国的な人口減少、少子高齢化が見込まれる中、地方において安心して暮らし、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた生活機能の確保をしていくため、東胆振定住自立圏の枠組みの中で町民・団体を巻き込みながら連携・協力をし広域行政の取り組みを推進していきます。
- ▶ 消防・救急体制の向上と効率化を図るため、老朽化した胆振東部消防組合消防署本部の建替及び東胆振１市４町による消防指令業務の共同運用に向けて、関係市町と連携して事業の推進を図ります。

また、課題として抱えている各一部事務組合施設の老朽化等に関して、関係市町や関係機関との協議により検討を行っていきます。

| 〔主な取り組み・事業〕                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>◇東胆振定住自立圏共生ビジョンに基づく施策の推進</p> <p>◇地方創生の推進に向けた地域間連携の推進</p> <p>◇「北海道新幹線×nittan 地域戦略会議」や「東胆振ブランド推進協議会」等をはじめとした各広域組織による施策の推進</p> <p>◇老朽化した胆振東部消防組合消防署本部の建替及び東胆振 1 市 4 町による消防指令業務の共同運用（再掲）</p> |

- 
- \* **実質公債費比率**：比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上となった場合には一部の地方債の発行が制限される。
  - \* **デジタル・デバйд**：インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差のこと。
  - \* **PDCAサイクル**：計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）をサイクルとして表わしたもので、事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方のこと。



# 資料編



## 第2次安平町総合計画 後期基本計画の策定における経過等

| 期 日            | 項 目                     | 内 容                                                       |
|----------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 令和4年<br>5月23日  | 令和4年度 第1回安平町未来創生本部会議    | 第2次安平町総合計画後期基本計画策定方針（案）                                   |
| 5月24日          | 第2次安平町総合計画 中期基本計画策定方針決定 |                                                           |
| 6月7日<br>～6月14日 | 第1回 安平町未来創生本部専門部会       | 計6部会 開催                                                   |
| 7月15日          | 令和4年度 第1回安平町未来創生委員会     | ・第2次安平町総合計画後期基本計画の策定に係る諮問<br>・第2次安平町総合計画後期基本計画策定方針        |
| 8月27日          | 移住者ミーティング               | ・参加者9名（モニター制度活用）<br>・グループワークの実施                           |
| 9月7日           | 第2回 安平町未来創生本部会議         | 第2次安平町総合計画中期基本計画の評価検証について                                 |
| 9月13日          | 令和4年度 第2回安平町未来創生委員会     | 第2次安平町総合計画中期基本計画の評価検証について                                 |
| 9月28日          | 安平町議会全員協議会              | ・第2次安平町総合計画後期基本計画の策定に向けて<br>[中期基本計画の評価検証・後期基本計画の策定方針について] |

以降、更新予定



## 第2次安平町総合計画 後期基本計画の各基本施策とSDGsの対応表

本表は、各基本施策とSDGsの17のゴールの関連性を整理し、表にまとめたものです。

| 政策分野        | 基本施策           |                         | 1<br>貧困をなくそう | 2<br>飢餓をゼロに | 3<br>すべての人に健康と福祉を | 4<br>質の高い教育をみんなに | 5<br>ジェンダー平等を実現しよう |
|-------------|----------------|-------------------------|--------------|-------------|-------------------|------------------|--------------------|
| 子育て・教育      | 子育て支援          | 地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進  |              |             |                   | ●                |                    |
|             | 就学前教育          | 子どもが安心して遊び・学べる環境づくりの推進  |              |             |                   | ●                |                    |
|             | 学校教育           | 夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実    |              |             |                   | ●                |                    |
|             | 追分高等学校         | 地域と連携した追分高等学校の魅力づくりへの支援 |              |             |                   | ●                |                    |
|             | 家庭教育           | 家庭・地域の教育力の強化            |              |             |                   | ●                |                    |
|             | 青少年教育          | まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進 |              |             |                   | ●                |                    |
| 人づくり・コミュニティ | 地域コミュニティ       | 地域コミュニティ活動の活性化の推進       |              |             |                   |                  |                    |
|             | 協働のまちづくり       | 多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進  |              |             |                   |                  | ●                  |
|             | 生涯学習・社会教育      | 将来のまちづくりを担う人材の育成        |              |             |                   | ●                |                    |
|             | 芸術・文化          | 芸術文化の振興と文化財の保護・活用       |              |             |                   |                  |                    |
|             | スポーツ振興         | 生涯スポーツの振興               |              |             | ●                 |                  |                    |
|             | 男女共同参画         | 平等と多様性を尊重した社会づくりの推進     |              |             |                   |                  | ●                  |
|             | 交流             | 地域間交流・国際交流の推進           |              |             |                   |                  |                    |
| 経済・産業       | 農林業            | 持続可能な農林業の振興             |              | ●           |                   |                  |                    |
|             | 企業誘致           | 恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進    |              |             |                   |                  |                    |
|             | 産業振興・雇用就労      | 産業振興と雇用・就労対策の促進         |              |             |                   |                  |                    |
|             | 観光             | 公民連携による回遊・交流事業の促進       |              |             |                   |                  |                    |
|             | 商業             | 交流人口の拡大と運動した商業の活性化      |              |             |                   |                  |                    |
| 健康・福祉       | 保健             | 町民との連携・協働による健康づくりの推進    |              | ●           | ●                 |                  |                    |
|             | 医療             | 地域医療体制の確保               |              |             | ●                 |                  |                    |
|             | 地域福祉           | 支え合いと助け合いによる地域福祉の推進     |              |             | ●                 |                  |                    |
|             | しょうがい者福祉       | 共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進  |              | ●           | ●                 |                  |                    |
|             | 高齢者福祉          | シルバー世代が活躍できる社会の推進       |              |             | ●                 |                  |                    |
|             | 社会保障           | 社会保障制度の充実               | ●            |             | ●                 |                  |                    |
| 生活環境・生活基盤   | 環境・景観保全        | 豊かな自然環境・美しい景観の保全と活用     |              |             |                   |                  |                    |
|             | 循環型社会          | 資源循環型社会の構築              |              |             |                   |                  |                    |
|             | 土地利用           | 効果的な土地利用の推進             |              |             |                   |                  |                    |
|             | 生活インフラ         | 住民生活を支えるインフラ整備の推進       |              |             |                   |                  |                    |
|             | 住環境整備          | 多様なニーズに対応した住環境の整備       |              |             |                   |                  |                    |
|             | 移住・定住対策        | 職住近接を目指した移住・定住対策の推進     |              |             |                   |                  |                    |
|             | 地域公共交通         | 持続可能な地域公共交通の確立          |              |             |                   |                  |                    |
|             | 消防防災・交通安全・消費生活 | 安全・安心な住民生活の実現           |              |             |                   |                  |                    |
| 行財政運営       | 情報発信           | 情報共有と知名度向上につながる発信力の強化   |              |             |                   |                  |                    |
|             | 住民サービス         | 町民に信頼される開かれた組織づくりの強化    |              |             |                   |                  |                    |
|             | 行財政運営          | 将来を見据えた行財政運営の推進         | ●            | ●           | ●                 | ●                | ●                  |



答申書掲載予定

答申書掲載予定

## 第2次安平町総合計画 後期基本計画策定に係る諮問

安政推第1260号

令和4年7月15日

安平町未来創生委員会

委員長 小林正道様

安平町長 及川秀一郎

### 第2次安平町総合計画 後期基本計画の策定について（諮問）

令和4（2022）年度をもって第2次安平町総合計画 中期基本計画の計画期間が終了するため、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする第2次安平町総合計画 後期基本計画を策定します。

この計画の内容について、安平町未来創生委員会条例第2条第1号の規定に基づき、安平町未来創生委員会の調査審議を賜りたく、諮問いたします。

### 記

#### 1. 諮問事項

第2次安平町総合計画 後期基本計画の策定について